

平成 28 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

平成 28 年 6 月 7 日 開会

平成 28 年 6 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成28年第2回美浜町議会定例会会議録目次

6月7日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙（採決）	4
報告第3号から議案第38号まで10件一括提案説明	4
散 会	7

6月9日（木曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○2番 荒井勝彦君	11
1 美浜町における全国瞬時警報システムについて	
(1) 本町において、防災行政無線との連携は図られているか。	
(2) 保育所、小中学校への情報伝達はどのようにしているか。	
2 お年寄り等の見守りについて、他市町では宅配業者、新聞配達員、郵便局配達員、メー ター検針員等と連携し、認知症による徘徊、児童虐待防止に対処している。本町ではど の程度連携・対処できているか。	
3 放課後児童支援員について	
放課後児童クラブの指導員に認定資格である「放課後児童支援員」の資格取得が義務付 けられたが、本町の取得状況はどうか。	
○8番 鈴木美代子君	17
1 買い物難民の救済を	
(1) 地域住民のニーズを把握するためのアンケート調査の時期はいつか。	
(2) 買い物難民を救済するため町としてどう対応していくつもりか。	
(3) 移動店舗に対する助成を考えるべきと思うが、いかがか。	

2 古布地区における堆肥の悪臭について

実態をどのように把握し、対応してきたか。また、今後どのような指導、対策を考えているか。

3 防災対策の充実を

(1) 毛布、食糧、飲料水などの物資は何をどれくらい備蓄しているか。

(2) 避難所における簡易トイレの配備を含め、トイレ対策をどのように計画しているか。

(3) 同報無線が聞こえにくいという声があるが、町は調査すべきでは。また、そうした地域の住民に戸別受信機を無料設置できないか。

(4) 町地域防災計画は熊本地震のように連続して発生する巨大地震に対応できる計画か。対応するには何が必要か。

(5) 防災会議のメンバーに、女性、障がい者を入れるべきでは。

(6) 大川の浚渫と立木の除去はどうなっているのか。

○ 1 番 横田貴次君 2 6

1 美浜町の教育の現状について

(1) 町内各小中学校には、それぞれ教育理念・目標があるが、町として掲げる教育理念・目標はあるか。

(2) 現在、本町が抱える教育や学校運営に関する問題・課題はあるか。

(3) その問題・課題について、だれがどのように共有し、解決に向けた話し合いがもたれているか。

(4) 平成27年4月から設置された「総合教育会議」のこれまでの運営状況は。

2 児童・生徒数の減少が予想される美浜町の今後の教育について

(1) 児童・生徒数の減少が予想され、学級編成をはじめ小中学校の運営も大きく見直す必要があると感じるが、教育現場としてどのように考えているか。

(2) 町として、小中一貫校にどのような見解を持っているか。

(3) 町の教育、学校運営の方向性を再検討する必要があると感じるが、町はどう考えているか。

○ 3 番 大岩 靖君 3 6

1 美浜町の防災対策について

(1) 災害により、国道等が寸断された間の美浜町への支援物資の供給方法について、どのような対策を考えているか。

(2) 災害時の緊急医療体制について、災害拠点病院である知多厚生病院や地元医師団はどのように連携するか。

(3) 各学区・地区に設置された防災倉庫の管理はどのようにしているか。

2 県道・町道の道路整備について

(1) 道路脇の草木が車道まで繁茂し、通行の支障となり大変危険な箇所があるが、町としてどのような対策をとるか。

(2) 町の許可があれば、伐採等してもいいと申し出るボランティアもいるが、行政側の方針は。

○ 7 番 山本辰見君	4 3
-------------------	-----

- 1 知多奥田駅東部開発計画は、地域住民にとって利益をもたらすものか。
 - (1) 駅周辺の開発ではなく、東側のみの開発だが目的は何か。
 - (2) 総額27億の事業であり町財政への影響は重大であるが費用対効果をどう考えているか。
また、維持管理費は施設利用料で賄えるか。
 - (3) 整備するサッカー場、陸上競技場は誰のための施設で、想定される利用者数は。
 - (4) 多額の維持管理費が予想されるが、その試算は。また、管理・運営はどこが行う予定か。
 - (5) 財源として見込む都市計画税は目的税であり本事業には該当せず、都市公園というのであれば、都市計画税を負担している市街化区域内に整備すべきではないか。
 - (6) 町の課題である人口減少対策・定住者増進と本事業との関係付けは。
- 2 熊本地震から何を学ぶか。
 - (1) 今回の連続地震災害のような想定外の災害を受け、町として何が求められていると考えるか。
 - (2) 本町に影響を与えられる活断層について、どのように把握し評価しているか。
 - (3) 奥田駅東部開発計画で設置を検討している防災倉庫について、より高所に整備すべきでは。

散 会	5 2
-----------	-----

6月10日（金曜日）第3号

議事日程	5 3
会議に付した事件	5 3
会議に出欠席した議員	5 3
説明のため出席した者の職、氏名	5 3
職務のため出席した者の職、氏名	5 3
開議の宣告	5 4
町政に対する一般質問	5 4
○ 4 番 横田全博君	5 4

- 1 行財政改革について
 - (1) 財政面での削減結果と今後の取り組み、組織・事務の簡素化に関するこれまでの取り組みと今後の計画は。
 - (2) 職員の資質向上と人事管理について取り組んできたこと、今後の計画は。
- 2 お城山の保全について
 - (1) 通学路である西側斜面でも土砂流出がみられる。安全確保が必要と考えるがどう対応するか。
 - (2) 今後のお城山としての遺跡保全をどう考えているか。
- 3 通行困難な河和駅西駐輪場の対応について
 - (1) 歩道にも自転車駐車がされており改善すべきでは。

- (2) 駐輪指導はどのようにしているか。
- (3) 放置自転車の撤去はどのように行っているか。

4 健康維持・増進と総合公園体育館の有効利用について

- (1) 昼間時間帯に開催している教室について、メニューや回数等を増加する考えは。
- (2) 「あいち健康マイレージ事業」への参加は。

○14番 江元梅彦君 6 4

1 美浜町の観光事業について

- (1) 独立後の観光協会について、活動状況と成果は。また、今後力を注ぐ点は何か。
- (2) 新南愛知カントリークラブで開催される女子プロゴルフ大会について、駐車場の用地確保が困難と聞くが、継続開催に向け積極的に協力すべきでは。
- (3) 昨年度・本年度と中止になった潮干狩りについて、何か対策を考えているか。

2 公務員の服務規定、服務態度について

最近公務員の不祥事が頻繁に報道されているが、町長は服務規定・服務態度についてどのような指導をしているか。

○ 9 番 野田増男君 7 0

1 名鉄知多奥田駅東部開発事業について

- (1) 整備の必要性の説明を。
- (2) 今後の日本福祉大学との連携・関係をどのように考えるか。
- (3) 地域（地権者）に対し、今後説明会等の予定は。
- (4) 排水計画（河川対策）についてどう考えるか。

2 知多西部線の進捗状況は。

散 会 7 6

6月14日（火曜日）第4号

議事日程	7 7
会議に付した事件	7 7
会議に出欠席した議員	7 7
説明のため出席した者の職、氏名	7 7
職務のため出席した者の職、氏名	7 8
開議の宣告	7 8
承認第3号（質疑・討論・採決）	7 8
承認第4号（質疑・討論・採決）	7 9
承認第5号（質疑・討論・採決）	7 9
承認第6号（質疑・討論・採決）	8 0
承認第7号（質疑・討論・採決）	8 0
承認第8号（質疑・討論・採決）	8 1
議案第36号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第37号（質疑・委員会付託）	8 2

議案第38号（質疑・委員会付託）	8 2
発議第3号（提案説明・質疑）	8 2
発議第4号から発議第5号まで2件一括（提案説明・質疑）	8 7
散 会	9 3

6月21日（火曜日）第5号

議事日程	9 5
会議に付した事件	9 5
会議に出欠席した議員	9 5
説明のため出席した者の職、氏名	9 5
職務のため出席した者の職、氏名	9 6
開議の宣告	9 6
議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 6
議案第37号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 7
議案第38号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
発議第3号（討論・採決）	9 9
発議第4号から発議第5号まで2件一括（討論・採決）	1 0 1
報告第4号から議案第40号まで3件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 4
議員派遣の件について	1 0 8
議会閉会中の継続調査事件について	1 0 9
閉 会	1 0 9

平成28年 6 月 7 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成28年 6 月 7 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第 4 報告第 3 号 平成27年度美浜町一般会計繰越明許費について

承認第 3 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 4 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 5 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 6 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 7 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 8 号 専決処分事項の報告承認について

議案第36号 訴えの提起について

議案第37号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第38号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 横 田 貴 次 君

2 番 荒 井 勝 彦 君

3 番 大 岩 靖 君

4 番 横 田 全 博 君

5 番 大 崎 卓 夫 君

6 番 丸 田 博 雅 君

7 番 山 本 辰 見 君

8 番 鈴 木 美代子 君

9 番 野 田 増 男 君

10番 森 川 元 晴 君

12番 石 田 秀 夫 君

13番 杉 浦 剛 君

14番 江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（16名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 坂 本 順 一 君

経 済 環 境 部 長 竹 内 康 雄 君

建 設 部 長 斎 藤 功 君

教 育 部 長 牧 守 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君

秘書広報課長 谷 川 徳 寿 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

都市整備課長 石川喜次君

学校教育課長 日比郁夫君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

議会係長 山下美幸君

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆さん、おはようございます。

平成28年第2回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

さて、議会といたしましても、執行部、議会事務局が新しい体制となりまして初めて迎える定例会であります。緊張感の中、いま一度、改めて皆さんもお持ちの「議員必携」等を見直し、地方自治とは何か、議会、議員の地位、使命、職責とは何か、原点を振り返り、住民の立場、意見に立って皆様と議会を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆様、おはようございます。

本日、平成28年第2回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には全員御出席をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

さて、4月14日に発生しました熊本地震発生から早くも2カ月が過ぎようとしております。いまだに余震が続く、被害の甚大さに心が痛む思いであります。この地震によりお亡くなりになられた方々に対し心からお悔やみを申し上げるとともに、いまだに避難生活を送られている方々にお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧復興を心からお祈りするものでございます。本町といたしましても、さきの行政報告会にて御報告いたしましたとおり、県・町村会等から職員派遣の要請があれば、早急に現地へ赴けるよう準備を行っているところでございます。

また、近い将来、この地方で発生するであろう地震に備えて、家具転倒防止対策事業、建築物耐震改修促進事業を初め、各種施策を講じているところでございます。私ども行政は、常に町民の皆様の幸せを願い、日々行政を進めてまいりたいと考えております。

今議会においても10件の案件を御審議いただくこととなりますが、私ども執行部も、議員の皆様方に御理解がいただけるよう丁寧な説明と答弁を尽くしてまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成28年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認を願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告をしてください。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

諸般の報告を2件申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、平成28年3月定例会におきまして繰越明許としてお認めをいただきました野間中学校屋内運動場吊天井撤去工事についてでございますが、入札手続きを現在進めているところでございます。本件につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事となりますので、来る6月15日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

次に、生徒・児童用机椅子の購入についてでございますが、昨年度に続き、本年度におきましても、小・中学校それぞれ1学年分となる386組の購入を予定しております。本件につきましては、購入予定価格が700万円を超える財産の取得となりますので、前述の工事と同様に、来る6月15日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

御報告いたしました2件の案件につきましては、いずれも本契約締結に当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定により、議会の議決が必要となりますので、21日の最終日に契約議案を上程し、議会の議決をお願いする予定をしておりますので、重ねてよろしくお願いをいたします。

諸般の報告は、以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

以上で、町長の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 横田貴次君、13番 杉浦剛君を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月２１日までの１５日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から６月２１日までの１５日間と決しました。

日程第３ 美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（森川元晴君）

日程第３、美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員には、山田道夫君、山下泉君、片岡清治君、鳥居佐一君、選挙管理委員補充員には、岩本隆徳君、齋藤恵一君、磯部義忠君、小菌勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長において指名した順序に決しました。

日程第４ 報告第３号 平成２７年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

議案第３８号 平成２８年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）まで１０件一括提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第４、報告第３号、平成27年度美浜町一般会計繰越明許費についてから議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）まで、以上10件を一括議題とします。

以上10件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案申し上げますのは、報告第３号、平成27年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとして10件でございます。全案お認めくださいますようお願いを申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第３号、平成27年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、去る３月議会において繰越明許事業としてお認めをいただいた生涯活躍のまち推進事業、土地区画整理事業に伴う変更作業委託、地方公共団体情報システム交付金、コミュニティハウス事業、地域資源活用事業、産業活性化推進事業、観光総務事務事業、体育館天井落下防止対策事業、河川等災害復旧事業に要する経費を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

次に、承認第３号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、昨年９月16日、美浜町大字河和字菅刈地内にて公用車が東に進行中、対向車線を西に向かい進行してきた奥田在住の方が運転する車両が中央車線を越えて進入してきたため避け切れず、公用車前部右側と相手車両前部右側が衝突し、双方とも破損するという事故が発生をいたしました。

この事故に関して、双方とも代理人である保険会社で話し合いを行ったところ、相手方車両が中央車線を越えて進入したため、過失割合については、本町ゼロ％、相手方100％とし、公用車の残存価格の金額74万5,000円を相手方が本町に支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第179条第１項の規定により、損害賠償の額及び和解について４月７日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、承認第４号から承認第６号、３件の専決処分事項の報告承認についてでございますが、一括して御説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年３月31日に公布され、翌４月１日から施行されたことに伴い、美浜町税条例、美浜町都市計画税条例及び美浜町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第１項の規定により、３月31日付にて専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第４号、美浜町税条例等の改正内容は、固定資産税の非課税の範囲に規定された独立行政法人の名称変更による改正及び固定資産税の課税標準の特例の追加並びに地方税法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

承認第５号、美浜町都市計画税条例の改正内容は、都市計画税の課税標準の特例の追加及び地方税法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

承認第６号、美浜町国民健康保険税条例の改正内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の５割及び２割の軽減措置について、軽減判定所得の基準額を引き上げ、保険税軽減の対象を拡大するものでございます。

なお、施行日は、いずれも本年４月１日でございます。

次に、承認第７号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、行政改革による事務機構の見直しに伴い、都市計画課から都市整備課に課名を変更したことにより、美浜町都市計画審議会条例の一部を改正する必要

が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付にて専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、施行日は、本年4月1日でございます。

次に、承認第8号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、本年3月、河和小学校体育館器具庫及び西側倉庫の天井仕上り材を専門業者に調査分析を依頼したところ、吹きつけアスベストの一種であるクリソタイルが含有されていることが判明いたしました。児童及び施設開放利用者等の安全確保を図るため、早急に除去する必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月27日付でアスベスト除去工事に要する補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第36号、訴えの提起についてでございますが、昨年6月18日、武豊町東大高地内にて公用車が通称東部線を北進中、信号機のない交差点において、相手車両が一時停止することなく進入、西進したため、同交差点内において衝突する事故が発生をいたしました。この事故に関して、相手方の車両所有者が「美浜町のほうが大きな過失がある」と主張し、示談交渉がまとまらない状態が続いていますので、美浜町及び美浜町職員が原告となり、相手方車両所有者に対し、交通事故による債務が過失割合を超えては存在しないこと並びに町職員に対し交通事故による債務が存在しないことを確認するため、裁判所の審判を仰ぐ必要があると判断をいたしました。よって、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ2,195万2,000円を追加し、補正後の予算総額を77億5,825万2,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、2款総務費においては、総務管理費で、平成29年7月から情報提供ネットワークの稼働が予定されることに伴い、庁舎内の自治体情報セキュリティの抜本的強化に要する経費を計上いたしました。

10款教育費においては、教育総務費でセンターサーバー化に伴うネットワークを使用する経費を、中学校費で、キャリアコミュニティプロジェクト事業を県より河和中学校が指定を受け、「モノづくりあいち」をテーマとしたキャリア教育の経費を、それぞれ計上いたしました。

続いて、歳入予算の内容でございますが、まず14款国庫支出金、総務費国庫補助金にて庁舎内の情報セキュリティ強化の補助金を計上いたしました。15款県支出金、教育費委託金にて、「モノづくり」をテーマとしたキャリアコミュニティプロジェクト事業の財源として県支出金を計上いたしました。

なお、歳入不足となる分については、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ95万1,000円を増額し、補正後の予算総額を27億4,142万9,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出につきましては、1款総務費において、一般管理費で国保広域化対応業務委託に要する経費を計上いたしました。歳入につきましては、今回の補正による国民健康保険制度関係業務準備事業の財源として国庫補助金を計上いたしました。

以上、提出案件10件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月8日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす6月8日は休会とすることに決しました。

来る6月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午前9時25分 散会〕

平成28年 6 月 9 日（木曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成28年 6 月 9 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	横 田 貴 次 君	2 番	荒 井 勝 彦 君
3 番	大 岩 靖 君	4 番	横 田 全 博 君
5 番	大 崎 卓 夫 君	6 番	丸 田 博 雅 君
7 番	山 本 辰 見 君	8 番	鈴 木 美代子 君
9 番	野 田 増 男 君	10 番	森 川 元 晴 君
12 番	石 田 秀 夫 君	13 番	杉 浦 剛 君
14 番	江 元 梅 彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君	経 済 環 境 部 長	竹 内 康 雄 君
建 設 部 長	斎 藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	西 田 林 治 君	子 育 て 支 援 課 主 幹	久 綱 勇 君
健康推進課長	齋 藤 孝 茂 君	産 業 振 興 課 長	天 木 孝 利 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	石 川 喜 次 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	日 比 郁 夫 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

まず冒頭に、皆様もお気づきになっていると思いますが、県内でも行政に携わる者の不祥事が相次いでいます。特に私ども議会議員は、住民の負託を得てこの議場にいます。他人事とは思わず、いま一度、襟を正し、住民の期待を裏切らない、そのような議会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見、御感想をお寄せいただき、皆様とともに行政を考えていきたいと考えておりますので、時間の許す限りおつき合いしていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をお願いします。

また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本定例会より、一般質問の内容をよりわかりやすく伝える補助的な手段として、パネルを使用することを認めることといたしました。本日、1名よりパネルの使用の申し出がありましたので、その内容を審査し、使用を許可しております。

なお、山下子育て支援課長でございますが、病気療養のため欠席させていただき、代理として久綱子育て支援課主幹が出席していますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、本日は、そのうちの5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言はしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

荒井君は質問の準備をしてください。

2番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君は質問をしてください。

〔2番 荒井勝彦君 登席〕

○ 2 番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。2 番 荒井勝彦でございます。

6 月に入りまして、私どもが手入れをいたしております河和台バイパス中央分離帯のアジサイの花も見ごろを迎えてまいりました。来る 6 月 12 日の日曜日には、アジサイまつりが開催されます。ぜひ、皆さん、時間がございましたらお出かけください。

さて、先ほど議長よりお許しをいただきましたので、今回は 3 つの質問をさせていただきます。

まず、1 つ目でございますけれども、美浜町における全国瞬時警報システムについて。

本年 4 月 1 日午前 11 時 39 分に、私の携帯電話、ガラケーと呼ばれる、もう一般的なスマートフォンではない古い形ですが、これに緊急地震速報のエリアメールが入りました。長男とともに自宅で早目の昼食をとっていた私は、NHK のテレビ画面が、番組が瞬時に変わりまして緊急地震速報が流れました。それによって、若干でしたけれども、私は身構えることができました。長男は、すかさず自宅のダイニングテーブルの下に、自分だけですけれども、潜り込んで自分の身の安全を確保した模様です。三重県南東沖で地震発生。強い揺れに備えてください。このような内容でした。

全国瞬時警報システム、以下、Jーアラートと呼称させていただきます。この Jーアラートは、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線等を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムであります。Jーアラートでは、5 項目 18 種類の情報が伝達される仕組みとなっているようですが、どの情報について防災行政無線を連動させるかは、各市町村で決定できることとなっているそうです。しかし、大津波警報、津波警報、緊急地震速報、有事関連情報、この 4 項目については、全国瞬時警報システム業務規程第 8 条により自動起動が原則とされております。

本町において、本年 4 月 1 日の地震発生直前に、防災行政無線での情報伝達はなされたのでしょうか。複数の町民の方から、防災行政無線での情報伝達はなかった、あるいは聞こえなかった。そのように伺っておりますが、実際はどうだったでしょう。

さて、配備が進んでおります防災ラジオ、これを使った情報伝達はどうだったのでしょうか。この 13 日後に、熊本・大分地方では、震度 7 にも及ぶ巨大地震が発生し、多くの犠牲者を出すこととなってしまいました。この地方でも南海トラフ巨大地震の発生が想定されております。いざというときにその機能を十分発揮できないのでは、これは困ります。原因を調査し、災害時には確実に機能することを望みます。執行部のこのことに対するお考えをお尋ねいたしたいと思います。

2 つ目の質問に移らせていただきます。

お年寄り等の見守りについてでございます。

少子高齢化が進み、本町においては、ひとり暮らしのお年寄りがふえてまいりました。独居高齢者の見守りは、現在、民生委員の方に委ねられております。地域によっては、1 人の民生委員の方が複数名を担当し、十分な見守りができる状態ではないところもあるようです。近隣市町においては、宅配業者や新聞配達員、外回りの銀行員、郵便配達員、電気・水道・ガス、これらのメーターの検針員の方々と連携いたしまして、認知症による徘徊や児童虐待防止に対処するようになってまいりました。昨年来、本町においても行方不明のお年寄りの情報がふえてきたように感じております。これらの方々の命を救うのも、やはり多くの人の目だと私はそのように思っております。既に東浦町では、2013 年度から民間 16 事業所と協定を締結しているそうであります。現在、本町では、どの程度、連携・対処ができておりますでしょうか。また、将来、どの程度に拡張していく御予定でありますでしょうか。お伝えお願いいたします。

3つ目の質問に移らせていただきます。

放課後児童支援員について。

放課後児童クラブ指導員の認定資格、放課後児童支援員、これが創設され、昨年度からその取得が義務づけられたそうです。本町における指導員の資格取得状況はどのようになっていますでしょうか。

以上、3つの質問を本日はさせていただきたいと思います。明快なる回答をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

きょうのようなぐずつく日が多くなりますが、また、皆様方には体調を崩されぬよう御自愛をいただきたいと思っております。また、きょう、あすとで8名の方から御質問をいただいておりますが、私初め、執行部みんながわかりやすく、また誠実に答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、荒井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、美浜町における全国瞬時警報システムについての御質問の1点目、本町において、防災行政無線との連携は図られているかについてでございますが、平成22年度に導入した全国瞬時警報システム、J-アラートというものでございますが、気象庁や消防庁等、国の機関から届いた防災や国民保護に関する緊急情報を瞬時に周知するシステムで、本町の防災行政無線、いわゆる同報無線設備を自動的に起動して、住民の皆様にお知らせをするものでございます。

内容を申し上げますと、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報などの国民保護情報や、愛知県に震度5弱以上の地震が発生すると推測された場合の緊急地震速報、地震計等により前兆すべりを観測し、東海地震の発生が強まった場合の東海地震予知情報及び東海地方を対象とした大津波警報が発表された場合において、同報無線が自動的に起動するよう連携が図られております。

次に、御質問の2点目、保育所、小・中学校への情報伝達はどのようにしているかについてでございますが、同報無線の屋外拡声子局等が、美浜町全体で計64基が設置されております。全ての小・中学校にはその敷地内に設置されており、保育所においては、多くの場合、近隣に屋外拡声子局が設置されております。また、戸別受信機を各学校、保育所に配置してあり、同時に迅速に幅広くお伝えできると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お年寄り等の見守りについて。

他市町では、宅配業者、新聞配達員、郵便局配達員、メーター検針員等と連携し、認知症による徘徊、児童虐待防止に対処している。本町ではどの程度、連携・対処できているかについてでございますが、近隣の知多4町では、東浦町が、新聞配達事業者、牛乳等販売事業者やガス会社、中部電力、郵便局などと協定を結んでおります。阿久比町では、地域の新聞店と協力体制を確立しており、武豊町は、現在、協力体制を確立するために、町内の事業者と協議をしていると聞いております。南知多町については、事業者による見守り事業の実施は行っておりません。

本町では、地域包括ケアシステム推進協議会準備会の中の認知症施策推進部会で、徘徊による不明者への対応を含めた見守りの協力体制についての協議を行っております。

さらに、高齢者の人たちの安否確認を、新聞店などの事業者の方々と見守り事業に関する協定が結べるよう検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、放課後児童支援員について。

放課後児童クラブの指導員の認定資格である放課後児童支援員の資格取得が義務づけられたが、本町の取得状況はどうかについてでございますが、放課後児童支援員については、教諭、保育士、社会福祉士などの資格を有するもので、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者であることが、平成27年4月に厚生労働省令で定められたところでございます。ただし、都道府県知事が行う研修については、経過措置として平成32年3月31日までに修了すればよいこととされています。

本年4月1日現在、本町の放課後児童クラブの指導員は、教諭の有資格者が9名、保育士の有資格者が1名の計10名であり、そのうち都道府県知事が行う研修の修了者は1名でございます。また、このほかに補助指導員が6名おります。

今後、放課後児童支援員の充実を図るため、順次、研修受講を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございました。

学校における危機管理、5年前、東北のほうで震災があったときに、河和小学校では児童を一斉に下校させたという事実がございました。こういうことがありますと、あのときはたしか津波警報が出ておったはずですけども、津波で一般的に避難してくる河和小学校の児童を麓まで帰してしまったと。これはまことに調子の悪いことです。もう一連のこういう危機管理ということに関しては、町はどのように考えておりますでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、学校に関しましては私がお答えできませんので、一般的なことを申し上げます。今回の一般質問の内容が同報無線、J-アラートということでございます。それに限定ということになるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

今、議員おっしゃいましたように、津波の警報が出たときに逆にイメージが湧かないといったこともあるかと思います。そういった意味で、同報無線で、愛知県下のほうに津波警報が出た場合には、これは自動的にサイレンをつけて鳴るようになっております。テレビで鳴るのと、スピーカーからサイレンが鳴ったりするというのは、やはりそれを聞いた人のまず心構えが変わるんじゃないかというふうに思っております。そういった意味では、ふだん余り鳴ってほしくないものなんですけれども、これが鳴ることにより、まず一人一人の意識づけが変わることが起こると思います。また、その意識づけが変わることが危機管理の第一歩であろうかと思えます。私どもといたしましては、もちろん行政としてやるべきことはたくさんございますけれども、まず、情報を正確に、迅速にお伝えすることが危機管理の第一ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育部長（牧守君）

5年前の河和小学校のお話が出ました。津波警報が出た場合、あるいは地震の場合、それから大雨、洪水等、いろいろな災害があるわけですけども、現状において、各小・中学校におきましては学校防災計画というのを立案しておりまして、これまでもやってきております。それに従う形で、一応、校長の判断で、5年前、そうい

う形で帰宅させたというような形もあろうかと思いますが、その後におきまして、平成27年3月に地域防災計画のほうが大幅に見直しをされました。これを受けまして、各小・中学校の学校防災計画につきましても、それまではそれぞれの学校でいろいろ、形式、様式等々まちまちであったものを、美浜町として統一的な形式に整えようということで、いろいろ中身も充実しなければならないということで、校務さん等を中心に検討していただきまして、平成27年度中に各小・中学校におきまして、統一されたといいますか、学校防災計画のほうを策定していただいております。

今後におきましては、学校防災計画に基づきまして、さまざまなケースを想定した避難のことに関しても、そこに記載されておりますので、それに準じて今後におきましては行動していただけるものと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございます。

先ほど、町長の答弁の中で、学校には戸別受信機が全て配備されていると、このようにおっしゃいましたけれども、この戸別受信機というのは、いわゆる防災ラジオのことでしょうか。それとも別のものでしょうか。ちょっとそれのところを教えてください。

○総務部長（本多孝行君）

まず、全校に配置されておりますのは、ラジオが聞けない専用の戸別受信機が1台配置されております。同報無線を受ける機能としては全く同じであります。今、申し上げましたように、ラジオを受けることはできないというだけの話であります。ただ、逆に録音機能ですとか、別の機能がついた専用の機材を配置しております。

また、要望によりまして、ラジオのついた――皆さんにお配りしたものです。あれと同じものを配備しておる学校もございます。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございます。

ということは、それを職員室なり、どこかで聞いて、校内放送でこういうのが来るぞというふうに伝達をするわけですね。そうすると非常に時間がかかる。ゆっくりとした放送をして、果たしてそれがうまく伝わるかどうかということ。

実は、本年5月23日、布土小学校へ学校訪問で伺いましたところ、各教室全てに防災ラジオが設置されておりました。私、あれと思って、いろいろカーテンの陰だとか、テレビの裏だとか、教卓の奥だとか、一つ一つ、失礼でしたけれども、めくって見せていただきましたけれども、全ての教室にこれが配備されておる。ということは、瞬時にそういう警報が出れば、教室で即座にそれを受けることができる。これを全て配備するには非常にお金もかかることで、財政的に厳しいとは思いますが、これは、布土小学校は防災モデル学校として指定されたからできたんですよということも伺いました。長い目でいけば、やっていけるのかなと思いますが、その辺のところは、そんな計画はございますか。

○総務部長（本多孝行君）

今、議員おっしゃいましたように、布土小学校には、戸別受信機が、ラジオつき15台配置しております。これは私どもの防災担当からすると、防災の学校だから、じゃ、布土だけ特別扱いしたということではございません。先ほど申し上げましたように、1台専用というのは、これはうちのほうから最低でもということで1台お配りしております。ですが、学校という施設の性質上、ラジオをついたものにしますとお昼の放送が流れます。という

ことは、授業にやはり影響があるということもございますので、これは学校のほうに、うちのほうから、もし要るようであれば台数をお配りしますということを平成25年度に行っております。そのときに、うちのほうはこれだけの台数が欲しいという御要望がありましたところには、在庫のかげんもありましたので、例えば20台欲しいけれども15台しか渡せないというようなこともありましたけれども、そういう御要望にお応えしてお配りをいたしております。そういった意味では、布土の15台というのは布土小学校の御要望にお応えしてお配りしたということでございます。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございました。

先ほど、最初の町長の答弁の中で、Jーアラートが同時に鳴るとというのは、震度5弱以上が想定されるという場合であるというお答えをいただきました。たしか、あのときは美浜町、震度3だったと思います。それで連動しなかったのかなということを、私は今認識させていただきました。

それで、私はまだJーアラートが連動して防災無線が何か鳴ったということ、恐らく美浜町の住民の方、聞いたことはないと思いますけれども、例えば緊急警報、トゥルルという、ああいう音が鳴るのか。これは防災無線が配備されたときに、いろんな町民の皆さんから、聞こえづらい、ハウリングしちゃっておる、山びこのようにあっちで言っておることが、またこっちで聞こえちゃっておるというふうにお伺いしました。私も実際、そういうふうに感じましたので、何かもっとスピーディーに、ぼんとういうふうに鳴るものなのでしょうか。その辺のところもちょっと聞かせてください。

○総務部長（本多孝行君）

まず、自動起動するような場合につきましては、一刻を争うものであるという大前提がございますので、通常のお知らせの場合は、ハウリングですとか起こさないように時間差で、1つの地域の中で2つのグループ、3つのグループに分けていることは設定してございます。ですが、先ほど申し上げましたように一刻を争う場合でございますので、これは最大音量で一括して流れてしまいます。もちろんそうしますと、あっちで鳴ってこっちで鳴ってハウリングということもございますが、それよりもまずお知らせすることが第一と、そういう順位を考えて設定されておるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございました。それでは、Jーアラートに関する再質問のほうは以上にさせていただきます。

質問の2つ目についての再質問に移らせていただきます。

先ほど来、いろいろ先進的は取り組みである東浦町、こちらではごみ出しの支援制度を取り入れて、お年寄りを見守りされているということも伺っております。調査によりますと、2015年の調査でございますけれども、全国1,137自治体のうち22.9%に当たる260自治体で、この支援制度を設けておるようでございます。また、この制度のある自治体のうち、ごみ回収時に、毎回そのお年寄りにお声がけをする自治体が59.2%だそうです。また、今後、ごみ出しが困難になるであろうお年寄り、高齢者がふえると考えている自治体は、何と86.5%にも達します。美浜町ではどうですか。このようなことはどんなふうにお考えでしょうか。お答え願います。

○厚生部長（坂本順一君）

まず、ごみ出しにつきましては、美浜町の場合は戸別収集という形ではないものですから、集積所のほうに集めて収集する形になりますので、ごみ出しのときにお声をかけたりということは難しいかと思います。ただ、資源ごみ回収につきましては、これも皆さん、係の人がいてお顔を見ておりますので、そのときにお話というか、

声かけはできるかなと思っていますけれども、そんな状況でございます。

○2番（荒井勝彦君）

今、厚生部長の御答弁ございましたけれども、やっぱりそこまでも持っていけないお年寄りが、これからどんどんふえていくのではないかなと。確かに東浦町の場合は、そのお宅へ行って、それをお預かりして持っていく、そこでお声かけをするという、こういうような写真が載っておりました。これはNPOが何かに委託しておるといことも新聞には載っておりましたけれども、これから先、随分そういう形がふえてくるのであれば、やはり美浜町も何かしらの形でお年寄りの見守りに一つ加味していくのも、この方法ではないかなと私は考えております。

それでは、最後の質問であります。

放課後児童支援員についての再質問に移させていただきます。

学童指導員、こういった方は、一体幾らの給料だということを、私、存じ上げておりませんけれども、給料が少ないので、なり手が少ないと。資格を持っていないと学童で働けなくなるような制度になってしまうのではないかと。働く人がいなくなっていってしまうのではないかという状態で心配されている方が、かなりお見えになるそうです。そして現状で、その専門性に見合う待遇になっておらず、さらに拍車をかけていく、人手不足になっていくのではないかなというふうに、ある有識者のお話という形で新聞報道がされておりましたけれども、美浜町では、これはどのようにお考えでしょうか。お答えを願います。

○厚生部長（坂本順一君）

まず、この資格者のことでございますが、保育士の有資格者とか、社会福祉士の有資格者、それから高等学校卒業生で、かつ2年以上、放課後児童の育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が認めた者などがございますので、必ずしも保育士であるとか、社会福祉士であるとかということで限定するものではございません。

それで、今の中では、そうした資格を持っている人たちが県の研修を行うということになっておりますが、それにつきましても、先ほど御答弁させていただいたとおり、32年3月31日までは持っていなくても、そちらの研修に参加する予定であれば資格があるということでございますので、そういった人たちというのか、資格がない方につきましても、こういった事業に2年以上従事していただければ、まず資格の1番目の要件をクリアできるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（荒井勝彦君）

わかりました。

32年3月31日までにこれを取得してくださいよということで、やっぱりそこまで猶予があるからええじゃないかじゃなくて、子どもたちのためを思うのであれば、できるだけ一刻も早く、そういう制度ができたのであれば積極的に受講し、有資格者として安心して親御さんたちが子どもを預けられる。後手後手に回るのではなくて、そうしていくのがより優しい美浜町になるのではないかと思います。最後にそれだけちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○厚生部長（坂本順一君）

おっしゃるとおりでございます。昨年から始まりましたということで、県からお示しされた枠が一枠でございました。そのために1名でございましたので、本年度も県のほうに枠をふやしていただく要望をさせていただいております。本年度は予算で4名の枠を持っておりますので、県の枠が4名あれば4名の方に行っていただきたい

いというふうを考えております。

以上でございます。

○2番（荒井勝彦君）

よくわかりました。

杵が1名だから1名だったと。4名、今度いただけるんだったら、美浜町から4名。そういうふうに向きに向きと有資格者をふやして行って、子どもたちを安心して預けられる、そういう優しい美浜町にしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井君は自席に戻ってください。

〔2番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、鈴木美代子君は質問する準備をしてください。

8番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔8番 鈴木美代子君 登席〕

○8番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、買い物難民の救済についてであります。

布土北部、切山、美浜緑苑、野間、内扇など、周辺地域は買い物するところがなく、生活に支障が出ています。現在、高齢化が進んでおり、高齢者家族で交通手段がない場合はとても困って見えます。このままでは町が疲弊してしまわないかととても心配です。町の活性化のためにも、買い物難民を救済するためには何が必要だとお考えでしょうか。お伺いします。

1、地域住民のニーズを把握するためにアンケートを実施するとお聞きしましたが、いつ実施するのか、その時期をお尋ねいたします。

2、町民が安心して将来も暮らしていけるまちづくりを考えたとき、買い物難民の問題は切実です。救済するために町としてどう対応するつもりですか。

3、移動店舗を始める場合、町として助成を考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

第2点目は、古布地区の堆肥の悪臭についてであります。

地域住民の生活環境を守ることは行政の大切な役割です。昨年10月から古布地区の牛舎跡地において、半田の業者が大量の未完熟な堆肥を貯蔵し、尋常ではない悪臭を放つことにより、周辺住民の生活環境が脅かされています。この半田の業者は、事業を始める前に事前に住民には何の説明もなく、ある日突然、異臭がして、住民は何のにおいだということで大騒ぎになったということです。最初のにおいに比べ、今はよっぽどにおいにおさまっているといいますが、とても臭いです。こうした実態を町当局はどのように把握し、どのような対応をしてきたか。また、住民の健康的な生活環境を守るために、今後どのような指導及び対策を考えていますか。

第3点目は、防災対策の充実についてであります。

4月14日に熊本地震が発生して約二月になりますが、この東海地域においても巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況であり、今のうちに蓄えを十分にしておく必要があります。防災対策の充実について、以下6点に

ついてお伺いします。

1、現在、毛布、食糧、飲料水などの物資について、何をどのぐらい備蓄していますか。

2、避難所におけるトイレの確保は重要な問題です。簡易トイレの配備を含め、トイレ対策についてどのように計画していますか。

3、同報無線が聞こえにくいという声があります。町内全域で調査すべきではありませんか。また、そうした地域の住民に戸別受信機を無料設置することはできませんか。

4、美浜町地域防災計画は、熊本地震のように連続して発生する巨大地震に対応できる計画になっていますか。対応するには何が必要と考えますか。

5、防災会議など、防災を考える方々は男性が大多数を占め、年齢層も偏っています。女性や障害者などをメンバーに入れることで、いろいろな場面でも漏れのない防災対策が考えられると思いますが、いかがですか。

6、何年も前から質問していることですが、災害時における川の氾濫を防止するために、県の2級河川である大川の川底のしゅんせつと、川に自生している樹木を根から除去する件はどうなっていますか。昨年度の終わりに自生する樹木を伐採したということですが、根からではないので、三月もたてば、もとのもくあみで、木は大きく育って茂っております。しゅんせつをすることと、樹木を根から伐採しなければ、また生えてきます。県が毎年伐採してくれればいいわけですが、そうはいかないでしょう。ぜひ、しゅんせつと樹木の根からの伐採を県にやってもらうよう要求してください。

以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、買い物難民の救済をについての御質問の1点目、地域住民のニーズを把握するためのアンケート調査の時期はいつかについてでございますが、今回実施するアンケートは、まち・ひと・しごと創生加速化交付金を活用し、買い物弱者支援実態調査を実施するものでございます。現在、日本福祉大学と連携し、アンケート内容についての検討を進めており、まとめ次第アンケート調査を実施いたします。調査対象を65歳以上の方とし、実施時期につきましては8月から9月を予定し、年度末までに結果分析を終えるように考えております。

次に、御質問の2点目、買い物難民を救済するため、町としてどのように対応していくつもりかについてでございますが、議員も御存じのとおり、今年度、行ってきバスを1台増車いたします。増車に伴い1日5便から8便程度へ増便する一方、コース及び停留所の見直しも含めて検討しているところであります。その中で、西部コース、東部コースともに、比較的大規模な店舗への乗り入れにつきまして、当該店舗との交渉を進めている段階でございます。行ってきバスの店舗への乗り入れの実現により、その増便と相まって買い物支援策となるものと考えております。

なお、先ほどお答えをいたしましたとおり、アンケートを実施いたしますが、その結果を含め、今後も住民の皆様方の意見を把握し、町政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、移動店舗に対する助成を考えるべきと思うが、いかがかについてでございますが、本町といたしましては、この事業をやろうとする方がどのような意向をお持ちなのかによって、対策を検討していく必要があるかと考えております。みずからの営業としてやっていかれるのであれば、美浜町商工会とも協議しながら、商工業振興策の一環として、あるいは高齢者や買い物弱者に対する支援ということであれば、福祉政策の中で検討をしていくこととなります。

いずれにいたしましても、具体的な計画が示された時点で、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、古布地区における堆肥の悪臭について、実態をどのように把握し、対応してきたか。また今後、どのような指導、対策を考えているのかについてでございますが、議員も御承知のように、御指摘の場所は牧場であったところでございます。常滑市内で製造した食物残飯を原料とした堆肥を運んできまして、一時保管場所として以前、牛舎であった建物を利用しているものでございます。牛舎として使っていたときの天窓及び出入り口ともオープンであったために、においの拡散を防ぐ構造とはなっておらず、強いにおいがしたものと考えられております。

これまでの経過を申し上げますと、平成27年9月、近隣住民より苦情を受け、現場確認した際に、作業をしていた原因者に開放部を全て閉め切る対策をとるように指示をいたしました。さらに、同月、県環境保全課の立ち会いのもとに、建物の窓、出入り口、天窓を全て塞ぐなど、対策をとるように指導をいたしました。その後、現場確認したところ、扉等は閉め切られており、脱臭装置も設置されていることを確認しております。しかしながら、作業時に扉をあけて行ったことがあるとのことでございましたので、今後は閉め切って作業をするよう指導をいたしました。本年3月には、原因者より臭気環境対策工事のスケジュールを現地で説明を受け、5月には原因者より、臭気対策の工事進捗状況について、現地で関係住民を交えて説明会を開いております。

いずれにいたしましても、原因者が周辺住民に与える影響を認識し、環境対策を実施することが重要であると考えております。

今後とも、適正な規模での適正な管理を指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、防災対策の充実をの御質問の1点目、毛布、食糧、飲料水などの物資は何をどのくらい備蓄しているかについてでございますが、毛布の備蓄は学区防災倉庫等に850枚、またこれとは別に日本赤十字美浜町分区も55枚の備蓄をしているとお聞きしております。

次に、食糧は、4月末現在でアルファ米が6,100食、乾パン等が5,426食、計1万1,526食でございます。

また、同月末現在、飲料水は500ミリリットルで2,280本の備蓄がございます。加えて、100トンの飲用可能な耐震貯水槽が、野間小学校及び河和中学校に設置済みであります。また、上水道の配水池にも飲料水は蓄えられておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、避難所における簡易トイレの配備を含め、トイレ対策をどのように計画しているかについてでございますが、学区自主防災倉庫等に組み立て式簡易トイレが390基、組み立て式トイレが7基、車椅子対応もできるトイレが9基、それぞれ備蓄しております。

今後、計画的に備蓄を進めておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、御質問の3点目、同報無線が聞こえにくいという声があるが、町は調査すべきでは。また、そうした地域の住民に戸別受信機を無料設置できないかについてでございますが、現在、同報無線により正午と午後5時に軽音楽を放送しているところでございます。正午の放送がおおむね30秒、午後5時の放送はおおむね1分間で、正午の時報として、あるいは夕方、児童の帰宅を促すなど、節度ある生活リズムの形成のために効果的に利用ができているといった面もございます。この放送で、音の伝わりぐあいは、ある程度把握できているものと考えており、改めて調査することは考えておりませんが、聞こえにくい地域があることも事実だと思っております。

しかし、その一方で、一部町民の方から、音が大きい、やかましいなどの苦情が寄せられているのも、こういった実情もございます。同報無線は、迅速に幅広く情報を伝達することができる反面、平常時における放送に対しては、苦情がついて回るといった宿命も持ち合わせておりますので、これらのことも踏まえ、単に音量を上げ

れば済むというものでもないことは、議員も十分御理解をいただいていることと思います。

ラジオつき戸別受信機は、屋外拡声子局を補い、確実に情報伝達を図るために導入したもので、1台約1万6,000円の受信機を一部町費で補助し、6,000円で販売しております。さらに、75歳以上の方が属する世帯及び65歳以上の方のみの世帯では、1台1,000円となっております。このことを踏まえ、戸別受信機の無料配布については現在のところ考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の4点目、町地域防災計画は、熊本地震のように連続して発生する巨大地震に対応できる計画か。対応するには何が必要かについてでございますが、地域防災計画では、住民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、地震等の災害に対処するため、県・町、指定地方行政機関、自衛隊及び指定公共機関等の防災関係機関が、その全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることとなっております。対応可能と考えております。

この防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正することとなっております。今回の熊本地震のように大規模な災害が発生した場合には、その課題などを把握し、常に最新で最善の計画を維持することが必要だと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の5点目、防災会議のメンバーに女性、障害者を入れるべきではについてでございますが、平成26年度より、お二人の女性委員を委嘱しております。

お一人は、あいち防災リーダー会及び美浜・南知多防災の会より御推薦の方であり、防災対策などに女性の視点から御意見をいただけるものと考えております。

もう、お一人は、被災地でのボランティア活動の経験豊富な、日本福祉大学社会福祉学部の准教授であり、防災対策について、女性からの視点のみならず、障害者の視点からも貴重な御意見をいただけるものと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、御質問の6点目、大川のしゅんせつと立木の除去はどうなっているかについてでございますが、まず、しゅんせつにつきましては、大川のうち愛知県が管理する区間においては、平成27年度に国道247号から柿ヶ坪橋までの河川断面を測量したところ、計画断面を確保できていることからしゅんせつの予定はないと聞いております。また、美浜町の管理する区間においては、平成24年度に南知多道路ガード下の善切橋より上流の区間で40メートル、平成27年度に愛知用水余水吐付近より上流51メートルの区間で、堆積土砂をしゅんせついたしました。

川に自生した立木の除去についてでございますが、県において、平成26年度に国道247号から上流で35本、平成27年度に国道247号から砂行橋までの区間で39本を伐採し、流れの支障となり得る立木の伐採を行ったと聞いております。また、立木の根からの除去につきましては、川の堤体及び河床に影響を及ぼすおそれがあるため、抜根等は行わないとのことでございます。

今後、立木が大きく成長し、流れの支障となる状況になりましたら、その都度、県に伐採を要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での御答弁は以上となります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○8番（鈴木美代子君）

以前、野間に移動店舗があったということですがけれども、それがやっぱり経営が行き詰まってやめたと。それについては、商工会も応援していたんではないかなと思うんですがけれども、どんな経過でやめになったんですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、議員から御指摘のありました野間地区のニコニコひろば、これにつきましては、民間の有志の方が、自分たちでやられておったということでございまして、やめになった理由、私どもも詳細には聞いておりませんが、やはりこれまでのような営業の仕方を継続していくことが難しくなったんであろうというふうに思っております。

商工会としては、商工会事業として、事業そのものを抱えていたというわけではございません。ただ、側面から、いろんなチラシ等の印刷ですとか、そんなことを事務局がお手伝いをしておったということは聞いておりますけれども、ニコニコひろばの事業そのものを美浜町商工会の事業としてやっていたということはなかったというふうに聞いております。

○８番（鈴木美代子君）

とても残念なことなんですけれども、町長はこの移動店舗がなくなって、どうお考えになりましたか。

○町長（神谷信行君）

私も、この移動店舗の中止ということをお聞きしまして、先ほども御答弁の中にもありましたように、全体的に、今、買い物難民ということで聞いておりますので、私も至るところでそういった要望もお聞きしております。そういったことで、一応、一つの対応としては、先ほどの行ってきバスで何とかそういった店舗のほうに乗り入れができないかということで、先ほども申し上げましたように、その対応として、今現在、担当のほうも店舗と交渉させていただいております。

それと、やはり今、福祉タクシーもございまして、もう一つは、やはり現状的に何とか民間の方でそういった移動店舗をやっていただける方がおれば、町としてもそちらのほうにいろんな形で御支援ができればなということもちょっと頭の中には置きながら、それがだけどういった状況で、先ほど申し上げましたように、その方が稼働していただけるかということも、やはりいろいろな中でお聞きしながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○８番（鈴木美代子君）

私はあるとき、お年寄りがひとり暮らしということを知らないで訪問しました。そこで、旦那さんが２週間ぐらい前に亡くなって、もう本当にしょぼんとして、足もふらふらで、そんなおばあさんに会いました。それで、そこは娘さんや息子さんがたまたま１週間に一遍か、１０日に一遍、買い物をしてくれるんだということだったんですが、私が行ったときは、もう食べるものもそうないしということで、このまま放置したらもう死んでしまうのではないかと思いますぐらい心配して、私は厚生部のほうに民生委員に訪問してくださいと連絡をしましたけれども、そういう方も見えるんです。

買い物はそうやって大型スーパーへ行くのではなくて、やっぱり近くの店屋が、お年寄りが歩いていけるようなそういうところに、ニコニコひろばじゃないですけども、来てくれて買い物をするというのが一番いいかなと思うんです。私は、大型スーパーのところに行ってきバスが行くのは、美浜町の町の活性化のためには何にもならないのではないかなと思うんです。スーパーの応援をしているようなものですものね。だから私は、それよりも——残念ながら、そのニコニコひろば、なくなってしまったんですが、そういう移動店舗なんかを町が、例えば応援するよという、そういう広報なんか出して、そのほうが町も活性化になるし、お年寄りなんか買い物難民にならずに済むのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、鈴木議員の御指摘も確かにそういう側面もあるかと思っておりますけれども、民間事業者の方にそのような事業をやっていただこうと思いますと、やはり採算性というものがございまして継続は難しいということでござ

います。慈善事業でやられているわけでは決してございませんので。そういった面で、冒頭、壇上で町長が申し上げたように、事業として、営業としてやっていかれるのであれば、私ども商工振興事業としてやっていこうというふうに考えております。

ただ、経済産業省等もそういった補助制度があるんですけれども、そういう場合によくあるのは、その補助対象が商工会ですとか、事業組合みたいな、そういうところに団体に対して補助を出そうということがございますので、もし、そういう場合におきましては、商工会とも十分お話をさせていただいた上で、やはり事業として成立するということが必要になってくようかというふうに考えております。

○８番（鈴木美代子君）

こういうものかどうかと思うんですけれども、私は、その町がコンビニ業者と連携して買い物難民を救済しているというテレビを見ました。ああこれはいいなと思って、美浜町でも、セブンやローソンやファミマが、そういう宅配するという話があると聞いたんです。それはやっぱりインターネットで注文をしなければならないというのがあるものですから、それは例えば普通の電話とか、そういう中に町が仲介に入って、そういったコンビニ業者との連携を町がやったらどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○町長（神谷信行君）

まず、私が答弁させていただきますと、一つは、バスの乗り入れ、これは私は否定すべきものじゃないというふうに思っております。これは大型店舗の支援になる形があったとしても、やはりそれは町の活性化にも結びついてきますし、消費の拡大にもなっていくと思っておりますし、また逆に、御要望されてみえる方は、幅広くいろんな形で御要望されておると思います。そうした中で、そういった総合的な食品を自分の目で見て買えるということも、やはりその方たちの要望の中にも入っておりますし、中には私のところにそれで来られた方も、自分の足で見に行けんと、それで何とかしてほしいという話がありました。ただ、じゃ、ヘルパーさんや、そういった方たちに応援をいただいて、それか行ってきたバスだとか、そういった福祉タクシーもありますよということで御説明させていただきましたら、いや、私は自分の足で、とにかく自分で見たいんだと、何とかせよという、そういう御要望も強くいただいておりますし、バスをうちの前にとめよというような、いろんな御要望も言っていました。

ただ、やはり行政としましては、全体の中で均衡に皆さんが利便性を高まって、そしてやっぱり希望に沿ったような形を整えていくのが私どもの責任だと思っておりますので、そういった形の中で、やはりまず一つの案としては、当然、今のような行ってきたバスを、まず一番初めに使わせていただくと。そして、そういった自分の御商売であれ、それか福祉が目的であれ、そういった方たちが見えれば、当然、町として御支援させていただくと。

そして、先ほどのローソンだとか、セブンイレブン、コンビニです。そういった形も私どもも聞いておりますし、そういったところで注文を受けていただければ、電話でも、直接そう言ってもらえれば持ってきますよというところもやっぱり聞いております。そういったことで、やはりそういったところとも、私どもも行政として話をしながら、なかなかパソコンで常に見られる方ばかりじゃありませんので、お年寄りの方は。すぐ電話でという方もありますので、やっぱりそういった方にも対応できるような。業者さんがオーケーと言ってくれなければ何ともなりませんので、そういった形の中で、話はよりよい形になるような形では行政も努力していきたいと、町もそういった形で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解お願いしたいと思います。

○８番（鈴木美代子君）

まだまだ聞きたいことがあるわけなんですけれども、これに関して。通告がしてありますので、次の質問をしたいと思います。

古布の堆肥の問題です。

私は、5月8日の日に初めてそこへ行きました。牧場の跡地ですけれども、そこを買って、土地も牛舎も買って事業を始めているということですが、すごいおいでした。ドームの中に堆肥が入っているんですけれども、そこをあけるともう本当に異様なにおいなんです。もう、皆さんは、鶏ふんとか牛ふんを知ってみえると思うんですけれども、ちょっと違うんです、においが。ここは最初は、役場へ挨拶に来たということですが、役場はそのとき、こういう仕事をやるということを承知していましたか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、議員から、役場に事業者が事前に挨拶に来たというような御指摘がございましたけれども、申しわけありませんが、私ども、そのような事業内容、こういうことを今からやるよというようなことを事前に伺ってはおりません。

○8番（鈴木美代子君）

この堆肥づくりですけれども、常滑で、残飯やら木片チップやらいろいろ混ぜて堆肥をつくって、ほんで堆肥を乾燥させて、乾燥させた堆肥を牛舎のほうに持ってくるという約束だったんです。ところが、業者が持ってきたのは、最初、もうべたべたの乾燥も何もしていない、まだまだ生々のそういう残飯のような、何とも言えない、そういうにおいのあるものを持ってきたんだそうです。それで、道路にもぼたぼた落として。これでは住民も黙っておれない。住民は本当にこのにおいは何だということで、もう本当にびつくりしたということなんです。

この間、6月5日にも行きましたけれども、業者はいろいろ、ああします、こうしますと言いますよ。それで、本当に反発が多いものだから、6月10日までに貯蔵している堆肥を全部外へ出すという約束はしたんですが、住民は、その約束は守れんと。守ったことがないと、約束を。だからこれは、こんな口約束だけでは信じられんということで、私は一つ町にお願いがあるんです。

町が間に入って、その業者と公害防止協定を結んでほしい。紙に書いたものなら、こういうふうに書いてあるじゃないか、約束したじゃないかということで追及もできるし、業者のほうも約束を守らざるを得なくなると思うんです。ぜひ、そういう協定を結んだほうがいいと思うんですけれども、その辺で町として間に入ってもらえないでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

議員御指摘のそういった公害防止協定というのも、一つの方策かというふうに思いますけれども、御存じのように公害防止協定というのは紳士協定でございます。ですから強制力というものがいま一つというのは御存じかと思います。これにつきましても方策の一つとして、町としても検討させていただきますけれども、今の御指摘のありました6月10日までに、現在、以前牛舎であったところ、保管場所から現在置いてあるものについては、全て撤去するということがありましたものですから、私ども職員が午後4時に現場へ赴きまして確認をするという予定でございます。そんなこともあわせながら、いろいろなことを講じてまいりたい。やはり地域住民の方からの声に対してお応えをしていかなくてはいけないものですから、いろんな方策を考えてまいりたいと思っております。

○8番（鈴木美代子君）

実は、古布地域は、つくだ煮街道との公害防止協定を結んでいるんです。つくだ煮街道が事業を始めて、汚水の処理で真っ黒な水を大川に出したんです。それで慌てて、何だということで農家の方が気づいて、公害防止協定をつくだ煮街道と結びました。それで毎年のように視察に行っているんです。そういうこともあって、やっぱり業者の方も、これではいけないということで守るようになったんです。だから、最初るとき本当に黒い水が大

川に出たんですけれども、それ以来は出なくなりました。

だから、私は今回の話も、なかなか約束は守ってくれない。ここにもあるんですけれども、道路を舗装するか、においを消すためにミスト工事をするとか、そういうことも約束しているんですけれども、全然守っていないんです。本当に。道路工事は5月いっぱいにする約束なんですけれども、やっていないんです。約束が守られていないものだから、何としても、そういう、私は紙に書いたものが、文字を書いたものが絶対にいいと思うんです。協定を結ぶのに、やはり町が間に入ってきてしっかりした協定を結ぶべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

議員御指摘のとおり、平成9年3月5日付で、株式会社浜幸さんと地元校区長さんの間で、これはいわゆる協定書というよりも覚書というのでしょうか、そういったものが交わされております。今の堆肥の関係につきましても、今議員からは、いろんなことが全くなされていないという御指摘がありましたが、一部、例えば、開放状態であった窓を塞ぐとか、それから壊れていた壁なんかも全て塞ぐとか、事業者も全く対策をとっていないわけでもないということも御存じかと思います。そういう中で、しかし不十分であるということも事実でございます。ただ、今、御指摘のありましたミスト対策ですとか、それから道路舗装については、これも確定をしたことではありませんが、場合によったら撤退というようなお話も地元とのお話し合いの中で出ているやに聞いております。そんなことも事業者としてもあわせ考えながら、自分たちがどういうふうに関後の対策をとっていくのかを考えているのかなというふうに思っております。覚書の締結をすること自体、決して私ども否定しているわけでもございません。

○8番（鈴木美代子君）

協定ではなくても覚書でもいいんです。両方が判を置いて約束を守れよという、それで私はいいと思うんですけれども、ぜひ、そういうことを間に入ってきてやってほしいと思うんです。

それで、撤退するという話もあります。でも、あの女社長さんの話しぶりでは、ここにもあるんですけれども、事業継続の場合とはいう話もあるものですから、これはちゃんとそういう覚書をつくったほうが、もし事業が継続になった場合、同じ事業ではないみたいですけれども、草木灰や貝殻を主体とした土壌改良剤の製造を検討しているという話で、事業は、私、やめないと思うんです。だから、やっぱり町が間に入ってきて覚書なり協定書なりを。その住民からも要請されているんです。きちっと文字にして約束すると、してくれということで、私は、ぜひ、町が間に入ってきて住民を救済するべきだと思うんですが、いかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

先ほども申し上げましたけれども、そういう覚書というか、そういった類いのものを締結する、取り交わす、決して否定しておりません。今後、その事業者が、今、議員も御指摘のように、事業を続けていくんだと、あの場所で続けていくんだということであれば、当然、地域の皆様の御理解がなければ、そんなことは不可能でございますので、私どもも、これまでもいろいろな施設の改善とか、そういったことを県とともに指導してきた経緯もございますので、地域の区長さんを初めとする地元の皆様、それから事業者の方とも一緒に話し合いながら、一番最良な方法を探ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

ぜひ、地元の人のお話も聞いて、覚書なり協定書なり結んでほしいと切実に思います。本当にこれで事業が終わるならいいんですけれども、紙にこういうふうに関事業継続の場合と書いてありますから、私は多分やめないだろうと思います。ほかにはないと言っていました。こういう事業を継続するには適した場所もないしと。あそこでお

金も大分使っていますし。こういうことも言われたんですよ。やめるんなら、あの場所を豚屋さんに売って、ほんで撤退するというような話も聞いたんです。豚屋さんに売れば、また近隣の住民は、同じようなにおいに悩まされると思うんです。だからやっぱりきちっとすべきだと思うんです。その点で、町にきちっと間に入っていたきたいと重ねてお願いをいたします。

時間がありませんが、防災のほうですが、今、食糧なり、水なり、毛布なり、何枚あるかという話もありますが、これは何人分の町民のものと言えますか。

○総務部長（本多孝行君）

現時点の目標を申し上げたいと思いますが、美浜町地域防災計画におきましては、避難した場合の町民の数は4,800、それから私たち職員も、結局、そのために動くための者が必要ですので、それが200。合計5,000名が1日2食の2日分で2万食ということを計画では定めております。

ちなみに、これは災害が発生して2日目、3日目の2日分ということです。初日につきましては、やはり何らかの形で自宅のものを使う。逆に言えば使わざるを得ないと、そういったような計画になっております。

以上です。

○8番（鈴木美代子君）

ちょっと時間がなくて本当に残念で、もう一回やりますけれども、また次の議会に。

やっぱり避難所も、ここにもありますけれども、避難所も何カ所もあるんですね。その避難所にそういう備蓄したものを配分すると思うんですけれども、本当に少なくなってしまうと思うんです。もし避難所に行って、町民が困るようなことになったらいけないと思うものですから、ぜひ、町としては十分な備蓄をお願いしたいと思います。

それから、防災会議のメンバーですけれども、全部で23人ですか、24人ですかメンバーがありますが、そのうちのたった2人ですよ、女性は。それではおかしいと思います。確かに、防災のコーディネーターというのか、ボランティアの人は何人か女性が入っていますけれども、そういった主な防災対策を決める防災会議で、二十何人のうちのたったの2人では話になりません。ぜひ、そこのところは女性と障害者の方をふやして、その方たちの意見も通るように考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、避難所に配ると少なくなるからということでおっしゃって、まさにそのとおりです。ですけれども、よくありますのは、じゃ、住民約2万4,000人、この人たちに1日3食1週間分ぐらいやるべきだとかいう意見も、前、議会でも質問がございました。もちろんそういうことはできればいいと思います。まして各避難所に、例えば何千食も常にある状態が一番いいというのはもちろんわかります。ここでいつも同じ答えになりますけれども、そうなってくると、それを進めるだけ、備蓄するだけの費用、維持するだけの費用、それから5年たったときの廃棄。やはり行政はそれだけではなくて、やはり議員もいろんな質問をされますように、ほかの業務もやらなくてはならない。そこだけ見れば、どんどんそこに使えばいいという考え方もありますが、実際、そうはいかないという事実もあるということは十分御承知だと思いますけれども、その辺は御理解いただきたいと思います。

また、防災会議の女性委員が2名では少ないということ。23名のうち2名ですから1割にもいっていないということなんですけれども、ただ、ここで申し上げたいのは、私ども決して女性を排除しているわけではないということで、まずそれは御理解いただきたいと思います。いろんな役職でも充て職はございますので、そういったところで、今、残念ながら男性が多いという実態もありますので、こういう結果になっております。ただ、くどいようですが、決して排除しているつもりはないと。先ほど言った、まず1名の方、経験がすごいということ、

それから防災の経験もありますし、福祉のほうもやってみえる。こういう方、お一人でも見えるということは、今までに比べてはるかに違うんだと。前に進んでいるということは御理解いただきたい。まだこの先も進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木美代子君は自席に戻ってください。

〔8番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を10時50分でお願いいたします。

〔午前10時25分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君は質問をしてください。

〔1番 横田貴次君 登席〕

○1番（横田貴次君）

皆さん、こんにちは。1週間後に子どもが2人生まれる予定の1番 横田貴次です。深い意味はないのですけども、家事に、議会準備に、仕事に追われまして、決して準備不足ではないのですが、この議会に向かいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、事前に提出させていただきました通告書に基づき質問させていただきます。

4月から新学期も始まり2カ月が過ぎました。5月23日に、学校訪問でお邪魔した布土小学校では新1年生の授業の様子を拝見いたしました。とても落ちついた雰囲気です。授業が行われており、入学して2カ月に満たない子どもたちがきちんと授業を受ける姿勢に触れて、改めて美浜町の教育のすばらしさを感じさせていただいたところでございます。

新しい環境にもなれ、町内の各学校の児童・生徒の皆さんが活発に学校での生活を送られている中、本日は美浜町の教育の現状についてと、児童・生徒数の減少が予想される美浜町の今後の教育について2項目、合わせて7つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。美浜町の教育の現状について伺います。

教育委員会が行う公立の教育機関の管理運営についての説明責任は、美浜町議会における質疑・答弁を通じて果たされるべきだと考えており、教育委員会と美浜町議会の関係は、教育行政における住民自治の観点から極めて重要だと考え、本町の教育の現状について、以下4つの質問をします。

1つ目の質問です。町内の各小・中学校では、校風や学区の地域性を生かした教育理念や目標があると見受けられますが、本町の掲げる教育理念や目標はありますか。

2つ目の質問です。現在、本町が抱える教育や学校運営に関する問題や課題はありますか。

3つ目の質問です。本町の教育や学校運営に関する問題や課題について、誰がどのように共有し、解決に向けた話し合いが持たれているのですか。

4つ目の質問です。地方教育行政法の改正に伴い、平成27年4月から各都道府県市町村に総合教育会議が設置されたと伺っております。この会議の運営は、現状どのように進められているかをお伺いしたいと思います。

続いて、2項目めの質問に移らせていただきます。児童・生徒数の減少が予想される美浜町の今後の教育について伺います。

平成28年4月7日現在の美浜町学級数等の内訳や平成27年度までの出生人数の状況を参考にして、中学校の入学年度別の生徒数の推移を予想しました。

パネル資料1に示したように、平成28年度入学の中学生1年生は212名、パネルには各学区・中学校・小学校別の人数で表示しておりますが、一番下の段の総人数で紹介をさせていただきたいと思います。

平成29年入学、現在の小学6年生は203名、平成30年入学、現在の小学5年生が181名、平成31年入学、現在の小学校4年生が185名、平成32年入学、現在の小学校3年生が156名、平成33年入学、現在の小学校2年生が176名、平成34年入学、現在の小学校1年生が153名と予想され、6年後の平成34年の中学校への入学生徒数は50名以上減少し、153名にまで減少すると予想されます。

さらに、平成27年度までの美浜町の新生児出生人数をもとに、平成35年以降の中学校へ入学する生徒数を予想いたしますと、平成35年入学、平成22年生まれの子どもたちが149名、平成36年度入学、平成23年生まれが162名、平成37年入学、平成24年生まれの子どもたちが166名、平成38年入学、平成25年生まれの子どもたちが159名、平成39年入学、平成26年生まれ136名、そして昨年生まれた子どもたち、平成40年に入学する予定の平成27年生まれの子どもたちが117名という数字が予想されます。12年後、平成40年の入学生徒数は117名にまで減少すると予想されています。

ちなみにでございますが、平成27年度に発行された母子手帳の数をお問い合わせいたしましたところ、123件発行されたとの回答を得ました。また、平成28年4月、5月の出生届け出数は合計25人というふうで数を伺っております。これらの数字を鑑みますと、平成41年度の入学者の数が大きく増加するわけでもなく、この平成40年の117名前後に推移されると予想されます。

数字ばかりを申し上げますと、なかなか伝わらないということで、パネル2の資料に各年度の中学入学予定者数をグラフに示させていただきました。

これまで各学年200名以上推移してきた中学校への入学生徒数は、今後6年ごとに50名程度減少し、12年後には現在の半数近い学年別生徒数になると予想されます。40名のクラス編制を想定すると、町内の2中学校全体で1学年3クラス編制にまで減少すると予想されます。

以上のことを鑑み、以下3つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。今後、児童・生徒数が減少すると予想されますが、本町の小・中学校の学級編制を初め、2中学校・6小学校の運営も大きく見直す必要があると感じています。

教育の現場としてどのように考えておられるでしょうか。

2つ目の質問です。子どもの人数減少や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により、児童・生徒の人間関係が固定化しやすいことから、中小連携、小中一貫校を実施する自治体もふえてきています。

本町として中小連携、小中一貫校に対してどのような見解を持っているかをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目の質問です。児童・生徒数が大幅に減少すると予想されるため、今後、本町の教育や学校運営の方向性を検討する必要があると感じています。

本町としてどのように考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、2項目にわたり7つの質問をさせていただき、壇上からの質問を終了させていただきます。また、本質問、僕たちの学校がどうなってしまうのかと興味を持つ子どもたちもいるかもしれません。ぜひ小学生にも伝えるようなわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長（山本 敬君）

横田貴次議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町教育についての御質問の１点目、町内の小・中学校には校風や学区の地域性を生かした教育理念や目標があるが、本町の掲げる教育理念や目標はあるかについてでございますが、本町としましては、国が定める学習指導要領、加えて、県が平成28年度から32年度までを計画期間とした第３次愛知県教育基本計画、同じく県が毎年度示す愛知県学校教育についてを本町における学校教育の大きな指針と考えております。

また、町教育委員会としましては、それらに加えて、いじめ、防災、教員の不祥事など、その都度課題となることを各校に指導しています。

例えば防災関連では、緊急時のための学校体制の整備・改善を、子どもたちへは訓練を含めた指導の充実などについて機会を捉えて各校に伝えてまいりました。

その中で、本年度は一步進めて、子どもたちに災害時における知識だけにとどまらない実践力をつけてほしいと各校をお願いしているところであります。

ただし、これらは一律的な取り組みにとどまるものではありません。一例を挙げますと、地震発生時には、まず安全な場所へ避難しなければならない野間小学校、一方、地震発生時には、まず学校自体が地域の避難場所になっております布土小学校では、おのずと求められる実践力が異なっております。

このように、学校の実情に応じて学校独自で対応する分野も含めて、国や県のつくりました大局的な指針をもとに各校へ指導を進めているところであります。

２点目の現在本町が抱える学校運営に関する問題・課題はあるかについてでございますが、防災教育のさらなる推進、体育館の天井の撤去、いじめやスマホの問題など、問題・課題は幾つもありますが、その中で最も大きなものは、やはり児童・生徒数の減少であると考えております。

３点目のその問題・課題について、誰がどのように共有し、解決に向けた話し合いが持たれているかについてでございますが、基本的には、本町教育委員会事務局、毎月１回開かれます教育委員会定例会議、そして町長を交えた総合教育会議、さらには校長会議、教頭会議、教育支援委員会、生徒指導推進連絡協議会、いじめ不登校対策協議会、現職教育協議会、また、子育て支援課が主管になります要保護児童連絡調整会議など、その問題の性質に応じてさまざまな組織が設置され、それにかかわる多くの方々に参加をいただいております。

４点目、平成27年度から設置された総合教育会議のこれまでの運営状況はについてでございますが、本会議は美浜町総合教育会議設置要綱に基づき開催されております。

出席者は、町長及び教育委員会となっており、教育委員会からは私と６名の教育委員、そして教育委員会事務局であります。

また、具体的な協議、調整事項は、今から申し上げる３点となっております。

１つ目、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定、２つ目、教育を行うための諸条件の整備、その他本町の実情に応じた教育、学術及び文化振興を図るため重点的に講ずべき施策、３つ目、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の３点であります。

なお、大綱の策定につきましては、既に事務局での検討は終わり、次回の総合教育会議で協議する予定となっております。また、先ほど触れました児童・生徒数の減少に関しましても本会議で協議が進められております。

次に、児童・生徒数の減少が予想される美浜町の今後の教育についての御質問１点目、児童・生徒数の減少が

予想され、学級編制を初め2中学校・6小学校の運営も大きく見直す必要があると感じるが、教育現場としてどのように考えているかについてでございますが、先ほど議員のお示しされましたパネルのように、本町の児童・生徒数は、残念ではありますが、減少の一途をたどっております。

教育委員会といたしましても、このままでは現状の2中学校・6小学校の形を維持し続けることは学校教育の目的からしても望ましいことではなく、新たな体制づくりが必要であると考えております。

ただし、私どもが今考えております大きな方針としましては、学区ごとの児童・生徒数の減少に伴って、その都度、当該の学校を近隣の学校と統合していくのではなく、本町学校教育の新たな創造と位置づけ、少なくとも30年先を見据えた大胆な体制づくりをつくり直す必要があると考えております。

子どもたちには将来の幸に貢献できるような、町民の皆様には本町の未来に輝きを感じていただけるような美浜町の学校教育のあり方について調査・研究を重ねて、その実像を形づくっていきたいと考えております。

2点目の町として小中一貫校に対してどのような見解を持っているか及び3点目の町の教育や学校運営の方向性を再検討する必要があると感じているが、本町としてどう考えているかにつきましては、重複する部分がありますので、まとめて答弁させていただきます。

まず、小中一貫校についてでございますが、実際に本町でそれを取り入れた場合、どのような形が望ましいのかということでシミュレーションを行いました。

開設するとすれば、その場所や時期、通学方法などについて、先ほど議員が示されましたああいったデータをもとに検討をしております。

ここで小中一貫校について簡単に御説明いたします。

小中一貫校とは、小学校の6年間、中学校の3年間の教育課程を調整、一貫性を持たせた体系的な制度を持つ学校のことであります。

具体例を挙げますと、県外のある自治体では、小1から小4までの4年間を学級担任制、小5から中1までの3年間を一部教科担任制、最後の2年間を完全教科担任制、6・3制ではなく、4・3・2制をとっております。詳細は省きますが、子どもたちの発達段階や学習内容を考えますと、大胆ではありますが、理にかなった形であり、小中一貫だからできることであります。

一貫校の施設の形態としましては、一体型、隣接型、分離型があります。

一体型は同じ校舎で、隣接型は隣同士の校舎で、分離型は小・中の校舎が離れているものを指します。なお、一貫校の性質上、望ましい形態は一体型だと考えております。

小中一貫校だけでなく、今学校教育に特色を持たせるという点では、教育特区の申請という方法もあります。

この大きなメリットは、学習指導要領によらない、自治体独自の教育課程の編成ができるようになることです。例えば町内全校で算数、数学の学習に重点を置く、また例えば小学校から英語教育を本格的に実施するなど、小中一貫校よりもさらに柔軟な学習カリキュラムの作成が可能となっております。

本町としましては、小中一貫校もしくは教育特区の申請などを視野に入れながら、学区の再編、先ほど申し上げました2中学校・6小学校体制の再構築に臨んでまいりたいと考えております。

子どもたちは、本町の宝であります。そして何十年先に生まれてくる子どもたちもひとしく本町の宝であります。

先ほども申し上げましたが、子どもたちの将来の幸に大きく寄与できるような、また保護者の皆様にも喜んでいただけるような、そして、全ての町民の皆様には美浜町の未来に期待を抱いていただけるような、そんな本町学校教育をつくり上げてまいりたいと考えております。どうか御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○1番（横田貴次君）

はい、ありがとうございます。

順次再質問をさせていただければと思うのですが、初めに、1項目めの2点目の質問で、学校運営に関する課題や問題点についてお伺いをした中で、さまざまな問題を抱える中で児童・生徒数の減少が最も大きいと御答弁をいただきました。

私も今回この一般質問をさせていただこうと思いましたが、同じところに問題を感じておりまして、児童・生徒の減少と、本当に私自身危惧しておるところでございます。

通告の順番に再質問を進めさせていただければと思うのですが、若干前後左右しながら再質問をお許しいただきたいと思います。

最初に2項目め、1番目に質問させていただきました児童・生徒数の減少による学校運営の見直す必要性について質問させていただきました。

御答弁では、現状の2中学校・6小学校を継続するのは、学校教育の目的からすると望ましくないというふうにお伺いしました。

この児童・生徒の数と学校教育の目的の相互性について、なぜ望ましくないのか、どのような目的があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

学校教育の目的にかかわる御質問でありました。

文部科学省では、学校の特質を児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくものと明示しております。また、小・中学校の果たす役割を児童・生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこととしております。さらには学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要だと、そんなことを述べております。

ただ、この中で、そのためには一定規模の学校が必要であるということもはっきりと言っております。ここで国が言う一定規模とは、小・中学校ともに12学級から18学級を指しております。

前回の議会で、本町教育委員会としては少人数学級を否定するものではないとお伝えをしました。本町では河和小学校以外の小学校では、学年単学級の歴史をどの学校も持っております。それでも他市町に劣らない教育が実践されたと考えております。

国が述べるような条件を過去の人たちが、さまざまな人たちが努力し、協力し合ってその条件をクリアしてきたからだと考えております。

しかし、これも以前申し上げましたが、その少人数にも限界があるということをはっきりとお伝えしました。少なくとも、本町ではこれまで経験しなかった少子化が目の前に迫っております。1学級が30人台、20人台、10人台、さらにそれ以下となっていく、そんな状況が起こりつつあります。そのためのいろいろな準備が必要になってきた。そんな時期を本町が迎えているんだ、そう考えております。

以上であります。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

私も布土小学校区で子どもを3人育てていたのですが、1学級で6年間子どもが育ちます。見ていますと、子どもなので、もう少し強欲にというか、自分の意欲、こうしたい、ああしたいということをはっきり言ってもいいのになというように感じたこともあります。

そして、学校の活動にかかわる親といたしましても失敗が許されないというか、一旦人間関係がこじれると、6年間それを引きずっていかねばならないということで、どうも親も周りの目を気にしながら、波風の立たないようにというように、6年間妻といろいろなことを話しながら育ててきた記憶があります。

今の教育長の御答弁の中で、ある程度の人数と、単学級、1クラスしかないと、本当に餓鬼大将は6年間ずっと餓鬼大将ですし、気の弱い子は6年間ずっと気の弱いことになるというように、やはり、基本的には、美浜町内でも複数の学級で子どもを育てるほうが教育的にはいいというように形の御答弁と受け取ってよろしいでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

先ほど大胆な形でということを上申しました。これ、私が野間小学校に在籍しておりますころ、三、四年前の話になりますけれども、町としては行く行くは東西に1校ずつ小中一貫校をつくりたいと、そんな話を当時の教育長からお聞きしたことがあります。私はそれをお聞きしまして、本町の地理的条件、歴史、それらを踏まえまして、何という理想的な形なんだろうと感じました。

ただ、先ほど議員がお示しいただいたように、少子化が予想以上に進んでおるという実態がわかってまいりました。先ほど議員がお示しになりましたパネルでもありましたように、恐らく平成40年度を境に野間中学校が学年単学級化になっていくだろうということが予想されます。その平成40年度の野間中学校の入学者を見ますと、野間小から10人、奥田小から16人、上野間小から14人の計40人です。3小学校とも10人台です。

先ほど横田貴次議員が心配されておりました人間関係の固定化という視点で見ますと、恐らく保育所からそういった人間関係が続いていき、小学校6年間は続く。さらに、野間中学校が単学級とすればその人間関係が中学校卒業まで続くということが考えられるわけであります。

わかりやすく言えば、先ほど議員が餓鬼大将と言っておられましたけれども、卑近な例で恐縮ですが、小さなころからジャイアンはジャイアンなんです。スネ夫はスネ夫、のび太はのび太。ただ、こののび太にはドラえもんはいません。ひとりぼっちののび太です。そんな関係がずっと続いていいのかということを危惧いたします。これは先ほど適正な規模がある、切磋琢磨し合うために、社会性を培うために。そういったものと同じように大きな問題だと私は考えております。

こんなことを知りました。県外であります、離島のごくごく小さな中学校ですさまじいいじめがあったということであります。広く見れば、マスコミで取り上げられる大きないじめの事件の多くは中学校で発生しております。このことは、思春期に入っていく中学生であると、そういう状況に起因しておるわけですが、さらに、それが小さな集団になった場合、今言った心配が大きくなるわけであります。小さい集団であるがゆえに、あつれきや問題、そういったものが起こりやすいというのもまた事実だろうかと思っております。もしこうした状況を避けることができるなら、それをするのが大人の義務であり、行政の責務であると、このように考えております。

議員の質問に戻りますけれども、今申し上げましたように、野間中が学年単学級になる平成40年度ごろが一つの再編のめどになるのかなと、そんなことを今思っております。

その平成40年、東側では、先ほど議員がお示しになりましたパネルにもありましたけれども、布土小学校からは13人、河和南部からは5人という少数の形で河和中学校へ入学することになるというわけであります。もちろ

ん、これらの小学校はもうその何年も前から10人台、1桁という状態が生まれてくるわけであります。大変厳しい状態だということは私どもも認識をしております。

以上であります。

○1番（横田貴次君）

はい、ありがとうございました。

さすが教育のプロだなという感想で、私の周りいろいろ親同士で話をしていると、意見が割れておりまして、子どもは少ない人数で手厚く教育を受けたほうが先生の目も行き届くからいいというお母様。僕は、どちらかというと、やはり大勢の中でいろんな個性に磨かれて育つ子どものほうがいいなという考えを示すと、また集団の中で嫌われていくというような、大半がやはり子どもに目が届くという意味では、少人数のクラスでいいねというような考えを持っておられるお母さん、お父さんもいらっしゃるかと思いますので、きょう一般質問で伺えて非常に私自身は安心しておりますが、そういった教育のプロとして、美浜町はこういう教育でいくのだというようなりーダーシップを十分発揮していただきたいなというふうに思います。

続いて、2項目めの2、3で御答弁をいただきました小中一貫校、また教育特区についての見解を御答弁いただきました。

さっきもありますが、美浜の中学校を卒業した子どもたち、多くは公立の高校、私立の高校、また、なりわいを持つ生徒もいるとは思いますが、多くの子どもたちがやはり大人数の学校へ行くわけですね。

その中で、本当に平成40年後の単学級で育った子どもたちが半田界限の大人数の中で暮らしていくというのは非常に負担がかかるということで、私自身も高校生2人男の子を育てましたが、本当に自分の能力、けがするまで部活動だとかやってしまうとか、そういった広い世界に出たとき、美浜の子どもたちをどう守っていくかという意味で、今後この愛知県の中で小中一貫校や教育特区がどのように推移していくのか、ともすると、先日飛島村のほうに学校視察に行きました。小中一貫校で育つ子どもは、育つ子どもなりに高校に入ったときにギャップを感じているという問題点も指摘されましたが、平成40年ごろこの美浜町の教育をあずかる教育長として、教育特区または一貫校がどのような形で推移していくと予想されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

一貫校と教育特区との御質問でありました。

ただ、御質問の中に、そういった小中一貫校から卒業したときのギャップ云々というお話がありましたので、ちょっと先にそれに触れさせていただきます。

小中一貫校ではありませんが、ある山間部の学校の先生とお話ししたことがあります。ごくごく小さな学校でありました。一貫校ではありませんけれども、小学校、中学校が並んで本当に温かい雰囲気でありました。

私がそのころ生徒指導的に厳しい学校におりましたので、本当にこんな学校もあるのだと心が洗われるような思いをしましたが、すばらしいですねとその学校の先生にお話ししたところ、「今はいいですよ。高校に行って、高校デビューしちゃうんです。子どもたちは中学校在籍時代は丸刈り、学生服も常にホックはめております。きちっとした子でした。そんな子どもたちが都市部の高校に進学すると、そのままでは、やっぱりおられないんですね。髪の毛を染め、ピアスをするという形で高校デビューしちゃって大変なんです。」という話をお伺いしました。

そういう意味で、小中一貫教育もある程度の規模が必要であらうし、やはり先々のことを考えて、子どもたちの本当の未来を考えた上で構築をしていかなければならないと思います。

御質問の回答に戻ります。

まず、小中一貫校についてでありますけれども、愛知県内では現在名古屋市立笹島中学校及び笹島小学校であります。そして、もう一つ、海部郡、先ほど話に出ました飛島村立飛島中学校・飛島小学校であります。

笹島につきましては、皆様方御存じだと思いますけれども、都心部の空洞化により児童・生徒数の減少と。本当にもう二十数年前から、そういった児童・生徒数の減少が危惧されておりましたが、今こうやって都心部であるがゆえのまた統廃合が進められておるということであります。一方、飛島小・中学校は、豊かな経済的な背景の中で誕生した学校であります。飛島もまた同様に、児童・生徒数の減少ということで顕著な傾向があらわれております。

成立の条件といたしましては、一般に中学校区と小学校区が同じというのが大前提になろうかと思えます。といますのは、複数の小学校で独自に教育方針で6年間やってきた子が中学校へ来る。それは小中一貫教育とは言わないからであります。こうした条件と施設の整備に費用がかかるということを考え合わせますと、少子化の課題を抱えておりますのは、この愛知県という自治体の中ではごくごく少数であります。先ほど県外の4・3・2制の一貫校について触れましたが、本町の半分ぐらいの自治体であります。そこで少子化に苦しむ町でありますので、学校の統合を経て、新しい教育を目指すということで小中一貫教育を始めたということでもあります。

したがって、県内で限れば、小中一貫校というのは広がっていかないのだろうなということが予想されます。

次に、教育特区についてであります。これにつきましては、一宮市旧御津町、飛島村が取り組んでおりましたが、いずれも現時点では解消しております。

ちなみに教育特区に近いそういう制度もございます。英語教育に関しましていうと、教育特区の申請よりもやや緩やかな形になりますが、英語教育強化地域拠点事業と、そういったものもあります。ただ、この拠点事業につきましては、高校も含めて小・中・高と一緒にやるよという、それが前提になるわけですが、これも本町としましては一つの選択肢に入るのかなという気がします。

いずれにしても、本町学校教育の再構築という視点から、単なる統合にとどまらない、こうした新しい制度を取り込んだ新しい教育の形をつくり上げていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

今までの御答弁の中で、今まで私自身が非常に心配していたことが徐々に解決していきます。

学校の統廃合については考えておられないということでありまして、やはり小学校というのは各学区のプライドというか、非常に大切なものであろうなというふうに思います。人数が減ったから小学校が徐々になくなっていくというのは、近くのケースでいいますと、南知多町がそうであったように非常に地域も傷つき、地域で本当に大切にしているプライドも損なわれていくようなお話をたくさん聞きました。

母校をなくすなら、美浜町中の学校が一斉に母校をなくして、新たな輝かしい教育方針に向かって、まち全体で進んでいくというようなやり方が望ましいのではないかなというふうに、常々私自身考えておりましたので、若干きょうの教育長の御答弁を伺いまして安心した次第でございます。ありがとうございます。

続いて、1項目めの質問に戻ってまいりたいというふうに思います。

今後の美浜町の教育を大きく変えていこうとするには何が必要かなというふうに自分自身考えてみると、非常に身近に感じているのが美浜町の教育委員会さんが定められた教育方針の「みはまの教育・合言葉」というようなものを私もPTAの活動で知りました。他意はございませんが、学校側からいろいろ出る文言というのは非常に一般住民にとって理解しがたい部分があるんですが、本当にこの美浜町の教育委員会がつくったということで、

我々としても大変取り入れやすいなという感想を持っておるところでございます。

質問の1項目め、1番の質問で、本町の掲げる教育理念や目標はあるかというような質問をさせていただきました。

御答弁では、国の学習指導要領や愛知県が掲げる教育の基本計画などを大きな指針として考えているとの御答弁をいただきました。

国の学習指導要領では、生きる力を育む、また愛知県の基本計画では、あいちの人間像といったような大変親にとって、また地域にとってわかりやすい理念を発しているなというふうに感じております。

今から大きな意味で、この本町の教育を変えていこうというときには、やはり美浜町の町民全員が共有できるような、美浜の子どもたちはみんなでこんな子どもに育てるんだというような理念が必要かなというふうに思いましたが、今後このような理念の策定をしていくような計画はありませんでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

今の御質問にお答えする前に、ちょっと誤解があるといけませんのでちょっと後戻りしますが、大胆な形で美浜町の小・中学校を再構築していきたいという話をしました。

平成40年度が1つのめどになるだろうというお話をしましたが、その前に平成30年代半ばに恐らく河和南部小学校が複式学級に入っていくだろうということがあります。ですので、河和南部小学校の複式学級の問題を解消した後、恐らく本当に数年になると思うんですけれども、その後大胆な形でと、そんな計画を私の中では考えております。

御質問の回答に戻ります。

本町独自の理念や目標ということであります。学習指導要領、3つの柱があります。「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」、これがもう学習指導要領の大もとであります。これは古くから言われております教育の根幹であるところ、知・徳・体の育成にほかなりません。

一方、議員のおっしゃった県の基本計画が示すあいちの人間像につきましては、生涯学習的な色合いが強いですね。大人も子どもも当てはまるような、そんな人間像であります。ただ、その一方、県がまた示しておりますあいちの教育というものにつきましては、今これから申し上げます3つを挙げております。

1、命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。2、自ら学び、深く考え、広い視野を持って主体的に行動する力を養う。3、礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。

この3つであります。順番は違いますが、知・徳・体の視点から書かれておるものであります。

このように、国も県も同じ観点で教育の理念を示しております。また、各校もそれを十分意識しながら長年続く学校教育目標、目指す人間像、校訓と、いろんな形をとりながら連綿と各校の伝統をつないでおるのが実態であります。これらの理由で、あえて今本町独自の理念を掲げる必要はないと考えております。

ただ、先ほど申し上げました新しい本町教育の時代がやってくる。その折には、今議員がおっしゃっておられました本町の理念、目標、そういったものも必要になろうかと考えております。

以上であります。

○1番（横田貴次君）

はい、ありがとうございました。

理念につきましては、どちらかというと、夫婦・家族を構成する中で、地元この美浜に暮らす二人が結婚するならばいいわけでございますが、他市、他町から奥さんや旦那さんが来た場合には、やはり、いまいわかりにくい教育、PTAの活動だとかにも参画しにくいであろうというところでよく伺います。美浜町の本当に

いいところを最大限生かして、この美浜で子どもを育てたいと思っていただけるような家族がふえるといいなというふうに思っております。

時間が残り5分となりましたので、最後に伺いたいのが教育総合会議について伺いたいと思います。

こちらの会議の中に、御答弁の中で町長と教育長、教育委員会、事務局で構成される会議だということでございます。

首長がこの教育の会議の中に入るというのは大変重要なことだと思います。私も議員になって初めて、教育長任命のときに議会で採決をとるというのも、やはり我々議会にも子どもの教育に対する責務は大きいというふうに考えております。

ただ、この教育総合会議では非常に少ない人数だなというような印象もございます。子どもの人数減少に関する方向性を定めていく中でも、より多くの地域の声も必要であろうというふうに思いますが、恐らく各学区に存在する教育委員の方が地域性を生かした意見を申し述べられると思うんですけども、具体的な何か地域の声を拾うとか、教育委員の方々にとって会議の中で反映するチャンスはあるのかということをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○教育長（山本 敬君）

まず、本町の教育委員6名いらっしゃいますが、もうこの形というのは、実際では管内5市5町ではない形があります。

といいますのは、小学校区からそれぞれ6名の方に出ていただいておりますという形であります。たまたま小学校が6校あったといえればそれまでですけども、やっぱり地域直結の方が委員になっていただいております。これは非常に大きな本町の強みであると考えております。他市町では、その他の管内ではない、そういう形をとっております。

今議員が御質問になりました、そういった地域の方の意見をということでもありますけれども、どういう部分で、何の意見を聞くのかということでもあります。ただ、教育委員会や学校が出向いて行って、地域から、さあ、何でも言ってくださいという、そういう形はなかなか取りづらいらうなということでもあります。

ただ、先ほど来話題になっておりますこれからの本町の新しい小・中学校のあり方というようなところでは、いずれの日か、そういった子どもも地域に出向く、また地域の方に来ていただくということで多くの方の御意見を伺いたいということは考えております。

ただ、その折には、やっぱりこういうプランとこういうプラン、こういうプランあるけれども、いかがでしょうかというプランがないことには、それは始まらない話だと私考えておりますので、具体的な時期は申し上げられませんが、そういった地域の方の意見もお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（森川元晴君）

簡便に。

○1番（横田貴次君）

はい、ありがとうございました。

神谷町長は人口減少を何とか食い止めるということでございます。

やはり子どもの数が減っていくのは本当につらいことでございますので、我々議会としても文教厚生委員会のほうにいろいろな提案をしながら、また学校教育についてかわりを持っていきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしく願い申し上げまして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席へ戻ってください。

〔1 番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

〔午前11時39分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君は質問をしてください。

〔3 番 大岩靖君 登席〕

○3 番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

一般質問に入る前に、一言皆様の前で、このたび九州地方で、熊本で大きな震災がありました。熊本震災におきましては亡くなられた方も見えるそうで、この場にて心より御冥福をお祈りいたします。そしてまた、震災に遭われた方々には、一日も早く復興されるよう心より祈願しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問のほう入らせていただきます。

このたび、一般質問、私のほか同僚議員からも、防災に関していろいろな質問が出ておると思います。いま一度、質問の内容につきましては、同僚議員からの質問もありましたが、重複する場合が出てくるとはと思いますが、その点を再確認のためにも執行部のほうにはわかりやすい答弁のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、美浜町の防災対策について、再確認のために次の3つの質問をさせていただきます。

1 番、災害が発生し、国道247号等が通行不能となり運搬経路が寸断された場合、復旧するまでの期間、食糧、飲料水等、支援物資を避難所へ供給する方法について、美浜町としてどのような対策を考えているかお聞きします。

皆さんも御存じだと思いますが、美浜町は国道247号はみんな海岸通りにあります。知多半島道路は、緊急時、支援道路として認定はされておりますが、海岸通りに247号があるということは、もし震災が大きな場合、247号が寸断された場合、美浜町だけに被害が及ぶということはないと思います。近隣、武豊町、南知多町も含めまして、災害があった場合、救援物資等を行政サイドから避難所のほうへ迅速にどう対応するかということをお聞きします。

質問2番目、災害時の緊急医療体制について、災害拠点病院である知多厚生病院及び地元医師団とは具体的にどのような連携をとるかお聞きいたします。

質問3番目、各学区や地域に防災倉庫が設置されていますが、維持管理はどのようにしているかをお聞きします。

2番目の項目、美浜町の県道・町道の道路整備について2つほど質問いたします。

私自身、県道野間河和線、町道奥田河和線を通行いたしますが、両側の草木が伸び、ガードレールや交通標識まで見えない状態となっております。対向車があると大変危険を感じることもあります。皆さんも御存じだと思いますが、実際に昨年、町道奥田河和線でセンターラインを越えて対向車と接触する事故も発生しております。

最近では、国道247号の渋滞を避け、迂回路として大型バスも通行することがふえてきていると思われます。美浜町には観光資源も多く、より多くの観光客に来ていただき、そして町民の生活道路として安心して通行できるためにも早急に対応する必要があると考えます。

そこで、1つ目の質問をいたします。

町内の県道・町道には、道路幅が狭く、道路脇の草木が車道まで繁茂しており、通行の際に対向車がセンターラインを越えて走行してくる等、大変危険な箇所があります。町としては、どのような対応をとるのでしょうか。

続いて2つ目、一部地域では、町の許可があれば伐採等を行ってもいいというボランティアの方々がありますが、行政側の方針をお聞きいたします。

以上2項目5つの質問をいたします。わかりやすい答弁をよろしく願いいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、美浜町の防災対策についての御質問の1点目、災害により国道等が寸断された間の美浜町への支援物資の供給方法について、どのような対策を考えているかについてでございますが、まず、町外からの運搬経路であります国道及び南知多道路を含む県道については、管理者である県に対して早急な復旧等の要請を行います。また、災害規模等によりますが、自衛隊あるいは警察等への応援要請を行うことも想定されております。その一方で、町道を初めとする町内を結ぶ道路については、災害時に備え、地元建設業の方々と応急対策事業への協力協定を結ぶなど運行不可能等への対策を進めております。

美浜町地域防災計画においては、災害が発生した日は家庭内での備蓄食糧で対応し、二、三日目の食糧は町で備蓄した食糧で1日2食、2日分を5,000人に対応できるよう定めております。この計画を達成できるように、毎年購入の上、備蓄を進めております。また、これらの食糧について、町内の道路が通行不能になった場合を想定し、学区単位での備蓄とするよう現在、計画中でございます。

さらに、大規模災害が発生し物資集配拠点が設置された場合には、物資の仕分け、拠点の運営及び配送への協力を得られるように町内運送業者と協定を結んでおり、管理と配送の円滑化を確保できるよう努めております。なお、町内の食料品取扱店等と流通在庫等による食糧等の確保に関する協定を結んでおり、それらの食糧等を利用して供給することも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、災害時の緊急医療体制について、災害拠点病院である知多厚生病院や地元医師団はどのように連携するかについての御質問でございますが、災害時の医療救護体制は、災害発生後72時間以内における医療救護活動が重要であり、円滑な緊急医療体制の詳細を規定しておくため、平成27年3月に災害時医療救護活動連携マニュアルを作成いたしました。災害発生時において、美浜町災害対策本部が救護所を設置した場合、地元医師会の出動可能な医師は救護所へ出動し、負傷者の状態により救護活動を実施いたします。また、災害拠点病院である知多厚生病院の役割を申しますと、1点目に病院内に災害対策本部が設置されます。2点目に院内の被害状況の把握や医療継続の不可を判断します。3点目に美浜町災害対策本部へ災害時連絡調整員を派遣し、双方の連絡調整を図ります。そして、美浜町災害対策本部の救護所から搬送された患者を受け入れ、状況に応じた医療処置が行われます。また、知多厚生病院が災害発生時に医療活動支援が可能な場合は、地元医師会に対して医療活動の支援を行う体制となっておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、各学区・地区に設置された防災倉庫の管理はどのようにしているかについてござい

ますが、町による学区自主防災倉庫は、小・中学校など9カ所に設置してございます。各地区での自主防災訓練の実施時期などには備品等の点検を行うとともに、防災資機材の取り扱い訓練も実施するなど、各地区の皆様には御協力をいただいております。点検の結果、故障・欠品など異常があるときは役場へ報告をいただき、町において修理、補充等を実施しております。また、町で設置したもののほか、各区、防災組織など単独で設置した倉庫もございますが、これらの維持管理は各区で実施をしております。この場合には、美浜町自主防災会災害対策事業補助金交付要綱により、費用の一部補助を行っていますのでよろしくお願いをいたします。

次に、県道・町道の道路整備についての御質問の1点目、道路脇の草木が車道まで繁茂し、運行の支障となり大変危険な箇所があるが、町としてどのような対策をとるかについてでございますが、町として、主要町道4路線の草刈りを毎年6月に発注しております。そのほか、7路線において区に草刈りを委託しており、河和台、美浜緑苑区内の街路樹の剪定等についても区をお願いをしております。また、樹木の枝が伸び、通行に支障となる場合には、所有者の方に剪定、伐採のお願いをしておりますが、緊急を要する場合にはその都度、町が剪定、伐採を行っております。

国道・県道につきましては、県にて草刈りを発注しており、昨年度は町内の国道・県道11路線で草刈り、剪定を実施いたしました。また、県では草刈り作業の地域住民団体等への委託事業も実施しており、公募により自治会、婦人会、老人会、住民団体等で地域のため草刈り作業を実施しようという志を持った方々をお願いをするもので、町内におきましても平成27年度、5団体6路線にて実施していただいております。

次に、御質問の2点目、町の許可があれば伐採等してもいいと申し出るボランティアもいるが、行政の方針はについてでございますが、本町といたしましては、住民の方々が率先してボランティア活動を行っていただけることは問題ないものと考えております。環境美化活動として、美浜町公共施設養子縁組制度「みはまクリーンパートナー制度」があります。除草、ごみ拾いなど、住民の方々の自主的な活動は環境美化に対する意識の高揚、住民と町が協働してまちづくりにつながるものと思います。町道であれば、この制度の活用ができるものと考えられますのでよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

再質問、順番にさせていただきたいと思うんですが、まず最初の、国道247号が寸断された場合の支援物資の避難所への供給のことをお聞きしたんですが、今、町長の答弁の中にでも、支援物資を各避難所のほうへ迅速に運ぶよということと言われたんですが、今、私の手元のほうに、各学区の防災倉庫の資料をいただいてまいりました。この中には、毛布、簡易トイレ等いろいろの備蓄があるんですが、一つお聞きしたいのが、ここに食糧、飲料水というのはないんですが、これには何か理由があるんでしょうか。というのが、前ちょっと、この件につきまして調べたときに、食糧、飲料水の場合は防災のコンテナには維持管理はできないと。たしか屋根つきのちゃんとした、そういうところじゃないと備蓄管理はできないということをお聞きしたんですが、その点についてもう一度確認したいんですが、お願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

学区に設置してあります防災倉庫に食糧や水がないということ、その理由はということなんですが、今、大岩

議員おっしゃったように、あれはあくまでコンテナを改造したようなものでございますので、冬の冷えるのはまだともかく、夏場になりますと、中の環境は食糧を保管するには正直言って適さない。そこに、幾ら保存のきく食糧であったとしても傷みということを考えますと、余り適さないという判断のもとに入れていないということとであります。ですので、今、美浜町の防災倉庫としては、野間旧駐在所跡なんです、あちらに1カ所になっておりますけれども、現時点では主にそちらのほうで備蓄をいたしております。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今お聞きしたところ、町内では1カ所という認識でよろしいのでしょうか。やっぱり、僕が自分自身で、せめて飲料水だけでもということで、ほかの地区の区長さんあたりのをちょっとお聞きしたんですが、今の3番の倉庫の管理のことにもかかわるので、同じような質問になって申しわけないんですが、各区によって、各区の防災倉庫に飲料水だけでも備蓄してある地区もあるんですが、それにつきまして、例えば町として統一の見解があるのか、その辺をお聞きます。あくまでも区長の判断で、各区でそういうのを例えば管理するのか、維持するのかという場合は、逆に言うと、行政サイドからある程度そういう補助金なりそういうことが出るのか、その辺もちょっとお聞きしたいのでよろしく願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

まず、先ほど主にと申し上げたのは、実は数量は多くはないんですけれども、野間の防災倉庫のほかに布土の小学校にも一部備蓄はございます。これは、できることであれば、先ほど一般質問でもございましたけれども、1カ所ですと、そこから運ぶ手段ということをやはり考えなければいけない。そういうことを考えますと、できれば各地区の避難所に食糧、水があったほうが良いというふうに結論づけるのはごく当然だと思います。

美浜町の場合、小学校が多いものですから、そうしますと、やはり学校のほうのふだんの目的に余り反することとはできませんので、そういった意味では可能な範囲、可能な学校が出てまいれば、防災担当としては、先ほど申し上げましたように、あくまで学校としての機能を損なわない範囲内で分散といいますか、各避難所に持っていきたいなというふうには今、考えております。ですので、先ほど主にと言ったのは、布土はまだ一部ですので、野間が主という意味で申し上げております。

あと、区の設置しております防災倉庫、町としての統一見解ということなんですが、確かに各区で水を持ってみえる方、あるいは食糧を購入しているとかいろいろあると思うんですけれども、これにつきましては、先ほどの町長の答弁の終わりでもございましたけれども、自主防災会、区でも別に構いませんけれども、自主防災会の災害対策事業補助金というのがございます。こちらのほうで、そういった災害対策にできるものにつきましては、一定の限度はございますけれども補助をしております。それに合う限りは、うちとしてもどんどん補助をして、各地区の整備ができればと思っております。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

どうもありがとうございます。

今の答弁の中で防災倉庫の件なんです、もう一点、防災倉庫の件につきまして、各地区に置いてある防災倉庫ありますよね、古布地区だとか、河和もそうなんです。ここの施錠が、鍵が当然、防犯上のことでかけてあると思うんですが、鍵の施錠も各地区によってばらつきがある。逆に言うと、いざというときに、区長が鍵の管理をしておれば、もしその区長が鍵をあけられなかったらどうするだということが出てきまして、それも自分で少し調べた件では、その地区によっては施錠してないというところもあるんで、その辺は逆に町からの指導はな

いんでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

各学区、町が設置したものにつきましては、鍵がかえる状態が原則だと思っております。それも1つだけではなく幾つかお渡ししておるというふうに、私の記憶では残っております。正式に確認はしておりませんが、1個しか鍵がないということはないというふうに、ちょっとその辺はうろ覚えでございますが、しております。あと、各地区で設けたものにつきましては、統一的な指導はしているのかということであれば、そこまでの指導というお願いはいたしておりません。ただ、ある学区によりますと、やはり同じように鍵を持つのではなくて、番号を合わせる鍵。区の人がその番号を知っておれば誰でもあけられるというものを設置された自主防災会もございますので、そういうように工夫をしていただけることは非常に歓迎をいたしますし、統一的な指導ということであれば、できれば複数の鍵をとすることは機会を見てやっていくことに全く問題はないし、そういうふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

どうもありがとうございました。

じゃ、あくまでも自主防災倉庫に関しましては、各区に任せてあるということの認識でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

続きまして、先ほどの2番目に質問した災害拠点病院である厚生病院との取り組みについてなんですが、連携をとる。実は毎年、各学区のほうで防災訓練は実施されておるんですが、町として、災害拠点病院の厚生病院と合同で防災訓練等やるべきだと思うんですが、それについて、町としてどういう対応をとるつもりでいるんでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

失礼します。

災害時の医療救急活動の連携は、非常に大切なものであるということは認識しております。美浜町と知多厚生病院は、災害時における傷病者の円滑なる受け入れ態勢の強化のために、平成23年11月22日付で災害拠点病院との非常時連絡調整員の派遣に係る協定を締結しております。平常時からの連携を図るために、それぞれが実施する防災訓練に必要な応じて参加を要請し、要請があった場合には訓練に参加するとともに、その打ち合わせ等にも積極的に参加するということも協定をしております。災害拠点病院である同病院が計画しております防災訓練につきましても、美浜町、南知多町、両町が隔年で訓練に参加をして、連携を図っているところでございます。本町につきましては、平成26年度に訓練に参加し、小野浦地区で救護活動、トリアージ訓練では地元の医師団の医師にも参加をしていただいた実績がございます。

本年度の訓練につきましては、美浜町での開催となり、10月15日土曜日に実施の予定でございます。現在、美浜町と知多厚生病院との間で本年度の訓練内容についての協議を進めているところではございますが、現在の主な内容としては、情報伝達訓練などの支援訓練を行う予定をしております。まだ詳細につきましては協議の途中でございますので、定まっておりませんので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○3番（大岩 靖君）

厚生部長、ありがとうございました。

それでは、本年度の10月15日に実施されます訓練には町としても、今、出席ということでよろしいですね。は

い、ありがとうございます。

それでは、質問のほう変更させていただきます。

先ほど2つ目の項目のほうで、県道・町道の整備について質問したんですが、先ほど町長の答弁のほうでもありましたが、マイタウン・マイロード、自分たちの通る道を自分たちできれいにしたいという、そういう制度は御存じでしょうか。とりあえず、ちょっと先に。

○建設部長（斎藤 功君）

大岩議員、御質問の点でございますが、県のボランティア制度として承っております。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

制度を御存じだということで、実は私、この県道野間河和線、何度か通るときに、やっぱり危険だと思って、実は先週の金曜日、知多建設事務所の方々3人の方に来ていただきまして、県道野間河和線を見ていただきました。当然、皆さん、使われている人はわかると思うんですが、芋沢の交差点から野間のほうへ入っていくところ、特に片側一車線で少し緩やかなカーブもあるんですが、ガードレールもほとんど隠れてしまっていて見えない状態です。たまたま、ボランティアをやっている方たちの話をお聞きする機会があったので聞いたんですが、幾らでもうちは草刈りはやるけれども、逆に言うと、県道の場合は行政サイドに言っても、ここは県の管轄になるから、なかなか町としては簡単にはできないよと。それについて、僕は知多建設事務所のほうへ行きまして、何度か行ってやっと腰を上げていただいて、3人ばかり来て調査するというところで現場を見ていただきました。

一番見て思ったのが、確かに町道の場合は町のほうである程度の、一番草刈りでネックになるのが安全誘導員が確保できるか。費用が発生することがありますので、その点について県のほうもどうしようかなということで言っておったんですけども、写真撮りもしてきたんですが、ちょうど芋沢から野間街道へ行くところ、左側に竹やぶがあります。現場へ行って見て思ったんですが、竹やぶの竹が県道側に倒れかかっているところもあれば、逆にガードレールの内側から新しい竹が何本かもう生えてきています。まだ、直径三、四センチなんで、今のうちなら早く処分もできるんですが、逆にあれがもし伸びてきた場合、ただでさえ今ガードレールが見えない、草が繁茂しちゃっている状態で、当然車の行き来も、僕がたまたま車で通ったときでもセンターラインをオーバーして、普通にセンターライン近くをまたいで通ってくる方も見えたので、これは早急に何とかしないといけないということで県のほうにも行ってきたんですが。

マイタウン・マイロード制度を使おうと思うと、申請に時間と手間がかなりかかります。担当の方、御存じだと思いますが、1,000平米以上で年2回以上、草刈りをやっていただきたいという条件がついております。というのが、結局そこをやるのに関しまして委託料が発生するので、当然県としても委託料が発生する場合は申請書類等もかなりふえてきて、ハードルが高くなると思います。できれば私は、これは地元有志で伐採をする団体に、町独自に委託料じゃなくて作業料として何とか考えて早急に対応していただきたいなという。例えば伐採に関するとき、作業料として安全誘導員の確保とか、そういう作業料は町として考えられるのか、そのほうをちょっと質問いたします。

○建設部長（斎藤 功君）

野間河和線の関係でございます。実際、今、愛知県においては、先ほど大岩議員が言われました野間河和線、地元区のほうに委託は出しております。ただし、集落から杉谷までの間の委託を地元のほうで施工していただいております。これは委託業務となっております。それで、県道ということでございます。もちろんボランティア

の方々に草刈りをやっていただけるということは、大変ありがたいことだと思っております。町道であれば、私も草刈りボランティア、すぐ許可は出せると思っております。ただ、やはり県道となりますと、県の管轄になりますので、県にその旨、報告した後という形になろうかと思います。そうしますと、県のほうで取り扱い要領がございます。それにのっとっての対応となるというふうには思っております。

以上でございます。

○3番（大岩 靖君）

ただいまの答弁ですと、やっぱり僕が言ったようにどうしてもすごく申請に時間がかかるんですね。地元で使われる方、特に県道野間河和線もそうですけれども、両サイド、当然畑とか田んぼがあります。そこに携わって見える農業関係の方も当然よく通られるということで、やっぱりこれは早急に何とか対応していただきたい。これは2番目のほうの質問にもかかわってくるんですが、例えば今、答弁の中で町道なら町のほうで何とか考えることもできるということをおっしゃったんですが、じゃ、例えば町道で両サイドの地権者のほうに町のほうから、この間、地権者の方の批評もいただいたんですが、町道に関して地権者の方に行政サイドから、ここについて何とか伐採したいんだけどという、そういう働きかけをできるか。ましてや、地権者のほうが例えば高齢で自分たちじゃできないから何とかしていただきたいということを言っていたら、逆に地元ボランティアの方たちに、ここからここまで何とかやれんだろうかという、そういう対応をしていきたいと思うんですが、例えば地権者に町のほうからそういう働きかけができるか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○建設部長（斎藤 功君）

地権者の方への働きかけという御質問でございます。

一般的に道路といえば道路の草刈り、おおむね例えば道路の肩から1メートル前後というふうになると思います。そういった中で、その土地がどうしても個人所有地だということが明らかな場合においては、町のほうに一言言っていたら、町のほうから所有者のほうには連絡はさせていただきます。ただ、通常の草刈り業務ということであれば、ほぼ道路敷であろうとは推測されますが、それ以外の例えば木が倒れているとか、そういった箇所につきましては、町のほうに御連絡いただければ、町のほうから所有者のほうに連絡して対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

確かに今の町道に関しましては、何とかそういうふうで、行政サイドのほうから地権者のほうに働きかけて早急に対応していただけると思うんですが、やっぱり実際問題、先ほど壇上からの質問でも言いましたが、事故が起こってからでは遅いんです。当然、今の美浜町、野間河和線も奥田河和線もそうなんですが、どうしても生活道路として通行される方がかなり見えます。片側それぞれ一車線で、これは早急に対応しなければ、行く行くは町のほうの対応がどうなっているんだという町民の皆さんからの声は、今でも届いていると思うんですが、そういうふうになってくると思います。我々議員も、今の町道・県道に関しましては、できる限りこれからも監視して、使われる、通行される町民の方々に安全に通行していただきたいと思っております。行政サイドとしても、できる限り地元の地権者も含めまして、この問題につきまして進めて、何とか皆さんがより安全に通行していただくように働きかけていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森川元晴君）

答弁はいいですか。

○3番（大岩 靖君）

結構です。済みません。ありがとうございます。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。大岩靖君は自席に戻ってください。

〔3番 大岩靖君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、7番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問をしてください。

〔7番 山本辰見君 登席〕

○7番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。7番 山本辰見です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般通告書に基づき、順次質問をいたします。町当局の皆さんには、明快なる答弁を求めるものであります。

まず初めに、さきに公表されました知多奥田駅前、東側になります、開発可能性調査検討会についてであります。この事業は、地域住民にとってどんな成果をもたらすもののでしょうか。6点にわたって質問をいたします。

今回、示されていますのは、知多奥田駅前の東側のみの開発についてであります。駅周辺全体の開発を長年要望してきた地域住民また一般町民から見て、目的はどういうことにあるのか、なかなか理解できません。目的は何でしょうか。

2点目は、全体の計画が総額で27億円もかかる事業費となっております。町財政、大変だと言いながら、この大きな事業費の影響は重大なものになると思いますけれども、費用対効果等についてどう考えているのでしょうか。

また、維持管理については当然、施設使用料等があると思いますけれども、それらで賄えるのでしょうか。その見通しをお示しいただきたいと思います。

3点目は、町長の昨年の選挙のときの公約であった総合公園グラウンド拡張事業で見直しをしようということに縮小されたサッカー場。場所を違えて、今度はこちらの事業に組み込むこととなります。ここのサッカー場を中心とした陸上競技場、一体誰のための施設となるのでしょうか。想定される利用者、その見込み等についてお聞かせください。

この計画の中心が、いわゆる陸上競技場が中心となっておりますけれども、野球場、サッカー場と違って、いわゆる一般的なグラウンドとは異なり、年間の維持管理費が多額になるものと予想されます。建設費も莫大ですが、維持管理費用をどのように試算しているのでしょうか。ここの所轄は、グラウンドとかこういう形ですから生涯学習課、体育館のところが担当になると思いますけれども、完成後の管理・運営についてはどこが行う予定でしょうか。

5点目は、この計画では、先日の説明では国・県の補助金もさることながら、都市計画税を財源に見込んでおります。本来、この都市計画税、当然、目的税であります。これまでの市街化区域内の住んでいる住民の方々の住環境整備のため、こういう形で本来、目的が限定されているはずでございます。もちろん、先般の説明の中では、この計画の必要性について示されましたけれども、私たちが受けとめるには、大学との連携を主とするような施設を中心とする、こういう説明でございました。そうなりますと、都市計画税とは本来、こういう事業には該当しないのではないかというのが率直な疑問でございます。どんな理由、位置づけで都市計画税を財源とするのか伺うものであります。

都市公園整備という名目であるならば、むしろこの税金をこれまで長年にわたって負担している、いわゆる現

状の市街化区域に住んでいる方々のところ、率直に言いますと、私、野間学区でございますけれども、野間学区には都市公園は1カ所ありません。奥田地域ではビーチランドの南側の新栄という地域ですけれども、そこで都市計画をしたときに公園が整備されております。上野間にも駅の前には一部ありますが、東地域では本当に都市公園は少ないんです。都市計画マスタープランなんかに、数字的にも本当に公園が少ないというのがありますが、率直に、繰り返しますけれども、税金を負担していただいている、住んでいる方々のところに公園を整備してほしいというのが本来だと思います。

6点目は、この事業と関連して、きょうは午前中にも同僚議員の質問の中にもありましたけれども、いわゆる町の大きな課題となるでありましょう、近い将来というか、もう既に見えていますけれども、人口減少対策あるいは定住者増進、促進といった、こういった大きな課題と、この事業がどう関連づけているのでしょうか。交流人口といいますけれども、人口減少対策、若い人の定住とどうつながるのか。町の活性化をうたっているわけですが、もちろんスポーツをやりに来る人が来て、あるいは合宿等も兼ねると一定の成果はあろうと思いますが、陸上競技場、サッカー場を利用した人たちが美浜町に住んでみたい、こういう形にどうつながっていくのか、非常に私は疑問を感じるところでございます。

大きな課題の2点目でございます。

先ほども同僚議員の発言にもありました。熊本の大震災、この災害からさまざま学ぶべきことがあると思われまます。2カ月前になりますけれども、熊本の大震災、熊本・大分ですね。ここは、直下型地震により震度7クラスの揺れが2度、続けて発生するなど、いわゆる想定外の連続で、いまだに行政側の対応も含めて、あるいは災害を受けた方々の住むところも含めて、非常にその後の対応、困難を来しております。

そこで、これまで美浜町では、とりわけ東南海地震等で言いますと、津波あるいは高潮対策等を重視しながら対応を考えてきたと思うわけですが、もちろんこれも重要であります。しかし、今回の連続地震というようなこと、こういった大災害に備えて、同僚議員もいろんな形で防災について質問していますが、町全体として、こういった大災害に至った場合の町としてどういう備えが必要か、準備をしなきゃいかんのかということについて質問いたします。

2点目は、美浜町に影響を与えられる知多半島周辺の地域内にある活断層について、これまでどのように把握し、また評価しているのかお伺いいたします。

3点目は、最初の質問と少し重なりますけれども、防災の観点から質問しますけれども、奥田駅前東部開発の計画地域、地区内に防災倉庫も設置したいということを検討しているようですけれども、実はこの地域、いわゆる奥田駅の東側、大学の真ん前ですね。ここは、土地が低くて、これまでも高潮あるいは集中豪雨の際には浸水しやすい場所でした。昨年の9月でしたか、稲刈り前に、奥田から河和のほうへ行く道、道路をかぶるのではないぐらいの、稲刈りの隠れるぐらいの水浸しになったところがあります。捉えようによっては、ここの田畑が調整池のような役割を果たして、住宅のほうを防いでいただいたということにはつながりませんが、そういう意味を持った地域だと思います。果たして、こういうところに防災拠点として、先ほども説明のありました防災倉庫、本来だったら、今から整備するところは高台の水が来ないようなところに整備するべきだと思いますけれども、ここの開発と関連して、防災のところとの関連を町の方針を伺うものであります。

壇上からは質問を以上で終わります。補充については、自席で質問させていただきます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず初めに、知多奥田駅東部開発計画は、地域住民にとって利益をもたらすものかの御質問の1点目、駅周辺の開発ではなく、東側のみの開発だが目的は何かについてでございますが、昭和58年に日本福祉大学が移転してから、知多奥田駅周辺は多くの学生が往来し、活気あふれる地域となりました。大学を誘致できたことにより、奥田地区のみならず美浜町にとって教育面、財政面、そしてまちづくりの面などにおいて大きく貢献があったものと考えております。しかしながら、移転から30年以上が経過した現在も旧態依然、30年前と変わらない風景が広がり、利便性の高い駅周辺への整備は進んでおらず、奥田地区の活力の停滞や「大学のあるまち、若者のいるまち」をアピールしたい本町全体の活気にも影響を及ぼしていると考えております。また、議員も御存じのとおり、大都市周辺の大学では通学に便利な都心への回帰が進んでおりますが、日本福祉大学とてその例外ではなく、既に半田市、東海市へキャンパスが設けられ、一部学部の移転と分散という事態が生じており、その結果、奥田地区へ通う学生数が大きく減少し、学生下宿を初めとする地区の産業にも影響を及ぼし、経済環境の悪化につながっているのが現実でございます。

さて、国は人口減少の進行を大きな課題と捉え、昨年度から地方創生事業により交流人口の増加、定住促進、産業活性化に力を入れているところであります。本町におきましても、人口減少など直面している問題に対処するため、交流人口の増加等の地方創生事業に取り組んでいるところでございますが、今回の奥田駅東部開発の事業も地域活性化に結びつく取り組みであると考えております。

ところで、奥田の既成市街地から駅までの区域は住宅地や商業施設等の生活利便施設用地として、土地区画整理事業による整備を前提としておりましたが、近年の地価の下落等を初めとする経済情勢では、事業費を捻出するような保留地処分が期待できず、現時点においては事業化が困難と判断せざるを得ない状態でございます。しかし、今回、この時期に東側を先行し整備することで、奥田地区が活性するものと期待できますので、この計画を契機として、奥田駅の西側の開発にもつなげてまいりたいと考えております。また、日本福祉大学は平成29年度、スポーツ科学部を新設し学生をふやし、地域の活性化につなげたいという方向性であるとお聞きしております。このようなタイミングにおいて大学と連携を図り、一体として取り組んでいくことが、この地区におけるスポーツ等による交流人口の拡大と産業活性化は地域の元気に結びつくものと期待をしております。

財政面で申し上げますと、現在整備を推進中の総合公園拡張工事において、発生する残土の処分費が約1億7,000万円見込まれておりますが、奥田駅東部開発事業を並行して行い、奥田地区へ残土を持ち込むことで、単独で残土を確保するよりも約3億円のコスト削減が期待できます。さらに、奥田駅東部開発事業の実施により、奥田地区の長年の課題である山王川の整備や都市計画道路知多西部線の早期実現につながる可能性が高まりますので、両事業の実現のためにも積極的に推進してまいりたいと考えております。これだけの条件が整うことは極めてまれであり、これを逃したらチャンスは二度と訪れないという危機感のもと、総合的に今やらなければと判断をいたしましたものでございます。この計画は、駅周辺全体のものでもありませんが、この計画の実現を機に、駅利用者及び地域住民の利便性の向上、地域の活性化、大学を活用した地域づくりを推進し、さらには町全体の活性化を図りたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

次に、御質問の2点目、総額27億円の事業であり町財政への影響は重大であるが費用対効果をどう考えているか。また、維持管理費は施設利用料で賄えるかについてでございますが、現在、地元関係者と開発計画の内容について話し合いを行っている途中であります。早い時期にまとめ、この整備に対する費用対効果や維持管理費の見込み等を検討したいと考えています。なお、今年度、奥田駅東部地区の基本計画の策定業務を発注しており、この業務の中で開発の基本方針を設定し、施設の種類や整備の水準、維持管理方法等について検討し、また概算の総事業費の算出も予定をしております。

次に、御質問の3点目、整備するサッカー場、陸上競技場は誰のための施設で、想定される利用者数にはについてでございますが、まず、この地区の開発を実現化させるため昨年度、町及び大学職員で構成する開発検討委員会を立ち上げ、整備の内容・手法について検討をいたしました。この検討委員会では、町が事業主体として開発が可能な手法を模索する中で、公園事業として整備を行うことができないかなど検討し、計画の施設の一つとしてサッカー場1面も使用可能とする400メートルトラックのグラウンドを配置しました。計画のグラウンドは、各小・中学校の陸上大会や運動会、駅前という立地条件などから町外の人利用が見込め、近隣の宿泊施設などの利用者数もふえると見込んでおります。また、平成29年度に日本福祉大学に新設されますスポーツ科学部の利用も見込んでおりますが、いずれにいたしましても、今年度策定する基本計画の中で、整備する施設の規模・水準、利用者見込み数等、検討いたします。

次に、御質問の4点目、多額の維持管理費が想定されるが、その試算は。また、管理・運営はどこが行う予定かについてでございますが、御質問の2点目、3点目で御説明申し上げたとおり、基本計画の策定業務の中で計画する施設とあわせて維持管理費の費用や管理・運営についても検討をまいります。

次に、御質問の5点目、財源として見込む都市計画税は目的税であり本事業には該当せず、都市公園というのであれば、都市計画税を負担している市街化区域内に整備すべきではないかについてでございますが、地方税法により、都市計画税は町が賦課する目的税で、都市計画法に基づく認可を受けて行う道路、公園、下水道など都市計画事業等に要する費用に充当することができると規定をしております。今回の開発は、都市公園事業として行う予定をしておりますので、都市計画税の充当は問題ないと考えております。

次に、御質問の6点目、町の課題である人口減少対策・定住者増進と本事業との関連づけはについてでございますが、この地域をスポーツ等により交流人口の拡大を図ることで地域の活性化を生み、元気なまち、にぎわいのあるまちを目指したいと考えています。そのためには、まず町内外の人が交流可能なスポーツ施設や公園等の整備を行うことが必要であります。運営に当たっては、隣接する愛知県美浜町観光協会、日本福祉大学との連携を強化し、本町の豊かな自然を初めとした歴史・文化、農業体験など、地域資源を最大限に活用した観光業と、スポーツの合宿・大会などの誘致による交流人口の拡大を相互に連携させ、地域経済を活性化させたいと考えております。地域経済の活性化が雇用を生み、本町の課題となる人口減少や定住人口の増への重要な対策になると考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、熊本地震から何を学ぶかの御質問の1点目、今回の連続地震災害のような想定外の災害を受け、町として何が求められていると考えるかについてでございますが、今回の熊本地震における被災地の状況を見ますと、まず避難所の早急な設置と円滑な運営が求められていると考えております。また、3日後には届き始める大量の支援物資を受け入れ、保管し、仕分けるスペースの確保や上水道等インフラの復旧、震災瓦れきの処理、仮設住宅建設など、時間とともに問題点に変化していくことが判明をしております。これらを踏まえ、事前に準備できることは積極的に推進することが必要であると考えております。またその一方で、行政の力のみでは大規模な災害に対応することには、おのずと限界があることもまた事実であると感じており、住民の皆様お一人お一人の心構えと準備が必要不可欠であるとも考えております。災害が発生したときに我が身を守るために必要なことを、広報などの啓発により周知していくことも重要であると認識しておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、本町に影響を与えると思われる活断層について、どのように把握し評価しているかについてでございますが、愛知県などの調査によりますと、伊勢湾内には白子野間断層や内海断層が存在し、美浜地域内でも古布断層などが確認されております。多くは活動ランクが高いものではなく、数百年から数万年に1回の間隔で活動すると推測されているため、次の活動時期は相当先であるとの意見もございますが、確実なこと

は不明であります。身近にも断層が存在することを事実として受けとめ、緊張感を持って防災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、奥田駅東部開発計画で設置を検討している防災倉庫について、より高所に整備すべきではについてでございますが、現在の構想案においては、計画地内に一つの案として防災備蓄倉庫を配置しております。これは、指定避難場所となっている日本福祉大学に隣接させることが防災活動の連携の上では有効であると考えており、また、津波浸水区域外に位置していることが主な理由であります。今後、他の施設の計画とあわせて設置の必要性や適否を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

壇上での私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○7番（山本辰見君）

奥田周辺の整備のほうから聞いていきますけれども、きょうは皆さんに、先ほどの午前中の方みたいにパネルで示すとよかったと思うんですけども、事前に議場の方には資料はいただいておりますから、あえて申し上げませんでした。示されたのは、奥田の駅東側の、ちょうど今、田植えが終わったところに400メートルのトラック1面、その内側がサッカー場になると思いますけれども、面積的には10ヘクタールでございます。そして、示された中には平家の防災備蓄倉庫あるいはグラウンドゴルフ場、多目的創作広場、子どもたちも遊べる児童遊園、これも入っておりますが、あくまで仮定の計画なので、これは先ほど区なり地元の関係者と話をした上で計画したいということでしたけれども、決まってないということですが、私から見れば、最初に大学とどうしたものだろうということで、400メートルトラックが中心にあって、あとは後づけに、率直に感じます。何がいいだろうと、つくりたいものがあつたら申してくれということになっておりますけれども、そういう面では、地元の要望が本当に後回しになっている。もちろん、これがきっかけになってということですが、事業としては七、八年もかかる。それから、西側へ展開するのはその後になりますから、地元の意向を聞いてつくるんだということには余りになってないように思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

奥田駅前開発、この議題につきましては、平成24年度からスタートしております。その中で、平成24年度当時、磯部前議員さんを初め今お見えの石田議員さん、野田議員さんの御協力のもと、地元で検討会が設立されました。その中でさまざまな御意見もいただきました。最終的には、やはり町のほうで構想案をつくってほしいという申し出がございました。そういったことで、平成25、26、27年とこの業務を続けていきまして、昨年度、構想案をまとめたという経過でございますのでよろしくお願いをいたします。

○7番（山本辰見君）

ここに、美浜町都市計画マスタープランというのがございます。2010年から2020年の10年間の計画でございます。ちょうど今、その中間だと思います。その後に美浜町総合計画第5次が出ていますけれども、都市計画マスタープランのほうで、まちづくりについて何が課題だと事細かに分析をしながら地元の方々の意向も寄せて、ここにありますのが奥田の駅前についての土地利用の、順番からするとアとして一番最初に、読み上げますけれども、知多奥田駅周辺においては、交通結節機能いわゆる駅前ということの強化や、学生と地域住民の利便性を重視した商業機能を充実するとともに、宅地需要動向を考慮した住宅機能の導入を図り、地域いわゆる生活拠点として拠点性を高める必要がある。その次に、福祉大学との交流機能のこともありますが、3つ目として、

市街地内の国道247号沿道においての商業機能を充実し、地域の生活利便性を高める必要があると。最後に、南知多ビーチランド周辺において観光、集客機能、いわゆるビーチランドとの。そういう面ではここの開発の、もちろん先ほど答弁があったように、駅前の事業開発としては非常に難しかったなど。地権者の問題もあるだろうし、特に住宅がそんなに逼迫してないとかありますけれども、西側、いわゆる国道へ出る小学校の側のほうを後回しにしてもいいという検討課題ではないと思うんです。そういう面では、町長の答弁にも、この運動場をつかったことによって将来的にはそっちにいくんだということですが、目的が大学のためということであれば、先ほど説明のあった公園をつくるから都市計画税を使ってもいいんだということにはどうしてもつながっていかない。理由が後づけに聞こえてしまうがありませんけれどもいかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

このマスタープラン、平成22年度に作成したものでございます。ここの中で、将来の都市構造というところもございまして。知多奥田駅周辺には地域生活拠点及び交流拠点に位置づけるという項目がございまして。その大前提で、このマスタープランをつくった段階では、奥田土地区画整理事業、まだこれが残ってございました。現在も、実はこの事業については廃止になったというふうに思っておりません。ただ、先ほど町長が答弁したように、現在の地価下落、柿谷の土地区画整理事業、そういったものを鑑みて、これから区画整理事業ができるのかと、組合施行でできるのかということを組合の準備委員会の方々も慎重に検討していただいております。

そういった中、先月、地元説明会第1回目を開催させていただきました。その中で、当然、区画整理事業の準備委員会の方もお見えになっております。区画整理事業は諦めたわけではない、町として今回の計画につきましては、まず東側を手がけて西側の商業施設、住宅用地、そういった事業もぜひ今後実現させていきたいということにつきましても御同意もいただいております。ただ、この計画内容、これにつきましては、今後地元の皆様方と、より地元にとっていい施設になるように十分検討していきながら、最終的な計画案を築き上げていきたいというのが今回の目的でございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

全体の事業費と都市計画税に関連して質問します。

当初、私どもが、去年のいわゆる27年度の計画を進めていいだろうかの中身を検討したいと、細かい中身じゃなくて。そういったときに、最初は15億円から20億円ぐらいいかなと。そのぐらいの規模の事業になるだろうと、何にも決まっていなくてもということがありました。それで、4月20日に中日新聞の知多版に発表になりました。一般の方も皆さん、見られたと思うんですけれども、そこでも20億円ぐらいいかなということで記載されておりました。ところが、それから1週間、10日、5月の議員への説明の中では、27億円ぐらい全体としてかかる。その中の、もちろん国・県の補助もありますけれども、町として約10億円は借金をする、公債として。

実は、これまで都市計画税がざっと2億円とかいうのがずっと流れておりながら、近々では1億8,000万円ぐらいいにもだんだん減ってきているね、1億9,000万円か8,000万円。これが、もう四、五年しますと、1億5,000万円ぐらいいになるんですね。34年には1億5,000万円ぐらいいになります。この計画では、そのうちの約1億円を借り入れの返済に充てていかなければならないということになりますから、トータルの事業費もさることながら、しかも私はグラウンドの維持費はどうなるんですかということをお聞きしておるんですが、全体の計画がわからんから維持費はわからんと言うんですけれども、グラウンドだけはわかると思うんです、年間このぐらいかかる。ほかの施設は後でまた説明を受ければ結構ですから。そういったときに、今、町長が構想しています、この事業が工事が始まる前に図書館のところのグラウンドの工事が始まります。一緒に土を運ぶとか今説明がありましたけれども、そちらでも当然、事業費が7億円近くとかかかります。それから、美浜の里構想、これが都市計画税が

使えるかどうかわかりませんが、その事業も大きな事業になるかなと思っているんです。そういったときに、この計画だけ27億円、しかも借金を1億円ずつ返していかないかと。借金は、都市計画道路だとか、その分も含めて返済になっていますから、合わせて1億円近くずつ入っていかない。そういう面では、財政的にはほかの事業に相当影響を与えと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

都市計画税の今後の予定ということでの御質問だと思っております。都市計画税につきましては、せんだっての全員協議会のほうで資料も提出させていただきました。その際には総合公園グラウンド拡張と奥田駅前開発、その他の都市計画事業を、現段階でのそういった都市計画事業を全て見込んだ財政のシミュレーションを提示させていただきました。都市計画税は先ほど議員おっしゃったとおり、今後減少してまいります。収入が減少していく。その中で支出が、そのときの資料でいきますと、奥田東が27億円、総合公園が約11億円ですか。そのほかの都市計画事業もございます。そういった中、都市計画税の収入、積立金等々で、あともちろん起債、補助金等々でこの事業が成り立っていくと、財政的には成り立つという御説明をさせていただきました。

そういったことで現段階では、一番厳しいのが、そのときも御説明させていただきましたが、年度的には平成33年度、これが基金が一番少なくなる時期でございます。ただし、その後においては基金がまたたまっていくと、そういった説明もたしかさせていただきましたと思っております。その中で、他の都市計画事業、例えば市街地再整備、そういった事業で、今度都市計画税が導入できるかどうかというお話もそのとき御質問いただきました。その辺も踏まえましての今回のシミュレーションというふうで御理解いただければと思います。

○7番（山本辰見君）

非常に緊迫した中身で、余裕が本当になくなるのではないかなということを率直に感じます。

それと、この施設のいわゆる利用者について先ほど説明がありました。小・中学校の陸上大会、今6つの小学校が集まって、年1回だと思います。それから、運動会とありましたけれども、例えばみんなの学校がここへ来て利用したにしても6回、中学校を入れても8回です。大学のスポーツ科学部も利用するかもしれないと言いましたが、もということは、私はそこがメインだと考えているわけですが、スポーツ科学部、今度、来年の4月からですが、温水プールも大学でつくったようです。それから、専用の体育館もつくると、体育館というか本部になると思いますけれども。ところが、陸上のトラックがないということが率直にありましたから、町につくってくれといったかどうかわかりません。だけど、主としては大学が利用したいということがメインだと思いますから、それからもう一つ、人口対策の問題とも関連してと言いましたが、観光協会にも力をかけたいし、それから農業体験とかそういうことを言いましたが、ここと農業体験はどうつながるんですか。美浜の里構想だったらわかります。

スポーツ交流人口ということで、先ほど私も壇上で言いましたが、合宿があつて、若い人たちが泊まってくれば、そういうことでのプラスアルファは当然であるでしょうから、それから大学と連携していかんということはいいません。大学の恩恵も相当にあると思いますから、そのことを否定するものではありませんが、今、東海市と半田市のほうに都合2,500人ぐらい出ていった中で、この施設をつくったことによって、大学が人数がふえとか、プラスアルファでこういうふうに変わっていくんだというのがあるのでしょうか。どうもないような気がしますから、そのことは後で答弁をもらうとして、もう一つ、次のところで、熊本のことで聞きますと、震災のことに触れますけれども、実はこれまで防災のこと、例えば避難所とか避難ルート、一時避難所のことで、まず、震災が起きたらどうするんだというときに、私の質問あるいは同僚議員の質問に対して、現場を知っているのは地元の人だと。例えば役場はここにいます。野間だとか小野浦のほうの状況はよくわからんとい

う言葉は使いませんでしたけれども、地元を知っているのは地元の関係者だと。避難路の確保だとか場所の選定などは町の職員がしゃしゃり出るのではなくて、ぜひ地元の皆さんで判断で動いていただきたいという答弁を繰り返していたと思います。

ただ、先ほどの答弁の中では、大きな課題となるのが避難所の設置と運営、あるいは支援物資の仕分けだとか保管ということで、事が起きた後の対応が、もちろん当面のいわゆる地震で揺れたり、津波が来たときにすぐ逃げるのは地元がやるわけです。その後の対応は職員なり地元の自治区、自主防災会も含めてですが、本当に中心になって頑張らないといかんと思うわけですね。

地震の発生については、阪神・淡路大震災もそうでした。想定外だと言われました。それから、東北の震災もそうでした。今回も想定外ですけども、地震災害が起きた後の対応については、はっきり言って大きな地震を3回経験しているわけですね。15年前、5年前、2カ月前ということで行くと、対応については、本当に学ぶべきことはたくさんあると思うんです。避難所の運営、訓練については、先ほど防災訓練の話も出ましたけれども、事が起きた二、三日後、1週間後の対応は町として本当に大事だと思いますけれども、それについて、先ほどの課題も含めて2点お願いします。

○議長（森川元晴君）

どうでしょう。建設部長のほうからいきますか。

○建設部長（斎藤 功君）

今後のこういった施設の利用者という御質問でございますが、やはりまだ現段階では、他の運動公園の利用者を調べておる段階でございます。先ほど、町長が答弁させていただいたとおり、今後、運営方法、利用者等々、今年度の業務の中での算出と。今、曖昧な数字を言っても数字だけがひとり歩きするおそれもございますので、またそういった資料ができ次第、議員の皆様にも定期的に御報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

まず、3つの大きな地震を経験して何を学んだかということ、そのお答えをしていきたいと思います。

先ほどの町長の答弁でございましたけれども、想定外というべきなのかどうかは別といたしまして、例えば今回2つの大きな地震があって、今までは1つの大きな地震に対応するだけだったから想定外という考え方も確かに言えるとは思いますが、ですが、大きな地震で家屋が壊れる、崖崩れが起きるということは、1つの揺れで起きようが2つの揺れで起きようが、答えとしては、いささか不謹慎な言い方かもしれませんが、災害が起きるということ自体では変わらないというふうに思います。そういった意味では、想定外というよりも、やはりふだんからできることをきっちりやっておかなければいけないなということ、気持ちを新たにしたいということと言えるんではないかと思っております。

そして、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、やはり行政の力のみで大規模な災害に対応することにはおのずと限界があると。住民の皆様お一人お一人の心構えと準備が必要不可欠というふうに答弁したと思います。これは、例えば今回の熊本地震におきましても、仮設住宅ができたのが2カ月後です。じゃこれを、仮設住宅をすぐ建てる土地を用意して、すぐ工事をすればいいのか。もちろんそれは大切だと思いますけれども、これも以前から申し上げておりますけれども、できることなら自分のうちが壊れずに、そこで寝泊まりできる状態を保つことが一番いいということに尽きるのではないかというふうに思っております。

ですので、議員おっしゃったように、町としてどんな対応が必要か。もちろん、避難所の運営あるいは備蓄食糧、備蓄品の確保、そういったことは今までの方向で決して間違っているとは思っておりません。それを充実さ

せることは大切だと思います。ですけれども、できることなら避難所なんかでプライバシーのないところで寝泊まりをするよりも、自分のうちで寝泊まりして、自分のうちで食事をしてということが確保できるのであれば、それが一番いいというふうに今考えております。

そういった意味では、住民のほうに押しつけるのかという、また御批判があるやもしれませんが、本当に必要なものは何か。例えば食料をどんどん運ぶというよりも、やはりふだんの生活を確保することが一番大事だというふうに新聞とかインターネットに出ております。あくまでそういった意味ですよ。そういった意味で、住民の皆さんができることを、それからそれに対して行政がお力をかすこと、あるいは推進していくこと、できればそういうことを進めていくことが一番大切ではないかなというふうに思っております。繰り返しますが、決して丸投げをするという意味ではございません。行政として、今やっている備えについては、この先も確実に進めていくとして、やはり自分の問題だということも、私も一住民ですから、そういった意味でいきたいなと。また、皆さんがそういうふうにいければ一番いいのではないかなというふうに考えておりますし、これが学んだことだと思います。

以上です。

○7番（山本辰見君）

時間がありません。最後になりますけれども、私は先ほど、想定外というのは地震の発生のスタイルだとか形はありましたけれども、災害発生後のことは、もう3回経験しているという言葉は悪いですが、想定外でも何でもありません。そこから学ぶべきものは、一つは、先ほど同僚議員も言いましたように、町全体としての防災訓練なり、そこの中の大きな柱に避難所の運営が、これまで毎年1カ所ずつ、小学校で場所を変えてやっておりますけれども、それも含めて、避難所の運営を町の職員も、それから地元の人たち、それから私たち議員も含めてどういう形でかわれるのか。本当に事が起きたときに、すぐ対応できるような形をとっていかなくちゃならないのではないかと。今、実は私たち議員の中でも、災害が起きたときにどういう対応を地元でしよう、町へ安否確認をどうしようかということも検討に入っておりますけれども、今はまだ個人の判断に任せるところはありますから、それらも含めて検討する必要があると思いますし、最後になりますけれども、防災の問題はまちづくりの、ただ単に訓練だけではなくて、先ほどの奥田の駅前の山王川の改修なんか本当に急がなければ、グラウンドをつくったはいいいけれども、事があったときに水浸しになるとかそういう形になりますから、防災の計画も、それから今言ったソフトのほうで訓練だとか何かも含めて、本当に職員総出で、今ここに座ってみえる幹部の方だけじゃなくて、一人一人の職員全体が防災に強いまちづくりのために頑張らないかなと思いますので、町長の最後の決意を聞いて質問を終わりたいと思います。

○町長（神谷信行君）

私どもとしまして、当然、今回の熊本地震を大きな参考といたしまして、教訓といたしまして、やはり防災に強い、災害に強いまちづくりをというふうに考えております。また、先ほども山王川の話も出ましたが、やはり山王川の関係につきましても、非常に従来より強い要望をいただいております。そういったことで、県のほうとも私どもそういった中で要望を上げておるわけですが、正直言って、今の状況の中の修繕の状態、そういった状況の中でのやはり順位が低いというふうに聞いております、そこを触るにつきましては。そういったことで、やはり町は何かしらそういった計画が起きることによって、そういったところの重点地区、そういった形でそこが開発されることによって、そこを順位的にも早く、開発の手をつけなくてはいけない、整備に手をつけなくてはいけないという県への順位性も上がるというふうに聞いておりますので、私ども一つのきっかけにして、皆様方のこういった要望、それとまた道路環境も災害に強い、それこそ道路、河川、そういったものもあ

わせて整備をしていけると。これは一番、時期的な問題、そしてまたコスト的な問題、そういったものも兼ね合わせた中で考えて進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席へ戻ってください。

〔7 番 山本辰見君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

あす6月10日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

〔午後2時30分 散会〕

平成28年 6 月10日（金曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成28年 6 月10日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	横田 貴次 君	2番	荒井 勝彦 君
3番	大岩 靖 君	4番	横田 全博 君
5番	大崎 卓夫 君	6番	丸田 博雅 君
7番	山本 辰見 君	8番	鈴木 美代子 君
9番	野田 増男 君	10番	森川 元晴 君
12番	石田 秀夫 君	13番	杉浦 剛 君
14番	江元 梅彦 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神谷 信行 君	副 町 長	永田 哲弥 君
教 育 長	山本 敬 君	会 計 管 理 者	大井 徳男 君
総 務 部 長	本多 孝行 君	企 画 部 長	沼田 治義 君
厚 生 部 長	坂本 順一 君	経 済 環 境 部 長	竹内 康雄 君
建 設 部 長	斎藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	杉本 康寿 君	防 災 安 全 課 長	石濱 克彦 君
税 務 課 長	廣澤 辰雄 君	企 画 政 策 課 長	磯貝 尚美 君
秘書広報課長	谷川 徳寿 君	住 民 課 長	茶谷 佳宏 君
福 祉 課 長	西田 林治 君	子 育 て 支 援 課 主 幹	久綱 勇 君
健康推進課長	齋藤 孝茂 君	産 業 振 興 課 長	天木 孝利 君
環境保全課長	岩本 健市 君	建 設 課 長	鈴木 学 君
都市整備課長	石川 喜次 君	水 道 課 長	鈴木 晴雄 君
学校教育課長	日比 郁夫 君	生 涯 学 習 課 長	河村 伸吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏目 明房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷 充則 君	議 会 係 長	山下 美幸 君
--------	---------	---------	---------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

それでは、皆様、おはようございます。

きょうは暑くなりますので、十分気をつけてください。

この地域も梅雨入りをし、体がなれていないせいか、体調を崩されている人が多いと聞きます。どうか体調管理には十分気をつけていただき、来る暑い夏に備えていただきたいと思います。

また、本日、傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただき、ありがとうございます。

昨日は5名の議員の質問がありました。

主に、町の重要、喫緊の課題でもあります少子高齢化、人口減少問題、そして、いつ起きるかわかりませんが、近い将来、必ず起きると言われる、あしたかもしれません、巨大地震に備えての防災対策でありました。

私は、なかなかしゃべる機会がありませんので、一言だけ言わせていただきます。

さまざまな意味での安心・安全なまち、町というのか、には必ず人は集まってくるのではないかなというふう

に信じています。

以上です。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、クールビズにて議事を進めさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

山下子育て支援課長でございますが、病氣療養のため欠席させていただき、代理として、久綱子育て支援課主幹が出席していますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、会議に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうち3名の一般質問を本日行います。通告の順に質問の許可をいたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

4番 横田全博君、質問をしてください。

〔4番 横田全博君 登席〕

○4番（横田全博君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

梅雨の晴れ間で爽やかな日ですので、爽やかな質問をして、明確な回答を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

厳しい財政の中で住民サービスを維持向上させるには、限られた財源を適切に配分する必要があります。そのためには、常に創意工夫した行財政改革が求められます。

第5次総合計画の中でも、効果的・効率的な行政運営が進められることによって、質の高い行政サービスが維持されるとあります。26年度決算書においても、税収や地方交付税の減少に対し民生費が増加しており、財政の硬直化を招いている。そのため、財源の確保と事業の選別により、安定的な財政運営に努めるとあります。

ただ、これは当たり前のことであり、それをどのような形で継続的に取り組むかが重要となります。

まずは、財政面での削減結果と今後の取り組み、それと、本年度組織改革が行われましたが、組織・事務の簡素化、効率化に関するこれまでの実績及び今後さらに進行化するための計画があれば御説明ください。

例えば、公用車の効率運用、ペーパーレス化の推進、ビル電話化による交換手の受付業務への転用、仕事の工夫による残業の削減、また非常に細かいことですが、退庁時にパソコンやコピーの電源を落とすことも徹底して実行していただきたい。これは、町民の血税を一滴たりとも無駄にしないとの決意であり、意識づけだと思います。優秀な執行部の方々ですので、このようなことは既に実施されていると確信しておりますので、その内容をどのような組織、形で実施しているのでしょうか。

次に、財政と両輪とも言える職員の資質向上とそれを促す人事管理について取り組んできたこと及び今後の計画について御説明ください。

次に、2のお城山の保全について質問させていただきます。

お城山の東側の崖崩れについては、3月の同僚議員の質問の答えとして、しばらく見守るとのことでした。しかし、さらに厚生病院側の西側では雨で土が削られ、大木が電線に寄りかかっており、その南のほうでは、二、三本の木が水平になってきております。その奥ではさらに大きな木の根元の土が流れてきており、危険な状態となっております。この道路は通学路でもあり、安全確保が必要ですが、どのような対応をいたしますか。

一方、お城山は土塁の遺構が残る遺跡ですが、その保全についてどのように考えていますか。

町の古老に聞きますと、昔、河和城築城の際、新江川や海から砂を運んで盛り土をして城を築いたとのこと。それゆえ、お城山の上半分はもろい土砂になっていると教えていただきました。このようなことから、保全に黄色信号がついていると思います。

先日、河和駅の駐車場から出るとき、視覚障害の方が駅に向かって歩いておりました。ところが、歩道には点字ブロックがなく、とめている自転車にぶつかりそうになりました。車からおりて駅方向に案内しましたが、構内の歩道には自転車が多数置かれており、体を斜めにしなければ通れません。やむなくロータリーを通過して、無事、駅に御案内いたしました。

そこで、次のことを伺いたい。

1、河和駅西側の駐輪場は歩道上にも自転車が駐輪され、歩行者の通行が困難な状態で、目の不自由な方、車椅子を利用する方などは歩道を利用することができない状態となっており、改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2番目、駐輪指導はどのように行っていますか。

3 番目、放置自転車の撤去はどのように行っていますか。

河和駅西の自転車置き場は私有地であり、企業の協力を得なければなりません、通勤、通学の多くの人が迷惑をこうむっており、自転車利用者のマナー向上も含め、喫緊の対応を求めるものでございます。

なお、駅南の駐輪場は、シルバーさんの御努力もあり、よく整備されておりました。雨の日はぬれたサドル拭きの心遣いをしており、高校生が感謝しておりました。

また、質問書には記載しませんでした、点字ブロックの公共施設周辺の設置状況、特に名鉄の町内 5 駅の点検もしてください。そして皆さんにお願いですが、体にハンディを負った方をお見かけになりましたら、そっと寄り添って声をかけてやってください。点字ブロックに沿って進むことはできますが、「行き先が合っているか不安だ」、「大丈夫ですよ、合っていますよの一言が、どれほど安心感を得られるかを理解してほしい」との視覚障害の方の切実な声でございます。

4 の健康維持・増進と総合体育館の有効利用について伺います。

総合計画の中で、スポーツの充実を掲げ、取り組む施策の中の 1 で、スポーツ施設の整備・充実を上げております。また、2 で、ニュースポーツの普及とスポーツ人口の増加を図っていくとしております。

総合体育館のスポーツ関係の利用者は、26 年度は延べ 3 万 5,000 人程度で、これは評価できる数字だと思います。しかし、平日の昼間は閑散としており、ジムも何人かがトレーニングをしているだけです。

武豊町の体育館では、駐車場を拡大するほどにぎわっております。そのわけは、ジュニアスポーツ、親子スポーツ 9 教室のほか、成人向けスポーツ 9 教室 12 コース、介護予防、子育て支援 3 教室と大変充実しております。

我が町は、みはまスポーツクラブによる今期の体育館での教室は 5 教室と伺っております。それも年五、六回の開催がほとんどです。

そこで伺います。

1、昼間時間帯に開催している教室について、メニューや回数等を増加する考えはありますか。

5 月から始まったヨガは、1 日や 2 日で定員は埋まっております。ちなみに私も参加しておりますが、需要は十分あります。町民の皆さんの健康維持・向上のために、あいている施設の有効利用を図ってほしいと思っております。

2 ですが、愛知県が市町村と連携して展開しているあいち健康マイレージ事業について、町内で協力店を得る必要もありますが、本町も新たな教室を取り入れた健康づくりメニューを作成し、この事業への参加をしてはどうでしょう。

健康メニューとは、スポーツ教室のほか生活改善への取り組み、各種検診の受診、イベント、地域活動、ボランティア活動など多方面が対象であり、一定以上のマイレージ獲得者には協力店でさまざまなサービスが受けられるというものでございます。この仕組みは大きなインセンティブになると思いますので、検討してはいかがでしょうか。

多岐にわたる質問となりましたが、私が議員となって 1 年、疑問に思ったことや、こうしたらいいのにと思った一端です。執行部の誠実で簡潔な答弁を求めます。

これで壇上での質問を終了いたします。ありがとうございました。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

昨日に続き、きょうは 3 人の議員の皆様方から御質問をいただいております。

また、私を初め執行部の職員一同、わかりやすく誠意を持った答弁を心がけていきますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど、議長のほうからお話がありましたように、安心・安全のまちづくりのために、そしてまた、住民の皆様方が喜んでいただけるまちづくりのために、力いっぱい取り組んでまいりますので、今後におきましても御支援と御声援、よろしくお願いいたしますを申し上げまして、横田全博議員の御質問のほうに入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

その中で、大きい質問の2番と4番の一部につきましては、教育部長より御答弁させていただきますので、お願いをいたします。

それでは初めに、行財政改革についての御質問の1点目、財政面での削減結果と今後の取り組み、組織・事務の簡素化に関するこれまでの取り組みと今後の計画はについてでございますが、行政運営における必要経費である人件費、庁舎管理費等につきましては、最少の経費で最大限の効果を上げるために、コスト意識を持って行政運営に努めているところでございます。

人件費に関して申し上げますと、平成8年から始まる4カ年の第1次定員適正化計画を策定して以来、現在の第5次定員適正化計画に至っております。これらの計画に基づき、途中、情勢の変化により職員数が前年より増加した年もありますが、全体では職員数を計画的に削減し、平成18年度と本年度を比較しますと、26名の減となっております。

また、庁舎管理にかかるランニングコストにつきましては、平成26年度に庁舎内の照明器具をLED化する工事を実施いたしました。

さらに従来より、事務に支障がない範囲で照明の節電などのほか、事務室内の温度上昇を防ぐため緑のカーテンの設置、電力デマンド監視システムにより最大需要電力の値を監視し、電気料金の節減に努めているところでございます。

その結果、平成25年度と平成27年度の電気料金を比較いたしますと、金額では約70万円、率では約8%を削減することができました。

行政サービスにおける例を申し上げますと、巡回ミニバスの運営につきましても、平成23年度より、ガソリン車から燃費がよいクリーンディーゼル車に逐次更新し、運行経費である燃料費の削減に努めております。

いずれにいたしましても、町政を行うに当たり、限られた財源を最も効率的で、また効果的に使うという行政の責務と理念を念頭に置き、できることより実施し、今後とも行政運営における経費削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、職員の資質向上と人事管理について取り組んできたこと、今後の計画はについてでございますが、質の高い行政サービスを展開するためには、組織として適正な人事管理を行い、職員の資質向上を図ることが重要であります。

平成26年5月に地方公務員法が一部改正され、平成28年度から全ての地方公共団体において、人事評価を行うことが義務づけられました。

本町におきましては、法律に先駆け、平成18年に美浜町職員人材育成基本方針を策定し、職員研修の充実、職員が能力を発揮できる職場環境の整備、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理など、職員の意欲の向上や能力の開発を促す環境を整備してまいりました。

特に、採用時の考え方を学力重視から適性・人格の重視へ転換するとともに、職員の昇給・昇格は、人材育成や組織の活性化を図るため、人事評価による成績重視の制度を導入いたしました。

しかしながら、社会情勢の変化や住民ニーズへの的確な対応力の向上や自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりに加え、第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略2015の実現に向けて、さらなる職員の意欲向上と組織内の柔軟な協力体制の強化が求められております。

このような状況を踏まえ、職員が一丸となってまちづくりを推進することができるよう、今回、美浜町職員人材育成基本方針を改訂し、これまで取り組んできた人事評価による昇給制度等を改善し、職員の意欲と組織の活力向上に向けた制度に見直す予定でございます。

具体的には、職員の職務遂行意欲の向上、適正な人事配置、年功序列によらない昇任及び本町の組織力を強化するため、人事評価項目の再編、目標管理の設定、面談の充実及び評価結果のフィードバック等を導入してまいります。

また同時に、職員研修の充実や職場環境の整備においても既存の制度や取り組みを見直し、職員の意欲や能力を最大限に引き出す研修の確保や職場環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

今後は、職員の定員の適正化に努めながら、人材育成をしっかりと行い、組織として横のつながりを強化して、さまざまな行政課題に対して柔軟にかつ適正に対応することができる組織づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、通行困難な河和駅西駐輪場の対応についての御質問の1点目、歩道にも自転車が駐車されており改善すべきではについてでございますが、議員御質問の駐輪場は、名鉄河和駅及びパレマルシェの敷地内に設置された約120台の収容能力を有するものであります。ですが、その能力を超えて、いわゆる歩道部分にも多数とめられているのが現状であり、議員御指摘のとおり、現場は、車椅子を利用する方などは通行できない状態に至っております。

民有地内に民間によって設置された駐輪場でありますので、設置者により、常時適切な状態に維持されることが望ましいものではあります。が、住民の皆さんが、当該区域を少しでも安全に利用できるよう、町は駐輪場の整理整頓の管理業務を美浜町シルバー人材センターに委託しております。

しかし、町はこれで十分だと考えているわけではございません。

住民の皆様の安全を確保するためにも、名古屋鉄道、パレマルシェ、町との間で、河和駅における駐輪場対策について、再度話し合いの場を持ちまして、今後の対応策を立てたいと考えております。

また、町広報紙で駐車マナー向上の啓発を実施するとともに、毎年1回、放置自転車の撤去を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、駐輪場指導はどのようにしているかについてでございますが、先ほど申し上げたとおり、駐輪場の整理整頓の管理業務を美浜町シルバー人材センターに委託しており、2名にて毎週火曜日に行っております。

内容は、自転車の適正な駐輪方法の指導、駐輪場から駅への交通安全指導、必要に応じて、自転車の整理整頓、駐輪場内の簡単な清掃管理、施錠実施の呼びかけなどを行っております。

次に、御質問の3点目、放置自転車の撤去はどのように行っているかについてでございますが、使用していないと思われる自転車に対して調査札をつけ、その札が3カ月以上ついたままであれば、一旦、駐輪場内でそれら自転車を集めておき、その後、奥田駅駐輪場に搬送して、年度末に撤去処分を行っております。

次に、御質問の2点目、あいち健康マイレージ事業への参加はについてでございますが、この事業につきましては、県と市町村の共同事業で、健康づくりにつながる取り組みを実施していく事業でございます。

事業の実施に当たっては、美浜町商工会と調整を図り、町内での協力店を募るなど、事業の形態をつくる必要

があると考えております。

また、健康づくりに関連する既存の事業のポイント化を図るとともに、新たな健康づくりにつながっていく教室・講座等のメニュー化を図ることも必要となり、平成29年度の事業実施に向けた検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（牧 守君）

次に、お城山の保全についての御質問の1点目、通学路である西側斜面でも土砂の流出が見られる。安全確保が必要と考えるが、どう対応するかについてでございますが、御指摘のありました箇所の現地確認のほうを早速させていただいております。

区域内には、15メートル以上もあるほどの大きな木の根元の土砂が流出しまして、根があらわになっている状況を職員が確認いたしております。あらわれているといいますか、のり面に木が樹生しているため、根が露出している状況ともとれるような状況かとも思われました。この巨木でございますが、大きく枝を張りまして、道路側にもはみ出しているようにもうかがえます。

いずれにいたしましても、通学路であること、そして、NTT、中電等のケーブルがたくさん通っておりまして、この木が倒れることによって被害が出る可能性もございます。風や雨によりまして倒壊の危険性もあると考えられますので、大木2本につきましては、根元から3分の1ほどを残して伐採する予定のほうをしております。

また、電線にかかっております木のほうが2本ほどあろうかと思えますけれども、これにつきましても、あわせて伐採のほうをやらせていただく予定をしております。

今月の6月20日前後には業者による作業を行います、大型クレーンを持ってまいりまして使用するために、一部作業場所を確保するため、通行どめの地域を設けたいと考え、区を通じまして、回覧板におきまして周知するとともに、現在、予告看板を立てさせていただいている状況でございます。この工事によりまして迂回路を設けさせていただきましても、お近くの方々には大変御不便をかけますが、よろしく御理解いただきたいと思います。

なお、土砂の流出につきましては、状況のほうを観察させていただきまして、必要があれば、対策のほうを講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、今後のお城山としての遺跡保全をどう考えているかについてでございますが、河和城跡は、現在、河和区の方々に、春と秋、年2回、竹切りや草刈りなどの管理をお願いし、町におきましても、年に2回ほどの草刈りのほうをさせていただいているところでございます。それによりまして、現状の保全に努めているということでございます。

先週の土曜日でございましたけれども、たまたま河和区のほうが草刈り、竹切りのほうを行うということを開きましたので、私もその草刈り、竹切りのほうに参加させていただきました。20名ぐらいの区会の方々が参加していただきまして、草刈り機も10台以上出てきまして、てっぺんの山の上のところの草刈り、一生懸命刈っていただきました。非常にきれいになりまして、現在、擬木とロープでつくった周囲の囲いだとか、それから看板等もちゃんとわかるようになっておりますので、非常にきれいになったなというふうに思っております。非常に感謝しております。

河和城跡につきましては、平成8年の調査団による調査活動から始まりまして、現地測量調査、試掘調査、地主の方との借地契約、一部土地の取得、そして整備工事を18年、19年に行い、現在に至っております。

基本的には、18年、19年の整備工事、この内容を申し上げますと、先ほどもちょっと触れましたけれども、擬木とロープで周囲を囲ったこと、それから守閣、それからくるわのところに看板の設置を行ったこと、それから排水のための水路の敷設、それから散水栓の設置等々の整備がその2年において実施されておまして、一定の整備はこれで完了したものと考えております。

この史跡につきましては、専門家による報告書によりますと、河和城は史跡でありまして、歴史的な文化財と言えるので、遺構を壊さず、後世にそのまま残すべきであると提言されております。

また、過日開催されました町の文化財保護委員会におきましても、遺構の保存について、私のほうから委員の皆さんに確認しましたところ、やはり現状のままで保存していくことが一番望ましいだろうというような御意見をいただいたところでございます。

結論といたしましては、この城跡はできる限り手を加えず、現状のまま保存することが、貴重な文化財を後世に残す最善の方策であると考えておりますので、議員におかれましてはよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

次に、健康維持・増進と総合公園体育館の有効利用についての御質問の1点目、昼間時間帯に開催している教室について、メニューや回数等を増加する考えはについてでございますが、昨年度の実績では、美浜町総合公園体育館、日本福祉大学、新南愛知カントリークラブを会場として14の教室のほうを開催し、延べ2,900名余りの町民の方々に御利用していただきました。

内容といたしましては、主にニュースポーツと言われる、運動を苦手としている人でも気軽に始められ、楽しめる種類のものを用意しております。そのため、子どもから中高年の方々まで幅広い年代層で御参加いただいております。

ちなみに、参加者数につきましては、平成24年度では11の教室で延べ770名ほどの参加であったものが、この4年間で約4倍の参加者となっております。これは、ニュースポーツが住民に受け入れられ、定着してきたことに加えまして、より参加しやすい種目を用意したこと、PRに努めた結果であると考えております。

議員御質問の昼間時間帯のメニュー及び回数増についてでございますが、昨年度におきましては、ほぼ半分を昼間時間帯に実施いたしました。今年度におきましては15の教室の開催を予定しておりますが、そのうち約6割を昼間時間帯に開催するよう、その予定をしております。

開催時間につきましては、住民の方が参加しやすいことを第一に時間帯を設定しておりますが、中には、やはり夜間がよいという教室、御意見もございますので、そのあたりのバランスを考慮して設定してまいりたいと考えております。

議員御指摘のリラクゼーションヨガ教室につきましては、特に人気が高く申し込みが多く、すぐに定員が満員となってしまっております。平成26年から始まりまして、平成26年には、9月、10月の4回コースで136人の参加であったものが、平成27年には、4月から6月、9月から10月、1月から3月の3期8コースで開催いたしましたところ、対前年比1,290人増の1,426人の方々がそのヨガのほうに参加していただくような状況となりました。これを受けまして、本年度におきましては、1コース増の9コースとさせていただき、需要に応えさせていただいたところでございます。

今後とも引き続き需要のほうはあると思いますけれども、問題としましては、指導者の養成、あるいはその確保のほうも問題があるかと思っておりますので、その点も考慮してまいりたいと思っております。

これらの教室の計画・運営に当たりましては、本町と日本福祉大学が共同で運営するみはまスポーツクラブが行っております。毎月、企画部会等の会合を開催いたしまして、開催状況の検証を行うとともに、翌年度の事業

展開も視野に入れ、精力的に御協議をさせていただいているところでございます。

御質問の昼間時間でのメニューの追加につきましても、この企画部会等で十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、来年度におきましては、日本福祉大学のほうにスポーツ科学部が新たに設けられ、スポーツにかかわる学生がさらに多く本町に集うこととなりますので、大学の先生や学生が教室を企画し、実技指導をする機会がふえ、新しい教室もふやしていけるものと考えております。

これからも、地域の幅広い年代層の方に参加していただきまして、これまで以上に健康づくりや余暇の充実、地域の連帯意識の醸成に結びつけられるプログラムを準備してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○４番（横田全博君）

今までになく具体的にお答えいただきまして、ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。結構、答弁にお時間をいただいておりますものですから、簡潔に質問させていただきます。

義務的経費が、人件費ですか事業費ですかそういうもので、25年で大体41.7%、26年は43.6%ぐらいになっていますけれども、本年の28年度の予算の中では——数字は持っておりませんね。大体ありますか。どのぐらいありますでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、資料を用意しておりませんが、それについてはまことに申しわけなく、おわび申し上げます。

ですが、大きく変わることはございません。ただ……。

失礼しました。26年度の決算ベースなら、今、手元でございます。失礼いたしました。

〔「26年は」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（本多孝行君）

わかります、今。重ねておわびいたします。

ただ、大きく変わることはないというふうに考えていただいて、おおむね間違いないと思います。この場では済みませんが、これをお願いいたします。

○４番（横田全博君）

多分、大きな数字の変更はないだろうと思います。

ただ、これはいわゆる固定費ですので、これをいかに減らしていくかということが、いわゆる町長の自分がやりたい政策はどこの財源を持ってくるのかというのが、ここだと思うんですね。

ことしの町長の施政方針を見ましても、なかなかそういう点で、新しい事業が余り見受けられないというのが、私のちょっと感想です。そうしますと、この経費削減というのはずっと続けていかなければいけないし、絶え間なくやっていかなければいけない。その点で、いろいろと今、具体的に挙げていただきましたけれども、役場内で全庁的にこの経費削減を推進していく部署というのか、組織というのか、例えば総務部とか企画部とかそういうところじゃなくて、全庁の組織にわたって取り組んでいくというようなプロジェクトチームでもいいですけども、そういうものはありますか。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

行政改革を横断的に町のほうで行う部署という御質問だったと思いますが、私どものほう、行政改革推進本部というものを設置させていただいております。その中に本部会議としまして副町長を筆頭に部長職全員を充てております。それから、その下の組織ということで、部会を設けておりまして、第1部会ということで事務事業の再編、整理、それから、事務機構の見直し、職員の定員適正化計画についてということで第1部会という部会を設けておりまして、ここでも該当する部長並びに課長を充てて部会のほうを行いまして、そこでいろいろな議論をいたしております。

それから、第2部会という部会もございますので、こちらの第2部会につきましては、民間委託の推進だとか、使用料、手数料の見直し、経費節減等を議論する部会がございまして、こちらのほうも同じように部長を初め、関係部課長で議論をする部会をつくっております、ここで議論をして最終的に本部会議のほうを開きまして、そこで行政改革の方向性を見出していくというものでございますので、よろしく願いをします。

○4番（横田全博君）

今お聞きしますと、全項目が挙げられておりますけれども、ただ、経費削減というのは、これできるかな、あれできるかなということではなかなか進まないと思うんですね。まず、数字を決めて、これに向かってやっていくにはどうしたらいいか、何を削っていかなければいけないか、削ったらどうするんだという部分は必要だと思うんですけども、推進本部の本部長、副町長さん、今年度はどういう形でこれを進めていかれるでしょうか。

○副町長（永田哲弥君）

御指名いただきましたので、少しお話のほうをさせていただきます。

先ほど企画部長から第1部会、第2部会ということで、今回の組織の編成につきましても課名等変わりました。それと、人材育成の行動計画のほうもこの会議のほうで作成してやっております。コスト等の削減ということでお話をいただいたわけなんですけど、何もしないと衰退になるということを町長を初め、職員も思っております。財源が一番重要なのでございますが、今ここで何をやるべきかということをはっきりと目標を持ちまして、それが非常に大きな経費が例えばかかるということもあるかと思いますが、その中でいろんな財源をいただけるものはいただくというようなことも考えまして、じゃ、この財源を使うには、職員としてどういうものを削減するかというようなことも含めまして、町政のほうをコスト削減も含めて事業の実施に当たっていくという方向で考えておりますので、引き続きコストの削減につきましては、職員一丸となって努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

財政面はそのぐらいにして、あと7分45秒ですので、次、人事面、ちょっとお伺いしたいんですけども、28年度人事評価制度をやると。成績重視、意欲向上のための施設、それから、目標管理等々が挙げられています。民間ではもう随分前からやっていることなんですけれども、ただ、なかなかこれは進めないというのか、成果を上げる部分は難しい部分があるんですけども、ちょっとその辺、もう少し詳しく簡潔にお願いいたします。

○企画部長（沼田治義君）

済みません、1つ御質問に御回答をする前に御訂正を願いたいと思います。私、先ほど行政本部推進会議、本部長は副町長と言いましたが、本部長は町長でございます。副本部長は副町長になりますので、御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、横田議員の人事管理について、私どもも非常に難しい問題であるというふうに認識をいたしており

ます。そうした中で、私どものほう、定員適正化計画というものをつくらせていただいております。これ、今、3役を除きまして美浜町の職員は215名でございます。これを向こう5年間かけまして、10名の削減をしていきたいというふうに考えております。いわゆる決算を確認していただいてもよくわかると思うんですけども、人件費の占める割合というのが非常に大きいものがございます。そうした中で、行政サービスの低下を防ぐためには、少数精鋭で役場の行政運営をしていかななくてはいけないということでございますので、定員の削減については、継続的に行ってまいりたいと思います。

それから、もう一点、人事管理につきましては、成績重視ということで、これはもう既に民間の会社ではやられているわけですが、私ども公務の関係につきましては、年功序列というような人事管理を旧来から行われていたという部分もございまして、国、県のほうからもきちっと人事評価をして、その処遇を職員に対してしていきたいという御指導もいただいておりますので、先ほど町長の答弁にもございましたように、地方公務員法の中にもきちっと28年4月からは人事評価を取り入れた人事管理をしろということもうたわれておりますので、私ども先ほど町長の答弁にもあったとおりでございまして、人事管理のほうをしっかりとやって、人事評価を行って、その処遇をしっかりとしていきたいと。それによって、組織としての士気の向上に努めていく。そうしないと、この少人数の中でさまざまな行政課題に対して対応していくことはなかなか難しくなってくる時代になってきましたので、そういったところは今後、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

人事管理というのは、公平、公正という部分が一番重要なんですけれども、一方で、こういう今おっしゃられたみたいに少人数で最大限の仕事をやっぱりやっていかなければいけないという部分では、職員の皆さんのやる気というものが一番重要になってきますので、そうしますと、2倍にも3倍にも仕事量をこなすことができますので、ぜひその点、今後も御検討をお願いいたします。

もう時間がなくなってきました。私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、3分の1も質問できませんで、済みません。どちらにいたしましても経費削減というのはもう永遠の課題です。やっぱり上に立つ者が本当に先頭に立ってやって、町民の血税ですから、1円の無駄もなく、その1円を2倍にも3倍にも活用していただきたいなと思っております。その点、どうですか、町長。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。私もちょっと先ほどのお話の中で、私からの御意見も言いたいなというところがありましたので、ありがとうございます。

先ほど横田議員からは、私のそういったマニフェストに乗っかっている事業が予算の中で反映されていないというようなお言葉をいただきましたけれども、私としましては、まず、基本的に固定経費というのは、これはもう皆様方の住民サービス、それから、この町を運営していく中でなかなか削るところが難しいという部分は正直言っております。

そうした中で、やはり今回、私としても私の事業の中で調査研究関係につきましては、本来ですとほとんどの場面がそういった民間のコンサルのほうへ委託したりだとか、そういったことが多くございます。今回、私は限られた予算の中でそれは自分たちの職員でやっていこうと、少しでもそういった予算を、外部へ出すということも大事なことです、それは最後の場面で行っていこうと。今は職員の中でそれをつくり、そして、予算には反映されないけれども、そうしたものをつくっていく中で皆さんが自分のものとして考えながらつくっていくということでやらせていただいておりますので、少しでも削減できるところは削減してというふうに考えておりま

す。

そしてまた、今回、たまたま27年度の予算のほうで皆さんが御説明させていただいておりますので御存じかと思いますが、地方創生のほうの加速化交付金、これが27年度の3月補正で、ことしの3月にやらせていただきました。その3月補正の中で、今回、私のほうの地方創生の中で里づくりの構想だとか、それから、全体的なまちづくりの構想の中にかかる補正予算をかなり新しいものとして追加で上げさせていただいております。こういった事業費を何とか国からのものを活用しながら、そして、皆さん方の住民サービスが少しでも落ちないようにということで予算のほうを組ませていただいておりますし、今回の事業につきましても、27年度予算ではございますが、28年度の事業の中で展開していきたいというふうに考えておりますので、少しでも本当に皆さん、大事な財源ですので、そういった中で住民サービスも落とさずに、しっかりと行政運営ができるようにというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。横田全博君は自席に戻ってください。

〔4番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、14番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君は質問をしてください。

〔14番 江元梅彦君 登席〕

○14番（江元梅彦君）

皆様、おはようございます。14番 江元梅彦でございます。事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って2項目の質問をいたします。

初めに、美浜町の観光事業についてでございます。以下、3点質問します。

1点目に、名鉄知多奥田駅構内に観光協会を外部委託、独立させ、活動しています。独立後の活動状況と成果はいかがでしょうか。また、今後、どのようなことに力を入れていくのかお聞かせください。

2点目に、本町、新南愛知カントリークラブで開催され、好評の女子プロゴルフ大会ですが、駐車場の確保が年々難しくなっているやに聞かれます。括弧として、旧都築紡績跡地及び野間中学校南の土地ということでございます。本町のPRに大いに貢献している本大会を継続開催してもらうために美浜町も積極的に協力すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、本町の西海岸においては、昨年に続き、本年度も潮干狩りが中止となりました。もし、来年も中止となれば、よそへ移ったお客さんをお呼び戻すことが困難になることが危惧されます。何か対策をお考えでしょうか。

次に、2項目めの公務員の服務規程、服務態度についてでございます。最近、各地の公務員による不祥事が頻繁に報道されるのを見聞します。そのたびに綱紀粛正、再発防止に努めます、信頼回復に努めますなどと平身低頭する光景を目にします。美浜町の任命権者である神谷町長は、公務員の服務規程・服務態度についてどのような指導をされておられるのか、お聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、江元梅彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、美浜町の観光事業についての御質問の１点目、独立後の観光協会について、活動状況と成果は。また、今後力を注ぐ点は何かについてでございますが、ことしの１月４日より、念願でありました観光協会の事務所を名鉄知多奥田駅高架下に開所し、愛知県美浜町観光協会としての独立を図ることができました。

民間からの事務局長を初めとする職員も、開設当初は観光案内や町との事業連携に戸惑いもありましたが、現在では職員の対応にも余裕が生まれ、事務所での観光案内はもとより、煎餅・農産物・加工装飾品やジェラート等の販売、観光客対応としてのレンタサイクルなど、民間の発想を持ってさまざまな事業展開を行っているところでございます。

賛助会員につきましても、勧誘に力を入れ、順調に伸びており、本来の目的であります単独での事業運営を目指し、鋭意努力をしているところでございます。

今後は、観光協会が地域連携、交流拠点の中心となるべく、広域的なネットワークの構築や地域資源を活用した特産品・ブランド品の開発等を行い、今まで以上に美浜町からの情報発信ができるよう、ベースづくりを進めているところであります。

本町といたしましても、今後とも観光協会との連携を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の２点目、新南愛知カントリークラブで開催される女子プロゴルフ大会について、駐車場の用地確保が困難と聞くが、継続開催に向け積極的に協力すべきではについてでございますが、議員御指摘のとおり、昨年まで借用できておりました野間中学校周辺の駐車場が、諸般の事情によりことしから使用できなくなりました。

大会としましては、名鉄知多新線野間駅からのシャトルバス利用を推し進めてはおりますが、代替駐車場としまして、東海テレビと町の担当者が関係各所に出向き、関係機関の御理解と御協力を得て、休日限定とはなりますが、知多南部衛生組合所有の知多南部クリーンセンター内及び日本福祉大学が所有します県道奥田河和線沿いの第７駐車場を確保することができております。

国内の女子プロゴルフトーナメントにおいて、入場者数がトップ３に入る大会でもあり、今後も開催地である美浜町のＰＲを初め、大会に来場された方々が笑顔で帰っていただけるよう関係者と連携を図り、よりよい大会になるべく、本町といたしましても協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の３点目、昨年度・本年度と中止になった潮干狩りについて、何か対策を考えているかについてでございますが、西海岸においては、昨年に引き続きことしも生育不良等により、潮干狩り場としての開設ができませんでした。

東海岸におきましても、昨年は北部潮干狩り場と矢梨潮干狩り場の２カ所が、今年は河和口潮干狩り場・北方潮干狩り場・矢梨潮干狩り場の３カ所が開設された状況でございます。この中で、北方潮干狩り場につきましては、アサリがとれず、バカガイが多くとれるため、バカガイをとっていただき、お土産としてアサリを渡しているといった状況でございます。

このように、漁業関係者の知恵で潮干狩り事業を進めてはおりますが、本町といたしましても、春の風物詩である潮干狩りをこのままにしておいては、関係者の生活はもとより、町のにぎわいや活力に大きな影響を与えるものと危惧をしているところでございます。

今回の件で離れてしまったお客さんを再び呼び戻すためにも、例えば、西海岸におきましては、昨年からの稚貝を網で囲んで保護する生けすなどによる稚貝の生育状況確認など努力をしております。関係者と連携を図り、潮干狩り場の復活に向け、協力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、公務員の服務規程、服務態度について、最近公務員の不祥事が頻繁に報道されているが、町長は服務規程・服務態度についてどのような指導をしているかについてでございますが、私たち全ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということは、憲法第15条に規定をされております。

このことを受けて、地方公務員法第30条で服務の根本基準として、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定をされております。

そして、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、職務に専念する義務など職務上の義務が課されているほか、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限など身分上の義務も課せられております。

江元議員がおっしゃるように、最近、他市町村において公務員の不祥事が連続して起こっているところでございますが、町民と直接接し、町民の信頼をもとに行政を運営している町職員にとっては、不祥事が及ぼす影響は大きく、納税やまちづくりなどに大きな支障を来し、ひいては地方自治の本旨を揺るがす事態をも招きかねないと強く認識をいたしております。

個人の意識や資質だけにその責任を求めるのではなく、組織としての問題として捉え、対策を講じていくことが大切であると考えております。具体的には、採用前からも含め、各階層における研修を通じて、公務員倫理の認識を深めるためのカリキュラムを取り入れており、組織として不祥事防止に取り組んでいるところでございます。

また、そのほかの対策としましては、必要に応じ、私みずからが幹部会議や朝礼等で職員に対して注意喚起し、綱紀粛正に努めております。

今後は、さまざまな機会を捉えて、上司と部下、同僚とのコミュニケーションを意識的に図り、職場としての士気、意欲を高め、今まで以上に不祥事を未然に防ぐ環境を整えていくよう努力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○14番（江元梅彦君）

御答弁いただきました。

まず、1点目の観光協会の独立後の活動状況とその成果についてでございますが、本年の1月4日から事業が展開されてまだ5カ月ちょっとということで、一般質問するにはちょっと早過ぎるのかなという思いもある中で、質問でございました。民間からの事務局長をお招きしての活動は、最初は戸惑いもありましたけれども、現在はおおむね順調に推移しているというふうにお聞きをいたしました。また、観光案内、煎餅の販売、レンタルサイクルなど事業展開をされておられるということですが、この観光協会の事務局を直接お尋ねになられたお客様、また、その利用状況などについてお聞かせください。

○経済環境部長（竹内康雄君）

それでは、江元議員の御質問にお答えする前に、江元議員を初め、議員の皆様におかれましては、日ごろから本町の観光事業並びに観光協会に対しまして温かい御支援をいただきましてまことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

ただいまの江元議員の御質問、独立後の観光協会事務所、こういった方が訪ねてくるのかというようなことが主であったと思いますけれども、名鉄知多奥田駅の構内にあるということからも、私も最初、考えておりました以上にさまざまなお客様がお訪ねになっていただいております。駅を利用する方はもちろんですけれども、お車でお見えになった方もあそこに立ち寄っていかれて、こういうものはどうだろうか、例えば、食事をするのはどういうところがいいだろうか、お土産はどんなものがあるだろうかというようなお尋ねも結構あるようでございます。それで、当初から事務所にはいわゆるお土産物は何も置いていなかったわけですが、すけれども、何かないのかというお問い合わせが非常に多かったようでございます。御存じのように、今、知多奥田駅は、いわゆる売店等がなく、自販機コーナーとか、喫茶店はあるんですけれども、いわゆるお土産物を買っていくところがありません。そんなことも受けまして、例えば、野間のりですとか、それから、地元の農家の夏ミカンですとか、そんなものも今置いております。それから、女性スタッフが3名ほど事務局の中におりますので、そのメンバーが海岸で貝殻とかを拾ってまいりまして、こういう何というんですか、ビーチコームというんでしょうか、そういった貝殻なんかをブローチだとか、ペンダントみたいなものに自分たちで加工して、非常に安くですけれども、売っていると、そんなこともやっていただいております。そのことも含めまして、非常に学生さんも毎日行き来するわけでございますので、本当にさまざまなお客様がお訪ねをいただいております。そのことを御報告いたしたいと思います。

○14番（江元梅彦君）

わかりました。特に、最後のほうの女性のスタッフの努力ということについてもお聞かせをいただき、なかなか頑張っておられるんだというふうに理解をしております。

名鉄奥田駅の高架下というんですか、そこに設置をされておることですが、参考のためにお聞かせいただきたいのは、奥田駅というのは乗降客は何人ぐらいという平均的な数字でもいいので、お知らせいただけたらと思います。

○経済環境部長（竹内康雄君）

1日当たりの乗降人数は、約6,300人ということでございます。よろしくお願いいたします。

○14番（江元梅彦君）

1日当たり6,300人というのは、かなり多いなというふうに感じますが、やはり大学の学生さんの数が多いということでしょうか。そして、先ほどの町長の御答弁の中に、賛助会員の増加を目指されるというような御答弁がございましたが、賛助会員というのは、どのような組織で、どのような方が参加というか、加入をされるのでしょうか。また、加入できるのでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

賛助会員につきましては、例えば、観光協会の総会等で議決権はございませんけれども、今現在では年1万円の会費を頂戴いたしまして、美浜町の観光事業に対してさまざまな御協力をいただくとともに、観光協会としてもいろいろなキャラバンとか、商談会ですとか、そういったところでの宣伝PRをやらせていただくということでございます。主には、お土産物屋さんですとか、それから、いわゆる食事どころですね、そういったところもありますし、最近では観光農園とか、そんなところにも御加入をいただいております。議員も御承知のように観光というのは大変裾野の広い産業でございます。例えば、観光協会の野間地区におきましては、薬局も会員さんのお一人になっていただいております。この方は賛助会員ではございませんけれども、さまざまな、一見観光とどういう関係があるんだというところもあるかもわかりませんが、幅広い業種の方に現在、御加入をいただいております。

以上でございます。

○ 14 番（江元梅彦君）

多様な方が参加をされて、観光協会を盛り上げておられるようでございます。

そこで、私の近所の 7 人ほどの人にお聞きをしたんですが、美浜町の観光協会というのはどこにあるのか知っているかというふうにお聞きをしました。ところが、残念ながら知らんな、また、わからんという方がほとんどで、かろうじて役場じゃないのかという方が現状でございました。聞いた人が観光というものに直接かかわりのない人であったと言えそうなんですけれども、それではちょっと寂しいなという思いがいたします。観光協会そのものを P R する必要もあるんじゃないのかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

まさに議員御指摘のとおりでございます。私どもの努力不足が如実にあらわれているところかなと思っております。観光というのは、観光客の皆様だけではなくて、地元からもやっぱり愛される、かわいがっていただける存在にならなければ、これは発展はないというふうに考えております。今後、より一層努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 14 番（江元梅彦君）

はい、わかりました。

次に、観光事業に限るということではございませんけれども、P R についてです。

中日新聞さんの記事として掲載されるものは、記者さんの取材によるものがほとんどではないかなというふうに考えますが、例えば、美浜町が写真なり記事といいますか、原稿などを準備して、中日新聞の片隅にでも載せてもらえればいいなというふうに考えますが、そのような考えは甘い考えでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

決して甘くというか、そんなことはございませんで、ただ、限られた紙面の中で、もう御承知のように 5 市 5 町全ての市町が自分のところの P R にしのぎを削るという言い方は不適切かもしれませんけれども、確かに中日新聞さん、この地域では最大の発行部数、購読部数だと承知しておりますので、中日新聞さんに掲載をしていただくということは非常に P R 効果が高いということは私ども承知しております。これは観光に限らず、全ての分野について言えることでございますけれども、やはり先進性ですとか、独自性ですとか、記者の方がこれなら記事に取り上げてやろうかと思っただけのようなそういう工夫を私どもがしていかなくてはいけないなというふうに考えておる次第でございます。

○ 14 番（江元梅彦君）

美浜町の全体、観光についても当然だと思いますが、大いに宣伝をして誘客に努めていただくことを期待して、次に移りたいと思います。

○企画部長（沼田治義君）

済みません、江元議員の先ほどの御質問でございます。観光についての新聞社、中日新聞等への提供というお話があったと思うんですけれども、私ども企画のほうは、町のいろんな事業を情報発信している部署ということで、町の広報紙を含めまして、ホームページもそうですね、さまざまな媒体を使いまして、町であった出来事だとか、それから、各地域であったボランティア活動だとか、観光も含めていろんな活動を報告させていただいております。そうした中に、中日新聞さんの状況ということで、私のほうもいろんな町の状況を、それから、地域の情報を得た場合は、中日新聞さんのほうに情報提供を常々させていただいておりますので、いろんな状況について取材も応じておりますし、対応させていただいておりますので、新聞社さんのほうは紙面の都合がございます

ので、記事として扱っていただけることもありますし、扱っていただけないこともあるんですが、私どもとしましては、町の情報、それから、特に地域でやっているボランティアの活動、これについては、積極的に情報提供をしておりますので、済みません、先ほど言えばよかったんですけども、そんな形で情報提供していますので、よろしくお願いしたいと思います。

○14番（江元梅彦君）

PRといいますか、記事についても努力をされているということ、よく理解できました。大いに誘客の増加に努めていただきたいと思います。

次に、2点目の新南愛知カントリークラブで開催されます女子プロゴルフ大会の駐車場の確保についてでございますが、町長のお答えでは、クリーンセンター内と、それと福祉大学の第7駐車場も借りられるということでございました。観戦されるお客様もトップ3の大会でございます。私が、美浜町も積極的に協力すべきではないですかというふうにお尋ねをしたのは、東海テレビ事業部さんにこの事業を継続してもらうために美浜町の姿勢をお尋ねしたということでございます。そして、美浜町が継続開催を望むということであるなら、そのような条件のもとで駐車場の確保が難しいということであるなら、美浜町の例えば総合公園のグラウンドとか、小学校、中学校のグラウンドなども対象に考えたらいかがですかということですが、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

江元議員の御質問でございます。昨年度におきましても、マンシングウェアのほうの駐車場の関係、上野間の牧場のほうの跡地を借り上げて駐車場にということでありました。たまたま地面の状態が雨の関係で非常に悪くて、ちょっと非常に使用するのが難しいという中で、町民グラウンド、総合公園グラウンドの第1グラウンドのほうを急遽貸してくださいという話がありましたので、たまたまあいておりましたので即座に御返事させていただきまして、使用していただいたという経過がございます。本年度におきましても、9月16日から18日の3日間につきましては、既にそういった状況も考えまして、今の段階では仮押さえでございますけれども、ぜひ使っていただければ結構ですので、そんなふう考えております。ただ、江元さんが言われましたように、小中学校につきましては、今突然の御質問でしたので、学校のほうにも確認しなければわからないところなんです、中学校については部活の関係がございまして、グラウンドや何か非常に使うのが難しいという点、それから、小学校につきましては普通の乗用車をとめる分については運動場を使っていただければ結構なんですけれども、シャトルバスがそこにつけてしょっちゅう出入りするというような状況はなかなかそれは難しいなど。乗降場所を別に設けていただいて乗りおりするというようなことであるなら、小学校のほうの使用は可能なかなというふうに思っています。

いずれにしても、使えるような状況であれば、このマンシングにつきましては町の活性化に大いに寄与していただいておりますし、多くの方々に来ていただいております。私も個人的には大好きですし、使っていただけるものは使っていただくというふうなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（江元梅彦君）

美浜町も積極的に協力体制を整えているということで、十分に理解できました。

次に、3点目の潮干狩りの中止についてに移ります。

町長の御答弁の中に、美浜の春の風物詩という表現がございました。まさに同感でございます。その美浜の春の風物詩を見ることができないということは、美浜町にとって痛手であるなというふうに思っております。いろいろ手だてを尽くされているようでございますが、自然の営みという中で生育不良という原因の解明ということまでにはなかなかいかんともしがたいなところでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、議員御指摘のとおりでございまして、このアサリにつきましては、ここ数年来、東京湾のいわゆる内房というんでしょうか、千葉のあたりから熊本にかけてもう全ての地域でいわゆる不漁の状態が続いております。三河湾、伊勢湾に限ったことではございません。そういう中で、特に私どもこの伊勢湾側についてが不漁という状況が続いております、皆様にも大変御心配をおかけしております。今の御質問に限って言えば、例えば、10人の学者さんがお見えになれば、10通りのいろんな御意見がある。こういう原因ではないかということが言われておりまして、私どもにつきましても今、愛知県を初めとしてさまざまところで研究、調査をしておりますけれども、これだという原因はなかなか突きとめられずに現在まで至っております。

○14番（江元梅彦君）

原因の解明までにはなかなか至らないという難しい問題のようでございます。

上野間の交差点角に、本年度、潮干狩り休止という赤いのぼりが立っておりますが、それを見るたびに寂しい限りでございます。来年こそ、こちら潮干狩り場というようなのぼりがはためくことを祈りながら、次の質問に移ります。

2項目めの公務員の服務規程、服務態度についてでございます。

町長の御答弁、さすがに事務職を熟知された町長の立派な御答弁であると思っております。私が、この通告書を提出したときに、おいおい、今世間を騒がせているのは選挙で選ばれたあんた方じゃないのという職員の皆様方の声が聞こえたような気がしております。まさにそのとおりだと思っております。選挙で選ばれてきた選良と呼ばれる人が現在騒がれております。贈収賄にとどまらず、セクハラだの、わいせつだのと枚挙にいとまがありません。私のこの質問の本旨、本意は、先ほど町長が御指導されておられることをしっかりと胸に刻んで職務に精励されている立派な職員の皆様方の服務態度に疑問があるとか、また、ここがおかしいということでは決してありません。一般常識や社会倫理、そして、道徳を理解して自分自身を律するため、そして、願わくは同僚議員ともどもに町民の負託を受けた議会の信頼される一員としてその職責を果たしていきたいなという思いを込めた質問であることを念のために申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、江元梅彦君の質問を終わります。江元君は自席に戻ってください。

〔14番 江元梅彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を10時50分といたします。

〔午前10時30分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問をしてください。

〔9番 野田増男君 登席〕

○9番（野田増男君）

最後の質問です。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

名鉄知多奥田駅東部開発事業について、質問いたします。

昭和58年に日本福祉大学が奥田に移転して30年以上が経過したが、同駅はその当時のままです。奥田にとって、この30年間の経済効果は大変なものです。学生の街奥田の発展と日本の未来がかかった大事な事業だと思います。だからこそ、慎重に順序よく進めなければならないと思い、以下、質問をいたします。

1、整備の必要性を御説明ください。

2、今後、日本福祉大学との連携・関係をどのように進めていくお考えですか。

3、地域、地権者に対しまして、今後、説明会等をどのように進めていく予定がありますか。

4、排水計画、河川改修などをどのようにお考えでしょうか。

大きい2番としまして、知多西部線の進捗状況をお聞かせください。

以上、5問質問します。よろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、野田増男議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、名鉄知多奥田駅東部開発事業についての御質問の1点目、整備の必要性の説明をについてでございます。

昨日、他の議員からの御質問に御答弁いたしましたが、駅周辺は最も利用価値の高い場所としての土地利用を進めることが重要であると考えております。特に、奥田駅周辺は、観光資源である南知多ビーチランドや教育施設の小学校、日本福祉大学及び同付属高校が立地しており、町内外の人々の往来の多い場所ではありますが、いまだ駅周辺の整備が行われておらず、第5次総合計画、都市計画マスタープランなど、示されている地域生活拠点、交流拠点としての整備が図られていない状況であります。

また、駅周辺の土地地区画整理事業の事業化に向け、準備委員会の役員の方々がこれまで御尽力をされてきましたが、地価の低迷等の課題により現時点においても事業着手は困難であります。

このような状況の中、当町としましては、公共事業にふさわしい駅東部地区の開発計画の素案、整備の手法の方向性を示すことにいたしました。この素案は、サッカー競技も利用可能とする400メートルトラックのグラウンド、公園、グラウンドゴルフ場、防災施設などを整備する内容となっておりますが、今後、地元関係者との話し合いを重ね、地域の活性化につながる整備内容にまとめてまいります。また、この整備を実現させることにより、宅地や生活利便施設用地の整備を目的とする駅西地区の整備促進が図られ、地域の活性化につながるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、今後の日本福祉大学との連携・関係をどのように考えるかについてでございますが、昨年度計画素案の策定に当たっては、町職員のほか、日本福祉大学の職員にも検討委員会のメンバーとして入っていただき、また、今年度も引き続き地元との意見交換会に参加いただいております。さらに、各小・中学校の陸上大会や地区の運動会、みはまスポーツクラブの活用促進、高校・大学のスポーツ大会や公式競技大会の誘致等を、大学とも連携をとって利用促進を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、地域に対し、今後、説明会等の予定はについてでございますが、先月31日から地元区長を初め地元関係者の皆様と、計画づくりのための意見交換会を行っておりますが、計画案がまとまるまでには相当な期間を要すると考えております。今後も引き続き話し合いを進め、真に地域に必要で活性化につながる整備計画をできるだけ早い時期にまとめ、地権者を初め地域住民の皆様にお示しをする予定をしております。

特に、この事業の実現には、地権者等の御理解・御協力がなければ進まないことも確かでありますので、進め

方についても地元関係者と御相談の上、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。なお、今年中をめどに説明会等を開催したいと考えておりますので、議員におかれましても、より事業推進に対しまして御協力をお願いいたします。

次に、御質問の４点目、排水計画また河川対策についてどう考えるかについてでございますが、この整備に係る排水計画については、開発区域の規模、施設の計画内容等が定まったときに検討することになりますが、通例であれば事業区域内に大雨のときに一時的に貯留する調整池を設置することになります。議員も御承知のとおり、町はこれまで県に対し機会あるごとに山王川の全面改修の要望を行ってまいりましたが、老朽化に伴う一部修繕にとどまっているのが現状であります。

今後も、引き続き鋭意要望を行ってまいります、この整備の実現により、山王川の全面改修や都市計画道路知多西部線の南伸の事業促進がより一層図られるものと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、知多西部線の進捗状況はについてでございますが、美浜地内につきましては、本年度より県道上野間布土線と知多西部線、国道247号常滑美浜バイパスとの立体交差部分の工事を実施いたします。立体交差部分の工事につきましては、県道の迂回路を建設した後、立体交差の構造物を建設し、迂回路を撤去して県道の復旧工事を行います。迂回路の建設は、本年４月から10月末の予定と聞いております。

また、立体交差構造物本体の建設予定は平成28年11月から平成29年10月末、県道上野間布土線の復旧工事は平成29年11月から平成30年３月末までの予定とお聞きしております。

また、常滑地内につきましては、名鉄知多新線と知多西部線、国道247号常滑美浜バイパスの立体交差工事のための協議を行い、平成30年度より工事を行う予定と聞いております。常滑美浜バイパスの開通につきましては、早期完成を愛知県に要望しておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私からの御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○９番（野田増男君）

それでは、少し再質問をさせていただきます。

これにつきまして、県と調整はしていると思うんですけども、どこまで、今、県との調整が進んでいるのかを、ちょっとお聞かせください。

○議長（森川元晴君）

具体的に。

○９番（野田増男君）

知多奥田整備の必要性、１番の。

○建設部長（斎藤 功君）

野田議員がおっしゃいました県との協議の関係でございます。

この事業は、都市公園事業としての位置づけで実施したいと考えています。そういった中、例えば補助金の関係もございます。そういった意味も含めまして、県の都市整備課、都市計画課、公園担当等々と、今打ち合わせをしております。たまたま本日の昼から公園のほうの関係の協議の予定をしております。

以上でございます。

○ 9 番（野田増男君）

きのうの同様な質問の中でも、これありましたけれども、ここに防災倉庫をつくるとかという質問がありました。私は、ここのところを防災の拠点ぐらいにしたらどうだと思います。消防詰所の奥田のところも、ちょっと老朽化している箇所もあります。ここへ持ってきて、もう倉庫も訓練も道路でやっている状況です。こういうものをここへ拠点でつくったら、防災関係だと思います。その辺はちょっとどうですか。

○建設部長（斎藤 功君）

防災倉庫の面でございます。昨日の御質問にも御答弁させていただきました。ここに防災倉庫を設置した理由でございますが、今現在、野間公民館の横に防災倉庫がございます。その倉庫が相当老朽化しておるということで、今回、日本福祉大学が避難場所ともなっております。また、津波、この津波の予想でも、国道までという災害想定での結果も出ておりますので、今回、防災倉庫をこの区域内に設置したらどうかという提案をさせていただいているところでございます。

○ 9 番（野田増男君）

それはもう僕も大賛成です。ぜひここへつくってください。

次の質問ですけれども、地域、地権者に対しての説明会、前回 5 月 31 日に意見交換会がありました。今回、6 月 28 日にある予定と聞いています。その後に、地元の説明会に入ってくる予定なのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

地元説明会で地権者への説明でございます。やはり計画がまだ確定しておりません。この計画を地元関係者の方々と協議しながら、確定した段階で、できれば地元説明、地権者への説明を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 9 番（野田増男君）

次に、排水計画、河川改修なんですけれども、ここも、今、県とどこまでの話ができているのか、ちょっと聞かせてください。

○建設部長（斎藤 功君）

このような開発計画では、基本計画の段階で排水の計画を定める必要がございます。この開発するにつきましてはいろんな基準がございます。そういった中で、調整池が必要であれば当然設置することになるかと思っています。また、山王川の関係でございます。山王川につきましては県にお聞きしますと、今年度、河川整備の基本方針を策定するというお話を伺っております。そういったことでございますので、県からも、町としては何か山王川沿いの計画はあるかというお話も来ておりますので、町としては、今こういった構想をもって、今後こういった開発をやりたいという事前の提案はしております。

以上でございます。

○ 9 番（野田増男君）

地元の人では、河川改修が終わらないうちに、これを進めていって、災害が起きた場合どうするんだという声があるんです。もうこれは改修してからやったらどうだという声もあるけれども、そんなことを言っておったならなかなかできないと思います。その辺はちょっとどう考えますか。

○建設部長（斎藤 功君）

もちろん山王川の改修が先行にやっていただければ大変ありがたいと思っています。また、山王川も含めて知多西部線、こちらの改修を県が先行投資的な意味でやっていただければ大変ありがたいのですけれども、やはり県としても予算等の関係がございまして、町も鋭意要望をさせていただくんですけれども、まだ現段階では実現

ができないと。ただ、こういった町としての計画、そういったものがあれば当然県としても優先順位が上がっていくと。今まで以上に整備促進が図られるというふうに、私どもは考えております。

○ 9 番（野田増男君）

もし、できない場合は調整池をつくるんですね。

○ 建設部長（斎藤 功君）

調整池につきましては、開発計画全体ができた段階での、その辺の調整池が必要かどうかの判断になろうかと思っております。

○ 9 番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

次、知多西部線進捗状況に入ります。

まず、この質問をしたときに、質問を僕しますよというときに、西部線はどこをどう通るんだというのをちょっとわからない人が何人か聞きました。どこをどう通っていくのかを御説明をお願いします。

○ 建設部長（斎藤 功君）

知多西部線につきましては、起点が知多市の南浜町というところでございます。終点が南知多町の内海になります。御存じのとおり、美浜地内につきましては上野間から小野浦方面、内海に向かって伸びる延線でございます。総延長が約28キロ、美浜町内では約8.2キロでございます。代表幅員が23メートルということで、箇所によっては21メートルの幅員の部分もあると、そういった都市計画道路でございます。

○ 9 番（野田増男君）

総延長じゃなくて、どの辺を通りますよでないと、もうあれっと思うんです。その説明を、それを僕したいのは、奥田駅と一緒に進んでいけばいいんですけども、この西部線が。もし来ない場合、ここだけでも美浜だけでもできないかというのをちょっと聞きたいから、どこをやるのか、ちょっと聞きたいんです。

○ 建設部長（斎藤 功君）

確かに、今、西部線につきましては、常滑地内から県道小鈴谷河和線までの工事が進んでおります。それより南になりますと住環境整備事業で一部用地も取得されております。そこら辺の関係で、例えばその部分だけ工事ができるかということになりますと、やはり県といたしましては、ある程度の区間、路線で考えていくというふうに言われておりますので、例えば、一部だけ用地が買えておるので、そこだけを先行ということは、通常ではなかなか難しい面もあるかと思いますが、それもケース・バイ・ケースだと思っておりますので、今後の町の計画と合わせて、一日でも早い、早期整備、早期開通を要望していくところでございます。

○ 9 番（野田増男君）

ちょっとわかったようなわからんようなですけども、きのうの同僚の質問の中にも、災害時に国道247が寸断されたときに、特に、だからこういう西部線が必要だと思うんです。

先ほど町長の答弁の中にも、立体交差工事のため協議を行い、平成30年より工事を行うとか何とかだったんですか。これ、どこのことを示しているんですか。

○ 建設部長（斎藤 功君）

先ほど町長が御説明しました箇所につきましては、上野間布土線と知多西部線が交差する区間でございます。西部線のほうが上野間布土線より路線的には上になりますので、ボックスが必要になると。そのボックスを設置する前に、県道の迂回路をまずつくと、そういった工事を今年度。県道を迂回させて、それからボックスの工事に着手すると、そういった工事を予定していただいております。ちなみに、今年度約2億2,000万円ほどの西

部線に関しましては事業費をつけていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

さっきも説明ありましたが、美浜の地内だけでも奥田駅前と同じにできれば、今、中学生が247を通るのにもう自転車危ないです。だから、国道を、今、歩道つくれなんて、多分もう無理な話です。だから、もうこっちを早くつくって、美浜町地内だけでも通れるようにしてやれば、上野間、緑苑から野間中学校の裏を通るんですね、この道は。だから、そうすればいいと思うんですけども、本当お願いしたいんですけども、その辺はどうなんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

今、野田議員がおっしゃられたとおりでございます。国道247につきましては、西部地区でございますが、生活道路、通学道路となっております。そういった意味で、歩道設置要望は毎年度、県や国に対して行っておりますが、なかなか実現は難しいと。そうなった場合、やはりこの西部線のほうを早期実現させていただきたいということで、毎年度、例えば来月、再来月と、知多建設事務所長、8月には県の建設部長さんのほうへ、町長初め、議会からは議長さん・副議長さんにも御同行いただきまして要望に行つてまいります。その中でも、当然、知多西部線は上位クラスで要望、東部線も含めましてでございますが、要望していく項目になっておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

奥田駅開発で、ここへ公園ができた場合、今は道がないのにあそこへできて、どうやってそこへ来るかというのものもありますから、もう早いとこ、この道はつくってください。まだ、これも計画段階で、ちょっとまだ一般質問は早いと思うんです。でも今回やらせてもらいました。

最後に、きのう町長の答弁の中に、ちょっと書いたんですけども、これだけの条件が整うことはまれで、これを逃がしたら二度とチャンスはない、今やらなければというのがあったと思うんです。本当にそのとおりだと思います。ただ、順序よく進めていってほしいと思います。私も応援しますので、よろしくお願いいたします。これで終わります。答弁いいです。

○議長（森川元晴君）

いいですか。まだ、いっぱい時間ありますよ。

○9番（野田増男君）

次があります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田増男君は自席に戻ってください。

〔9番 野田増男君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、6月11日から6月13日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、6月11日から6月13日までを休会とすることに決しました。

来る6月14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

〔午前11時15分 散会〕

平成28年 6 月14日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成28年 6 月 14 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 承認第 3 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 2 承認第 4 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 3 承認第 5 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 4 承認第 6 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 5 承認第 7 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 6 承認第 8 号 専決処分事項の報告承認について

日程第 7 議案第 36 号 訴えの提起について

日程第 8 議案第 37 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 38 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 発議第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

日程第 11 発議第 4 号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について

発議第 5 号 労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 横 田 貴 次 君

2 番 荒 井 勝 彦 君

3 番 大 岩 靖 君

4 番 横 田 全 博 君

5 番 大 崎 卓 夫 君

6 番 丸 田 博 雅 君

7 番 山 本 辰 見 君

8 番 鈴 木 美代子 君

9 番 野 田 増 男 君

10 番 森 川 元 晴 君

12 番 石 田 秀 夫 君

13 番 杉 浦 剛 君

14 番 江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（16名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 坂 本 順 一 君

経 済 環 境 部 長 竹 内 康 雄 君

建 設 部 長 斎 藤 功 君

教 育 部 長 牧 守 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君

秘書広報課長 谷 川 徳 寿 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

都市整備課長 石 川 喜 次 君

学校教育課長 日 比 郁 夫 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

最近、無意味に朝起きるのが早くて、けさも 4 時に目が覚めまして、不燃ごみの分別をしながら新聞が届くのを待っておりました。きのうは新聞がお休みでしたが、最近情報は瞬時に届き知ることができますし、楽しみにしていた全日本大学野球選手権の結果もその日でわかり、最近新聞を読む楽しみが減ってしまったのではないかなというような気もいたします。

そして、けさの新聞記事は、アメリカの銃の乱射事件、また岐阜県での水上バイクによる子どもが 2 人巻き込まれた事故と、また、大阪では交際相手の男に家族が刺され父と娘が亡くなると、本当に最近悲惨な事件、事故が多いと感じております。

東京都知事の件に関しては、全く読む気はありませんでしたが、なぜかそのとき前岩本局長の顔が浮かんできました。

そして、きょうは熊本地震から発生ちょうど 2 カ月であります。改めて、亡くなられた人の御冥福と被災された多くの皆様のお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、始めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 承認第 3 号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第 1、承認第 3 号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第3号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第2 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第2、承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第3、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第4 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第4、承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第5 承認第7号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第5、承認第7号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第7号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 承認第8号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第6、承認第8号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第8号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第7 議案第36号 訴えの提起について

○議長（森川元晴君）

日程第7、議案第36号、訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第37号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第8、議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第9 議案第38号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第9、議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第10、発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

8番 鈴木美代子君、説明願います。8番 鈴木美代子君。

〔8番 鈴木美代子君 登壇〕

○8番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、意見書の説明をさせていただきます。

発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく美浜町議会議員 山本辰

見です。

提案理由です。

この案を提出するのは、「唯一戦争被爆国として核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府に対し、「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるため、その誓約にふさわしい行動をとることが必要である。よって、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める必要があるからである。

以上で壇上での説明を終わります。

同僚議員の賛成で、ぜひ核兵器全面禁止のために国へこの意見書を提出したいと思います。御協力よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありますか。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

1番 横田貴次でございます。

発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について質問をします。

4点質問させていただきたいと思います。

この意見書が、なぜ美浜町として国に提出しなければならないのかを教えてくださいたいと思います。美浜町では、平成23年6月1日に非核平和都市宣言をしております。平和市長会議にも所属しているこの美浜町として、なぜ今このような意見書が必要なのかを教えてくださいたいと思います。

2つ目の質問です。

提案理由の中に、また意見書の中にも文言がありますが、「その誓約にふさわしい行動をとることが必要である」という文言があります。「その誓約」というのが明確に記されてないように思いますので、教えてくださいたい。

3つ目、同じく意見書の大きな標題のところにもあります。「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める」とありますが、意見書を拝見してしましても、何を決断しどういう行動をとるのかということが、いま一つ理解に苦しんでおります。教えてくださいたいと思います。

最後になりますが、意見書の中の最後の1、2、3番書いてある1番目の核兵器禁止条約云々のところの最後の部分です。「被爆国としてふさわしい行動をとること」とありますが、「被爆国としてのふさわしい行動」とは何かを教えてくださいたいと思います。

以上、4点教えてください。よろしくお願いいたします。

○8番（鈴木美代子君）

この意見書をなぜ提出するのかという質問ですが、意見書というのは、美浜町民から訴えがあつて、その美浜町民の思いに応じて議員がやるんだと、出すんだと思います。町民からは、何で日本は被爆国なのにふさわしい行動がとれないのかということで、ぜひ提案してほしいという訴えがありましたから、私はそれに従って意見書を提案しました。

それから、2番目に誓約と言いましたが、「生きているうちに核兵器の廃絶を」という被爆者の声、核兵器

のない世界を求める国民の願いに応えるため、その誓約に」、その誓約は何だということですが、核兵器を全面的に廃絶するために、日本はその実現のために役割を果たすと繰り返し述べてきたんですね。それは、日本が繰り返し述べてきたこと自体を指すんだと思います。

次です。次は、決断し行動ということですが、日本は今、前はともかく最近のことをいいますと、その一つには、日本は人道的イニシアチブを背景に提出された新しい決議、核兵器の人道的結果には、144対、反対19、棄権22で、日本はこれだけ賛成をしました。しかしながら、新しい決議にはなかなか賛成できません。核兵器全面禁止、廃絶、これは第70回国連総会の決議ですが、核兵器禁止、廃絶のための人道的誓約、これには賛成139、反対29、棄権17で、日本は賛成していません。棄権しています。核兵器がいかなる状況のもとでも、再び使用されないことが人類生存のための利益であることを確認した、このことが、その上での人道的な誓約だと思います。

3番、2つ目です。核兵器のない世界のための倫理的義務、これについては、国連総会では賛成132、反対36、棄権16で、この決議は全ての国に核兵器をもたす壊滅的な人道的結果とリスクを認識するよう呼びかけるといいますが、これには日本は賛成していません。棄権しています。

次です。他国間核軍縮交渉の前進ということで、これについても日本は賛成していません。棄権しています。それはなぜかという、やっぱり日本は核の傘に依存する国の一つですので、こうした核兵器を全面的になくするという動きには、どうしても全面的に踏み込めないところがあると思うんです。

それから、被爆国としてのふさわしい行動ですが、やはりたくさんの方が亡くなりました、原爆で。広島でも長崎でも、たくさんの方が亡くなりました。その被爆国としてのふさわしい行動は、この本当に壊滅的な人間にとって非人道的なこの核兵器を全面的になくすることが被爆者の願いであります。その願いを、したがって日本は被爆国としてのふさわしい行動。やっぱり、今まで国連でも決議もいっぱいあるんですけども、ほとんど賛成はしていません。さっき言いました1つだけ賛成しています。被爆国としてのふさわしい行動をすべきだと私は思っています。

以上です。

○議長（森川元晴君）

よろしいでしょうか。1番 横田君、質問は3回までですので、よろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですか。

ほかに。4番 横田君。

○4番（横田全博君）

この最後のほうの1、2、3の中に、「いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること」と書いてございますけれども、共産党さんの考えます安全保障政策ということはどういうことでしょうか。昨今中国からの挑発も目に見えていますし、そういうものから国を守ることについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○8番（鈴木美代子君）

この安全保障政策ですが、別に日本共産党とは関係ないですね。共産党が出した文言ではないですからね、これは。私たちが依頼を受けた当事者がこういった文言を示してくれたから、私たちが確かにそうだなと思ってこれを意見書として出したんですね。

核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘、だから、今言いましたように、核の傘に入っているものだから、被爆国である日本政府が核の傘に入っている、そういったグループがあるんですけども、そのグループの中心にすることが大変問題だと思うんですね。被爆国の顔をしながら核抑止論を振りまくという、このいわゆる他国からすると二枚舌と言われる、こういう路線が、いまや破綻していると思うんですね。

今回の国連総会でも、日本政府が提案した決議案に賛成してもらえないんですね。それも、アメリカやイギリス、フランスからも賛成してもらえない状況であって、私たちはこの核の傘に依存した、そういった国々が示している安全保障条約、安全保障政策を、日本は核の傘から脱却して、日本自身としてそういった安全保障政策をとるべきだと思うんです。私はそう思います。

○４番（横田全博君）

４番 横田です。

日本独自の安全保障政策ということをとるとおっしゃいましたけれども、それは日本の再軍備を意味するのですか。それともそれ以外のことを意味するのでしょうか。どういう形で安全保障をとるもののでしょうか。

○８番（鈴木美代子君）

日本には憲法があります。憲法のもとに、今日本がすべき安全保障政策をみんなで考えてやるべきだと思います。

私は、核の傘からは脱却して、日本独自で何ができるかということで、みんなで考えて安全保障政策を、今別に再軍備ではありません。ただ、何か事が起きれば警察が動けるし、今は自衛隊が動けると思います。

○議長（森川元晴君）

最後です。横田君。

○４番（横田全博君）

４番 横田です。

憲法第９条、当然のことながら、皆さん持っていることはよく知っております。それがあから大丈夫だ、それがあからほかからは攻められない、そういう幻想のもとに今から考えればいいということ、それはどうなのかなということを思っております。

ずっと皆さんそういうふうに、共産党さんはずっとそういうふうに言っておりますけれども、前は自衛隊も否定しましたよね。その辺も含めて、もう一度安全保障はどうするんかということ、ちょっと最後ですけれどもお答えください。

○７番（山本辰見君）

共同提出者ですので、私からも今の横田議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの安全保障の問題、それから今の質問も兼ねますけれども、基本的には、私たちは武器には武器を、攻められたら戦争で返すという形ではなくて、基本的には話し合いのもとに、対話を中心に据えなければならないと考えます。といいますのは、今世界の多くの流れが、本当に15年前、20年前は、アメリカが中心にあって、ヨーロッパのほうも中近東のほうもアジアも、それから南米のほうも、そこのいわゆるグループで日本でいくと日米安保条約みたいな形の条約をそれぞれ国で結んできましたが、多くのところはそれから離れて、独自にその地域の安全をやろうということで、南アメリカのグループ、それから中米もアメリカから離れて独自にやっています。

もう一つ大きな紹介をしたいのはASEANですけれども、ここはもう10年以上、細かい紛争はあるんでしょうけれども、事があったときに話し合いで解決しようということで、1年間に1,000回、ですから1日3回、4

回のそれぞれの分野の話し合いで物事を解決したいということをやっている、先ほど横田議員のほうから中国だ、北朝鮮という言葉は出ませんでしたけれども、そこから攻められたらどうするんだとか、いろんな意見があるのは知っていますけれども、例えばそれらも今のASEANみたいな形で、日本を含む東アジア、日本、台湾、中国、北朝鮮も含めて、そこもASEANと同じような流れで、話し合いで解決していくべきだというのが、私は本当に大事なことだなと思っています。

前に、テロの話が出たことあるんですけども、戦争でテロをなくすことはできない、攻撃でなくすことはできない。むしろどんどんエスカレートしているというのが大きな流れではないかなということを感じますから、先ほどの、じゃ、どうやって日本を守るんだということは、大前提は武器に頼らない形、さっきの核の傘から抜けて、鈴木議員が報告したように、新しい日本の立場をしっかりと中心に据えた安全保障政策をとっていくべきだ。決してアメリカから離れればいいなんて思っていません。対等な立場でのそういう安全保障条約、今ロシアとも組んでないわけですけども、そこも含めてそういう状況が大事ななと思っているところです。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 大岩君。

○3番（大岩 靖君）

今、山本議員の発言なんですけれども、今、他国との話し合いでというのが基本だということを言っていました、例えば、相手方が核保有国であった場合、私が思うには、日本もアメリカの核の傘の中にいるから、逆にいうと、例えばそういう対話にしても話し合いが進むんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺はどう思っていますでしょうか。

○7番（山本辰見君）

私は、核の傘の問題、基本的にはやっぱりそこから抜けられないものですから、決して新しく開発しているところを保護するとか、そういうつもりは全くありませんけれども、一方で、自分たちは核を持っておりながら、新しいところは核をつくっちゃいかん、持っちゃいかんということでは絶対解決できない。

実は、少し希望的な観測もあるわけですけども、現在のアメリカのオバマ大統領が、前ちょっと場所を忘れました。ヨーロッパのほうで核兵器をなくす方向に切りかえるんだと。先日のサミットの後の広島での発言も、具体的には率先して私が減らしますということになっていませんけれども、あの今ボリュームでいけばロシアのほうが多いのかなと思うわけですけども、もうすごい数の核兵器を持っている国の代表でも、核兵器はなくす方向に行ってますから、先ほどの北朝鮮がということですけども、基本的には例えば北朝鮮の問題はよく今ずっと中断しておりますけれども、6カ国協議会、6カ国の話し合い、いわゆる北朝鮮を囲む日本、韓国、中国、ロシア、アメリカだと思いますけれども、それから北朝鮮を含めてですね。その話し合いにどう着かせるか。着かないからいかんとかいうことではなくて、どう着かせるかというところに本当に力を注ぐ。

そのため、例えば一方で相手の国をどんどん攻めておったら、それはもうどんな相手だろうが、片方で拳を出しておいて、右手で握ろうといったってそういうことになりませんから、そういう面では先ほど言いましたように、戦争に頼らない、戦争を解決策としない。しかもその考えの基本に、日本でいくと世界に誇れる憲法9条があるわけです。その中には、戦争で物事を解決しないということを、自分たちの長い経験の中で学んでつくった憲法だと思っています。そういう国の政府のとるべき行動だなということを思うわけです。

○議長（森川元晴君）

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第11 発議第4号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書についてから

発議第5号 労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書についてまで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第11、発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について及び発議第5号、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 山本辰見君、説明をお願いします。7番 山本辰見君。

〔7番 山本辰見君 登壇〕

○7番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、発議第4号、第5号、2つ一緒に提案させていただきます。

発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について。

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書を別紙のとおり提出する。

28年6月14日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見、提出者、同じく美浜町議会議員 鈴木美代子でございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方・地域を再生させる上で地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げて、全ての働く人の賃金を底上げすることが必要であり、また、真の経済再生を実現するために、中小企業への経営支援を拡充し、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換すべきである。よって、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を政府に強く求める必要があるからであります。

意見書本文は裏面にありますが、具体的な要望事項だけちょっと紹介したいと思います。

一番下のほうにあります。

1つ、最低賃金をすぐに時間額1,000円以上に引き上げること。

2つが、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すことであります。

もう一件、発議第5号でございますけれども、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について。

日本政府に労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の乱用を規制し、労働時間短縮と安定した雇用を実現するための労働者保護の制度の整備が切実であり、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を強く求める必要があるからであります。

同様に、意見書の本文は読み上げませんが、要望する項目だけ紹介したいと思います。

労働時間規制の適用除外の新しい制度の導入、あるいは、裁量労働制の対象拡大・手続緩和を行わないために、以下の要望をします。

1つは、時間外労働の上限規制強化に向け、当面限度基準を法律化し、サブロク協定の特別条項は廃止すること。

2点目が、勤務の終了と開始の間に、11時間以上の間隔を置く勤務間インターバル制度を導入すること。

裏面でございます。

3点目は、夜勤交代労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。大きい2点目です。

正社員ゼロ・生涯派遣、これにつながる規制緩和は行わず、労働者派遣法を改正して均等待遇と臨時的・一時的業務への限定、これを明記すること。

3点目が、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりを行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること、こういう具体的なことを提案させていただいております。

ぜひ、同僚議員の皆さんの賛同をお願いして、国のほうに、これは国がやったことによって、結果として美浜町近隣のところの労働者の皆さんが本当に働きやすい状況につくっていくことになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより順次議事を進めます。

発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 横田貴次君。

○1番（横田貴次君）

発議第4号に関して御質問させていただきます。

まず1点目、意見書案の中の11行目ですね。「月10万から13万円の手取りでは、人間らしい自立した生活は到底できない」、このことは、この手取り以下の方は人間ではないというふうにおっしゃっているのかどうか、お聞かせください。

また、18行目、「人間らしく生活できる金額」という、この人間らしくという意味を教えてくださいというふうに思います。

そして、最後になりますが、国に向けての意見書ということなんですが、さきの議案で同僚議員がおっしゃいましたように、美浜町から出す意見書であるならば、まずもってこの美浜町民が安心して働く土壌をつくるとい

う意味では、愛知県にこの意見書を提出したほうが、早く声も届くだろうし実現性が高いというふうに私は思いますが、いかが考えますか。

以上です。

○ 7 番（山本辰見君）

13万円を切ると人間らしい生活にならないのか。実際に、例えばアパートを借りて家賃を払って、食事代、生活費、医療も含めてのときに、私は10万というのは生活保護の水準にほとんど近いぐらいの、むしろ生活保護の方は例えば美浜町ですと家賃が3万円ぐらい、個人でも年齢はいろいろあると思うんですが、6万、7万、家賃も入ると10万ぐらいが生活保護の最低の基準です。もうそれ以下で働いている方がたくさんみえるわけですから、そのことが人間らしくないとか、そういう表現にはなりませんけれども、しかも、先ほどこの文書にありますように、東京でもまだ900円、ほかでは700円いってないところもあるわけですね。

例えば、20日間、24日間、フルタイムで働いても、今のような金額でございます。中には、それは正規の労働じゃなくて、いつ首切られるかわからないというようなことも含めた形になりますから、これは何としても、先ほど2点目のことにも兼ね合ってきますけれども、大都市のほうは東京、大阪、名古屋、名古屋というか愛知県ですね。一定、全国平均よりは高い水準かもしれません。今でもね。正確にちょっと今数字ありません。愛知県は820幾らとかいう水準ですけども、これが愛知県にもうしたほうが早くいくんじゃないかというのは、逆に反対で、それぞれの県でも私たちは声も上げていきますけれども、国として制度として整備すべきだということで、例えば、そのことが今の質問と離れますけれども、今東京一極集中とか地方の働き、若い人がみんな都会へ出ることもうんと重なっているものですから、そういう面では、さっき文書にもあったように、最低賃金の地域間格差をなくするようなことも、それぞれの県が判断したのでは、当然それは解決できない問題だなと思っているところでございます。

○ 1 番（横田貴次君）

2度目の質問でございます。

再度伺いますが、月10万円から13万円の手取りで生活をしている人たちは、人間らしくない生活をしているという理解でよろしいですか。

○ 7 番（山本辰見君）

そういう表現とはちょっと違うと思います。人間らしい生活をしたいのに、なかなかそこに金額的に非常に苦勞しているということですから、例えば、食べるのも本当に抑えていますし、いろんな形で豊かな生活ということにはすぐにつながらなくても、本当に中にはお医者さんにかかりたくても、もう行くと金がかかるから我慢すると。結果として、重病になってから行くようなことも含めて、いろいろ本当に苦勞してみえるんだろうと。人間らしくないと決めてかかっているつもりは毛頭ございません。

○ 1 番（横田貴次君）

最後の質問をさせていただきます。

この意見書を出すのに、この文言を見たときに、私は傷つく方がいらっしゃる感じて質問を続けています。何度伺っても正確に答えていただけませんので、正直に聞きます。この文言を訂正する意思はありますか。

○ 7 番（山本辰見君）

話し合いで、ぜひ最終日まで時間ありますので、お話、希望というか応じる考え、もちろんありますから、ぜひ要望事項から文言についても相談を受けていきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（森川元晴君）

ほかに。4番 横田全博君。

○4番（横田全博君）

4番 横田全博です。

この2つの案、私は2つとも非常に賛成でございます。が、例えば、現時点において時給1,000円にすると、中小企業の経営が成り立たなくなってくる。3割、4割の倒産があるかもしれないという試算も出ております。この例えば美浜町ですとか、この近辺においては、中小企業の会社もたくさんありますけれども、そのあたりのことはどういうふうに見ていますか。

○7番（山本辰見君）

御指摘のとおりで、大企業のところについては一定対応できるにしても、本当に今の中小の業者さん、下請単価も含めて、あるいは発注してから物を納める段階になってから、支払いカットだとかいう形を含めていますから、今具体的にこれとこれとこれはということでは、今案を私個人が持っているわけじゃないですけれども、政府に対してこの文言にもあります。下のアベノミクスのその次の行ぐらいに、中小企業の方に対しては、経営支援という形をしっかりととりながら、だから、先ほど最低1,000円に上げたときに、その負担分を国の方策として支援策をきちっと確立すると、そのことが前提でなければ、中小企業いじめにもなってきますから、そういう面では具体的な今、私がこれとこれをということでは提案できませんけれども、国のほうに対してもこの要望をずっと別項目でしているところでございますから、それとあわせて、先ほど大企業からの下請単価の一方的なやり方なんかもありますから、そっちのほうはいわゆる発注の仕方とか何かのところの規制も含めて、規制とか指導も含めて広く改善していかないかんだろうと。国が1,000円に上げれば済むとかいうことではないと思っております。

○議長（森川元晴君）

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって発議第4号の質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第5号、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありますか。1番 横田貴次君。

○1番（横田貴次君）

1番 横田貴次です。何度も申しわけありません。

発議第5号の議案に関して御質問を申し上げます。

意見書の先ほどにもございましたが、人間らしい働き方を求めるという文言がございます。1日8時間、週40時間以内の労働が人間らしい働き方だと定義づけられているように感じるわけですが、中には仕事が生きがいだというような人もいらっしゃるかというふうに思います。この人間らしい働き方について、また、どういった意味があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

2点目、文内5行目に、「過労死や過労自死する人が続出する事態からの脱却」という文言があります。確か

に、今過労死をされる方、仕事で悩んでみずから命を絶たれる方がいらっしゃるというのは、私も新聞等のニュースで拝見しております。ただ、続出する事態というまで、この社会情勢のほう私は見ておりません。どういった意味で、このような、少々大げさに書いているのかなという気もいたします。意見書でありますので、正確な表記が必要かと思いますので、続出する事態というものの、どのような状況なのかをお聞かせください。

そして、文中12行目、行中、中ぐらいか「ルールを適用しない過労死をふやす悪法である」というふうに言い切っておられます。今、日本国内にこの悪法と呼ばれるような法律が成立しているのかというと、私はそうではないというふうに思います。この悪法とわざわざ書かれている意味を教えてください。

以上です。

〇7番（山本辰見君）

1点目の人間らしい働き方ということですが、実は大きなこの全体の流れの中に、私は今60幾つですが、働いたのは45年も前ですが、当時は多分定時間があって、残業すれば残業の手当が出て、休日に人が休んでいるとき仕事をすれば、きちっと割り増しがありました。この大きな流れにあるのは、いろんな言葉、文言がありますけれども、労働時間に関係ない働かせ方も可能になるとか、それから、もちろん例えば自動車や鉄鋼なんかですと、24時間工場が動いてそれに合わせた働き方ですから、日勤だけで済むとは思っていません。しかし、夜勤した場合は、きちっとした例えばこの提案にもありますように、定時間を8時間じゃなくて短くしたらどうだと。そこで、きちっと割り増しをして、夜頑張っている人たちにはそういう形を保障していこうと。

それから、今もう一つの大きな流れが、女性の労働者の方にも、これまでは多くの場合は、例えば看護師さんとか一定の仕事の中では夜の仕事というのももちろんありましたが、いわゆる事務職だとか、そういう総合職なんかに夜勤だろうが、そういうのに制限がなくなってきたと。とりわけ、女性の方ですと、子どもを育てながらということになりますと、もうその職場では働けない、うちの働き方にそぐわなければ働けない、そういうことも当然出てきますし、そういう面では、いわゆる一般的に定時間で働く人、そうじゃない、除外されるようないろんな条件のところには、きちっとした労働条件も整備して、極力そういう方たちは少なく、頑張っている人には相応の保障をしてあげることが大事ではないかなということを思います。

それから、先ほど過労死、あるいは過労自死する人たちがたくさん出ているということですが、もしかしたら、以前は新聞報道などに余り載らなかったかもしれません。あるいは、泣き寝入りしている人たちも結構いたのかなという気がしていますけれども、最近は本当にいわゆる、実は私たち国会のほうで共産党が率先したとは言いませんけれども、ブラック企業の指摘をしたのは、国会でブラック企業規制法案も含めて出させてもらっています。それに基づいたいろんな働かせ方の見直しを、まだ法律は通っていませんけれども、全国で5,000社近くを厚労省のほうで、一遍それじゃ、働かせ方の状況を調べようと。そしたら、5,000社がいろんな形で羽目を外している会社があるということで、今指導が入っています。

ぜひ、これは法案も通していただきたいなと思っているわけですが、そういう中で、本当に食べるころでしたけれども、まだその会社に勤めて2カ月、3カ月で、とてもじゃないけど私こんな会社は勤められないということで、そこを辞めるんじゃなくて、自分で命を絶った女性の方がいました。私が自分の娘だったら到底耐えられないですし、やっぱり国に、あるいは制度を整備してほしいということを訴えていくと思います。そのお父さんたちもそうだと思いますけれども、そういうのが初めて事件、事故になって明らかになっていくということが本当に多いのではないかと。

これは、その会社を縛るとかいうことではなく、トータルで働かせ方に、いわゆる働く人たちのルールをきちっとつくっていただくということが大事ではないかということが、ルールを、ちょっと文言が出てきませんけれ

ども、働くルールを……、「労働時間を規制するすべてのルールを適用しない」という言葉がありますけれども、ルールをきちっと整備する。ここの中にはたくさんあります。労働時間の問題、残業規制の問題、あるいは安全衛生の問題だとかたくさんありますけれども、そういうのを整備していく必要があるだろうと。

それから最後になります。悪法と言いましたけれども、名前を上げて申しわけないです。今の安倍内閣が進めている方向は、言っていることとやっていることがうんと違うと思うんです。例えば、先ほどのいろんな働かせ方があるというのは、もちろん正規の社員で入れない場合もありますし、その会社は正規じゃなくてパートだけを採用する、そういう会社もあります。パートだけで成り立っている、パートとか臨時だけで。ありますから、じゃ、その会社へ入りたかったら、非正規だと採用する予定はないということであればね。それから、若い人の中で、どんどん変わっていくだとか、正規じゃなくても自由に働きたいという方もいるかもしれません。

でも、多くの場合は最初から正規社員をとらない、あるいは正規が2割、パートが3割、というような形のまともな働き方がない中で、新しく多様な働き方法ができたとか言うんですけれども、本来だったらそうじゃなくて、基本は私は正規職員で、その会社が責任を持って昔の年功序列で死ぬまで採用する、そういうことを言っているわけじゃありませんけれども、本来、正規できちっと保障した労働者として雇うべきだと思っているわけですけども、その辺のところは、国の法律のほうが本当に野放しで、どんどんいろんな規制、言葉は規制緩和ですけども、法律で、ルールある働かせ方の規制が野放しというか、どんどん取り払われているということが、ここで悪法という言葉を使いましたけれども、本当、この状況は以前はこんなことはありませんでした。以前はというか、この10年ぐらいの中で、どんどん変わっていったんです。

そういう状況は、今御存じのように、正規労働者と、それからいわゆる非正規、パートの人の割合、もうすごい比率で高まっているんですね。御存じだと思いますけれども、1,200万とか1,500万ぐらいの人たちが、まともな働き方の採用ではないと。ちょっと全然違うわけですけども、一回経営的に問題になった日航でも、それから全日空でもそうでしたけれども、働く方たちが正社員じゃなくてほとんどパートに切りかえられたけれども、ここがやっとなんというか、ようやく非正規で採用し直すようなことに、少し流れが変わってきているのがありますけれども、まだまだ多くのところでは、働くルールにのっとっていないというか、のっとっていないというよりも、整備されたようなものですから、いろんな働かせ方が自由にできる形になっている、そこを改善する必要があるんじゃないかというのが、私たちの趣旨でございます。

○8番（鈴木美代子君）

今、横田議員のほうから過労死、過労自死の人が続出するという、その表現はオーバーじゃないかと言われましたけれども、実際、統計でとってみると、過労死も含めた自殺の人が、子どもたちから、それから中高年も含めて3万人を超えていましたね。今ちょっと切れていますけど。ということは、1日にどうですか。100人近い人が死んでいる計算になりますよね。なるんです。本当に、私の身近な人も自殺した人もいますし過労死で死んだ人もいます。だから、オーバーではありません。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。4番 横田全博君。

○4番（横田全博君）

この①サブロク協定ですけども、確におっしゃったように、非正規労働者の方、今46%ぐらいだと思っておりますけれども、なっていますよね、全体の動労者から。これ規制強化に向け、当面限度基準を法律化し、サブロク協定の特別条項を廃止すること。これサブロク協定によって、ある意味で労働者の残業時間等々は守られてい

と思うんですよ。それを廃止してということよりも、むしろ非正規労働者の非組合員化を促進していったほうが、より労働環境というのは、労働時間というのは守られると思うんですけども、その辺どう思われますか。

○7番（山本辰見君）

サブロク協定を廃止せよということではありません。本来、私たちも昔働いていたときは、サブロク協定で今月は1週間10時間までだとか、そういうことを決めながら、それから外れた場合にはというのが、きちっと労働組合のある会社でしたから、そういうのが守られていました。

ここの特別条項というのが、基本は週48時間、1日8時間だけれども、こういう場合はいいとかいう特別条項について、どんどんそれが広がっているわけです。先ほどいろんな働き方があるということを使ったんですけども、そこのところをきちっとやっぱりサブロク協定をつくった原則に戻って、きちっと規制していこうではないかというのが基本でございます。

それから、今の正規の人は組合員だけれども、そうじゃない人というのは、いろんな組合のあり方があると思いますから、今、大手のトヨタとかなんかも、賃金交渉なんかでは、いわゆる正規の人だけではなくて、非正規、あるいは組合員じゃない人たちも巻き込んだ運動に少し広がっているのではないかなということ、これは本当にそちらはそちらでまた新しい組合をつくるとかいうことも大事な課題だと思いますけれども、御指摘のとりの運動は、一方で必要だなと思っております。

○議長（森川元晴君）

ほかに。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって発議第5号の質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、発議第4号及び発議第5号の討論、採決は最終日に行います。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、6月15日から6月20日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、6月15日から6月20日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る6月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時03分 散会〕

平成28年 6 月 21 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成28年 6 月 21 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 36 号 訴えの提起について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 37 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 38 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 4 発議第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

日程第 5 発議第 4 号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について

発議第 5 号 労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について

日程第 6 議員派遣の件について

日程第 7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 までの各事件

追加日程第 1 報告第 4 号 専決処分事項の報告について

議案第 39 号 屋内運動場吊天井撤去工事請負契約の締結について

議案第 40 号 生徒児童用机・椅子売買契約の締結について

日程第 6 から日程第 7 までの各事件

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番 横 田 貴 次 君

2 番 荒 井 勝 彦 君

3 番 大 岩 靖 君

4 番 横 田 全 博 君

5 番 大 崎 卓 夫 君

6 番 丸 田 博 雅 君

7 番 山 本 辰 見 君

8 番 鈴 木 美代子 君

9 番 野 田 増 男 君

10 番 森 川 元 晴 君

12 番 石 田 秀 夫 君

13 番 杉 浦 剛 君

14 番 江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（12 名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 坂 本 順 一 君

経 済 環 境 部 長 竹 内 康 雄 君

建 設 部 長 斎 藤 功 君

教 育 部 長 牧 守 君

総務課長 杉本康寿君

学校教育課長 日比郁夫君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

それでは、皆さん、おはようございます。

毎日、本当に梅雨らしい天気が続きまして、僕も腰痛持ちですもんで、この時期は大変つらい季節であります。

また、この間の日曜日は、皆さん、何の日か御存じですよね。父の日でした。ほとんど何も祝ってもらえない父の日であります、うちでも珍しく家族全員がそろいまして、日曜の日に、本当に会話というのか、女房とも久しぶりに飯を食ったなというような感じでありまして、そのときにちょっと気づいたことがありますもんで、最近、家族と会話ができないというのか、話題についていけないということに気づきました。娘夫婦とか女房がおるわけなんですけれども、どんな話題かという、昨日、ＡＫＢの選挙があったことを御存じですよね。わかりますか。全くわからなくて、誰々が優勝したとか、何でとかそういう話だったんですけれども、そこでちょっと僕——ごめんなさいね、長くて——そこでちょっと勉強したんですわ。そのＡＫＢの選挙、投票総数が３２５万５、４００票。ちなみに、前回の東京都知事選が投票率が４６．１４％で４９３万人であったと。愛知県の人口が約７４８万人です。ので、２人に１人が投票に行った計算になるなというふうなことを考えて、これはすごいことだということを思って、ちょっと娘たちに言い返しましたけれども。

ということで、新潟市で開催されて、観光政策課によると、宿泊施設や地元の物産店等で試算した結果、経済波及効果が１５億６、０００万円ということだそうです。ぜひ美浜町で開催をしていただきたいなということを考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は最終日でありますので、大事な採決となりますので、よろしくお願いいたします。

済みません、長くて。

それでは、本日もクールビズにて議事を進めさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第３６号 訴えの提起について

○議長（森川元晴君）

日程第１、議案第３６号、訴えの提起についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る6月15日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査をいたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第36号、訴えの提起については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

裁判費用は発生するかとの質問があり、保険会社が負担するため、町の負担はないとの答弁がありました。

また、より早く解決する方法はなかったかとの質問があり、時間がかかったが、この裁判という方法が最善であると考えているとの答弁がありました。

なお、本事案に対する美浜町の対応は正しいとの賛成討論がありました。

反対討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号、訴えの提起についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決しました。

日程第2 議案第37号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第2、議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となっております議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程においては、質疑、討論ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。文教厚生委員会は、去る6月16日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、教育長を初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分を審査いたしました。審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、討論はありませんでしたが、審査の過程で質疑がありましたので、報告をいたします。

10款、教育費、最初のほうですが、キャリアコミュニティプログラムの内容を詳しく説明をとの問いに、平成21年度より「あいち・出会いと体験の道場」推進事業——これはもう既に陶芸教室だとかフグのさばき方教室などを行っておる事業であります——を実施、また、平成32年までの5年間、あいちの教育ビジョン教育振興基本計画に基づき、将来、愛知を担う子どもたちのために、今回、名古屋市を除く県内中学校306校中6校が指定校となり、その中で河和中学校が指定をされました。キャリア教育とは、一人一人の社会的、職業的自立に向け人生設計を考え、その力を育むものであるとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３ 議案第38号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（森川元晴君）

日程第３、議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について報告をいたします。

なお、この議案につきましては全員賛成で可決し、討論はありませんでしたが、審査の過程において質疑がありましたので、御報告をいたします。

まず、今後、県による広域化への移行によりどのように変わっていくのか、また、国保の財源は大丈夫なのかとの問いに、現在、町の業務の一部が県に移行となるが、基本的には今までと変わらない。ただし、今後についても国保の収支で国保税の増もあり得ると考えるとの答弁でありました。

以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

日程第４ 発議第３号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

○議長（森川元晴君）

日程第4、発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず最初に、反対討論。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

失礼いたします。

発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

本議案に関する質疑において、私は4つの質問をさせていただきました。なぜ美浜町としてこの意見書を今のタイミングで出さなきゃいけないのか。2つ目は、文中に書かれているその制約の意味とは何か。3つ目、日本としての決断と行動とは何か。4つ目、被爆国としてのふさわしい行動とは何かという4つの質問を投げかけさせていただきました。

1番について、なぜ美浜町がこの意見書を提出する必要があるのかにつきましては、一部の町民からこのような声はあったということで理解できました。

しかしながら、美浜町民全ての総意を持ってこの議会で決議するためには、もっとこの議会内、または各委員会においても協議が必要であろうというふうに感じた次第であります。

ほか、3つの質問に関して、その場でお答えをいただきましたが、私自身、理解に苦しむ答弁でございました。町民に説明もできない意見書に対して賛成することはできませんので、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

意見書本文にありますように、国連を中心に、世界の大きな流れは核兵器禁止の方向へ前進をしています。広島市長、長崎市長を初め、ノーベル賞を受けた大江健三郎さん、益川敏英さん、また女優の吉永小百合さんや十朱幸代さん、作家の瀬戸内寂聴さん、歌手の沢田研二さん、俳優の宝田明さんなど多方面の多くの皆さんがこの運動というか声明に賛同を表明し、訴えております。

核兵器全面禁止のアピールというのがあります。短い文章ですので、紹介したいと思います。

「1945年8月、広島と長崎に落とされた原爆は一瞬のうちに二つの街を廃墟に変え、21万の人々の命を奪いました。いまなお20万を超える被爆者が苦しんでいます。この悲劇をいかなる地にも繰り返してはなりません。

いま核兵器の廃絶を求める声は世界に広がっています。多くの国で市民が行動し、政府がその実現を支持しています。ヒロシマ・ナガサキを繰り返させないもっとも確かな保証は核兵器を全面的に禁止し、廃絶することです。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議では、核保有国を含む189の国々が「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことを決めました。いま、それを実行に移すときです。

私たちはすべての国の政府に、速やかに核兵器禁止条約の交渉を開始するよう求めます。」

こういうアピールでございます。

唯一戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府、生きているうちに核兵器の廃絶をと、被爆者の方たちが訴えている声でございます。核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められております。今、日本政府に求められるのは、この現状を打開するための決断と行動にあります。日本政府は、昨年のNPT再検討会議において、いかなる状況下でも核兵器が決して使われないようにすることが人類の生存のためになる、こういう159カ国が賛同した共同声明に、日本政府として名を連ねております。

核兵器が使用されないことを保障する唯一の道は、その全廃であると声明が訴えていると、意味と、先ほどの核兵器全面禁止のアピールの訴えは非常に大きいものであります。日本政府みずからが賛同した声明の内容を実現するために尽力するということは、被爆国の政府として当然の責務でありますので、この意見書を政府に届けるために、ぜひ議場の同僚議員の皆さんの賛同をお願い申し上げる次第でございます。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを採決します。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第5 発議第4号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書についてから

発議第5号 労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書についてまで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第5、発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について及び発議第5号、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について、以上2件を議題とします。

以上2件について、これより順次議事を進めます。

最初に、発議第4号について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず最初に、反対討論から。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書についてにつきまして、反対の立場で討論させていただきます。

こちらの議案におきましても、質問をさせていただきました。文中半ばにフルタイムで働いて月10万円から13万円の手取りでは、人間らしい自立した生活は到底できないという文言に対して、「人間らしい」という言葉をこの意見書について使うことはどうかということでございますが、修正する準備もあるという御答弁でございましたけれども、結果、こういった形で上げられてきているということでございます。

3度の質問の機会を、この「人間らしい」という言葉に使ってしまいましたので、当日は再質問ができませんでしたが、第3段落目から始まる「アベノミクスによる」という文中、こちらはよく新聞や週刊誌で目にする文言でございますが、美浜町議会が採決をして提出する意見書でございます。言葉にはしっかり気をつけた意見書にしたためのべきだと考えます。日本国の行く経済政策とか、そういったふさわしい文言があらうかというふうに思います。

そして、最後に、一番最後に、「よって、美浜町議会は下記の事項を実現するよう強く要望する。」要望書と勘違いするような文言も記載されておりますので、私は賛同できません。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論は。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

昨年11月に厚労省が発表した2014年就業形態の多様化に関する総合実態調査では、労働者に占める非正規雇用の割合が初めて4割に達しました。労働者の4人に1人が非正規雇用の人たちであるというわけです。不本意非正規比率が331万人——総務省労働調査——となっていることで、政府・与党も不本意非正規の正規化を言わざるを得なくなっています。

政府は、昨年9月から、国と都道府県労働局に正社員転換待遇改善実現プラン——5カ年計画ですが——を策定、不本意非正規の割合、14年18.1%を10%以下にするなどの目標値を定め、正社員化や待遇改善を進めるとしています。これは、日本共産党や自民党を含む超党派の議員連盟が申し入れていたものです。

安倍総理は、最低賃金を16年度以降、毎年3%程度引き上げ、全国加重平均で時給1,000円以上を目指す考えを示しています。しかし、このペースでは、最低の平均時給が1,000円以上となるには2023年以降となり、全く不十分です。最低賃金引き上げに向けた中小企業、小規模事業者支援事業の予算も、16年度は15年度と比べて13億円減の11億円にすぎません。社会保険料の事業主負担の軽減など思い切った中小企業支援を図りながら、早期に時給1,000円以上への引き上げを目指すとともに、全国一律の最低賃金制度の確立が求められます。

この美浜町内でも、賃金の安い非正規雇用の労働者が早朝、大型バスで運ばれていく実態はあります。私の友人の息子さん、非正規雇用だった息子が首になったという話を聞きました。何としても早期に時給1,000円の賃金体制が確立されるよう求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第4号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、発議第5号について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、反対討論から。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

続いて、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書案につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

本議案に関しましても、質疑におきまして、「人間らしい」という言葉を非常に意見書に使用することを、私は危惧しております。修正する準備がおりになるという御答弁でしたが、そのままの内容で掲載されていることから、意見書にこのような文言を記載することは望ましくないというふうに判断しております。

また、ほかの質問で、過労死や過労自死する人が続出する事態ということに関する根拠についてお伺いしましたが、数的なものを表示されましたが、全国の自殺者数とそう変わりのない数字であったり、また、文中、過労死をふやす悪法であるということで、この悪法とは何かということをお伺ったわけですが、明らかな御答弁をいただけませんでした。

美浜町から国に対して提出をする意見書の中に「悪法」ですとか「人間らしい働き方」、言いかえてみれば、人間らしくないというような連想もする方もいらっしゃるかもしれません。多くの方がこの意見書を見る前提に立つと、使う文言に関しては細心の注意を払ってこの議会で精査をするべきだというふうに思います。この状態での審議は賛同できないことから、討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

発議第5号、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

憲法第25条、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。この社会を実現するため、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用を確立する必要があると思います。働く現場では、長時間過密労働や生体のリズムを狂わせる夜勤交代制労働、常に雇用不安にさいなまれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶たない。過労死防止対策推進法の制定後も、なお過労死や過労自死する人が続出する事態からの脱出が早急に必要である。1年間に自殺する人が3万人前後いる現実から目を背けることはできません。心身の健康を無視した働き方や不安定雇用の乱用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための労働者保護の制度の整備が切実である。

安倍総理は、施政方針演説で雇用の改善を自画自賛して見せましたが、本当に雇用は改善されたのでしょうか。雇用は110万人ふえたと言いますが、総務省労働力調査では、2012年から15年にかけて非正規雇用が128万人ふえたのに対し、正規雇用は1万人減っています。賃金水準も到底言えません。実質賃金はこの3年間でマイナス5%——厚労省毎月勤労調査——となり、働く貧困層のワーキングプアの拡大も深刻です。国税庁調査によると、年収200万円未満の労働者は2014年に1,139万人に達し、安倍政権の2年間で49万人ふえました。労働者全体に占める割合は24%、女性では42.9%に上ります。安倍政権の3年間でふえたのは、平均賃金が正規雇用の63%水準にとどまる非正規雇用であり、働きながらも生活に困窮するワーキングプアであります。憲法25条、健康で文化的な最低限の生活が町民にも保障され人間らしい生活ができるように、この意見書にぜひ賛同していただきます

よう、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第5号、労働時間の上限規制と解雇規制を強化し、人間らしい働き方を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に大会議室で議会運営委員会を開催願います。

再開時間につきましては、追って放送でお知らせします。お願いいたします。

〔午前9時35分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、報告第4号、専決処分事項の報告についてから議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてまで3件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決処分事項の報告についてから議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 報告第4号 専決処分事項の報告についてから

議案第40号 生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてまで3件一括

○議長（森川元晴君）

追加日程第1、報告第4号、専決処分事項の報告についてから議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結について、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

休憩を挟んでの追加上程となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日、追加上程をいたしますのは、報告第4号、専決処分事項の報告についてを初め、3件でございます。

早速提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第4号、専決処分事項の報告についてでございますが、去る4月30日土曜日午後2時、美浜町大字河和宇古屋敷81番2地先の町道4191号線におきまして、知多市在住の方が運転する軽自動車、町道の鉄板でふたがされた側溝の上を走行したところ、車両の重みに耐えられずふたが変形し、溝に左前輪が落ち、車両の前部分のバンパーと左前輪タイヤホイールを破損した事故が発生いたしました。

この事故に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として車両修理費用の2割、4万1,578円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について6月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告いたします。

なお、今後も引き続き道路パトロール等普段の維持管理にて、このような事故が発生しないよう強化に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第39号、屋内運動場吊天井撤去工事請負契約の締結についてでございますが、去る6月15日に指名業者8社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料のとおり、株式会社トリイ建設が4,700万円で落札いたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。

消費税及び地方消費税376万円を加えた5,076万円で本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、野間中学校屋内運動場のつり天井の撤去及びLED照明器具への取りかえが主なものでございます。

なお、工期につきましては、平成28年6月21日から11月18日までの151日間を予定しております。

次に、議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてでございますが、去る6月15日に指名業者7社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料のとおり、消費税及び地方消費税を含む833万7,600円で株式会社中本屋が落札し、同日付で仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容といたしましては、児童用机・椅子165組、生徒用机・椅子221組の合計386組を各学校に納入するものでございます。

なお、納期につきましては、平成28年11月30日を予定しております。

以上3件につきまして慎重に御審議をいただき、お認めくださるようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終ります。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより議事を進めます。

初めに、議案第39号、屋内運動場吊天井撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○6番（丸田博雅君）

ちょっと確認だけさせていただきます。

先ほど、議運でもちょっと質問しましたが、屋内運動場というのは、いわゆる体育館のことであるというふうに思うんですが、これは正式名が屋内運動場で、体育館というのは通称名ですか。そこら辺をちょっと。

それともう一つ、今、町長のほうから野間中学校と。以前にもちょっと報告受けましたが、どこかに野間中学校のということをちょっと目にさせていただくというのわかりやすいかなと。いわゆる議案説明として。よろしくお願いします。その点、お願いします。

○教育部長（牧 守君）

丸田議員の御質問でございます。

屋内運動場という表現のことでございますが、これは、文部科学省のほうで、通常、我々が体育館、体育館と言っているものについては、補助区分上、屋内運動場というそういった表現が使われておるということで、今回使わせていただいたものでございます。契約書の名称上については、これまでも〇〇学校、〇〇施設、〇〇工事というような言い方でやってきた例もありますけれども、今回につきましては、ちょっとそこら辺の表現、ちょっと省かせていただいて、屋内運動場吊天井撤去工事ということでやらさせていただいております。

ただし、正式な契約書の中では、当然、施工場所等が野間中学校という形で出てまいりますので、そこら辺、今回の議決のこの議案につきましては、ここに書いてあります契約の目的、それから契約の方法、それから計画金額、それから契約の相手方というのが議決案件のその議決の要件になりますので、その中で、野間中学校が出てこなかったというのはちょっと、今後につきましては、誰が見てもわかるような形で学校名等入れてまいりたいと思っております。

そういったことで、正式な契約書の中には、一応、野間中学校ということが出てまいりますので、その点、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

○2番（荒井勝彦君）

済みません。本当に基本的なことで申しわけありません。こういうところで質問していいのかもわかりませんが、たしか私が一般質問でこれ、取り上げさせていただいた内容ですので、あのときには、美浜町内に200平米以上、かつ天井高が6メートル以上のところが9カ所あるというお答えでした。それで、どちらから始めるかということは、一番古いのが野間中学校だというお答えでしたので、多分野間中学校なんだと思うんですけれども、これからの予定ということはあるのでしょうか。もしわかっておりましたら、お願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

今後の予定については、まだ今のところ正式には決まっておりません。

以前、荒井議員の御質問にお答えしたとおり、町内には、河和小学校を除く体育館——屋内運動場なんですけれども——7カ所、それから、両中学校にあります柔剣道場が2カ所ということで、9カ所まだ残っておりますので、順次やっていければと考えておりますけれども、いろいろ財政上のいろいろな都合もありますので、とり

あえず、今回につきましては、野間中学校のほうを優先してやらさせていただくということでございます。

来年度以降につきましては、今後、また実施計画等の中で執行部のほうと調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号、屋内運動場吊天井撤去工事請負契約の締結についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よつて、本案は可決されました。

次に、議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（山本辰見君）

入札の仕組みでちょっとわからないところがあるので。

先ほどの件は、いわゆる予定価格というか、町の予算の中に入札参加した会社全ておさまっているわけですが、こちらの机・椅子のほうは、町の予定価格849万円、これはいわゆる公開して入札を受けたものでしょうか。

それと、それがあつたにしても、なくても、5社が入札をしたわけですが、多分、今度の分は一般的にどこかいいのがないか、そろえたいということではなくて、多分、供給元も一定限られているというか、限定されたところから購入するので、あとはその入札するところが利幅をどうするかとか、運賃はどうか、細かいのでちょっと差が出ると思うんですが、2割も違うのがちょっと解せんもんですから、その辺の仕組みをちょっと、入札に至るまでの仕組みを少し教えていただけると。

○教育部長（牧 守君）

その2割の差がつく、つかないというそこら辺については、我々が知るよしもないところでございまして、我々につきましては、386脚の児童生徒用机、第一工業で、今回、天板がヒノキだったと思ひますけれども、いろいろなそういった仕様をお示しさせていただいた上で、今回選定した業者につきましては、昨年度もやはり同じような形で児童生徒用の机・椅子のほう、入札のほう執行させていただきまして、議会のほうの議決、これも

いただいておりますのでございますけれども、同じ業者を使って今回入札に応札していただいたということでございます。

差については、ちょっとわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○総務部長（本多孝行君）

議員おっしゃったのは、まず、先ほどの工事のほうはみんな価格に入っているけれども、こちらの契約については入っていないところがあるけれどもということを、今、言われましたので。

まず、工事につきましては、設計価格というのを、こういう設計ですといって出します。ですので、逆に言いますと、それより価格が低くなるということがありますが、この物品に関してはそういうことをいたしませんので、その業者の得手がよければ安くなるし、悪ければ高くなる。そういったような形かというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号、生徒児童用机・椅子売買契約の締結についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第6 議員派遣の件について

○議長（森川元晴君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。別紙のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決しました。

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは失礼いたします。

平成28年第2回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた報告第3号、平成27年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとする13議案につきましては、いずれも慎重審議の上、全議案御承認をいただけたことに対しまして、まずもって御礼申し上げます。

まだ、この先も梅雨空が続くものと思われませんが、議員の皆様方におかれましては、体調を崩すこともなく各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成28年第2回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時20分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月21日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 横 田 貴 次

議員 杉 浦 剛